

令和4年12月 議会関係日程表

令和4年12月2日招集

月	日	曜日	区 分	摘 要
11	17	木		12:00 一般質問締切日
	18	金		9:30 議会運営委員会
	19	土		
	20	日		
	21	月		
	22	火		
	23	水		
	24	木		
	25	金		
	26	土		
	27	日		
	28	月		
	29	火		
	30	水		
12	1	木		
	2	金	本 会 議	9:30 12月定例会開会（議案の上程）
	3	土	休 日	
	4	日	休 日	
	5	月	休 会	
	6	火	本 会 議	9:00 一般質問
	7	水	本 会 議	9:00 一般質問
	8	木	委 員 会	9:30 総務経済常任委員会
	9	金	委 員 会	9:30 社会文教常任委員会
	10	土	休 日	
	11	日	休 日	
	12	月	休 会	
	13	火	休 会	
	14	水	休 会	
	15	木	本 会 議	9:30 議会再開（委員長報告・質疑・討論・採決・閉会）

会期14日間

第 1 号

(1 2 月 2 日)

議 事 日 程

令和4年12月 2日
午前 9時30分 開会
長和町議会議長

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 報告第28号 例月出納検査結果報告
- 日程第 4 報告第29号 指定管理委託監査報告
- 日程第 5 報告第30号 議員派遣結果報告
- 日程第 6 報告第31号 損害賠償に係る専決処分の報告について
- 日程第 7 報告第32号 損害賠償に係る専決処分の報告について
- 日程第 8 発議第 4号 長和町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について
(議員提出)
- 日程第 9 発委第 1号 長和町議会委員会条例の一部を改正する条例について
(委員会提出)
- 日程第10 承認第11号 専決処分した令和4年度長和町一般会計補正予算(第8号)の承認について
(町長提出)
- 日程第11 議案第70号 長和町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
(町長提出)
- 日程第12 議案第71号 長和町特別職の職員で常勤のもの等の給与に関する条例の一部を改正する条例について
(町長提出)
- 日程第13 議案第72号 長和町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について
(町長提出)
- 日程第14 議案第73号 長和町個人情報保護審査会条例の制定について
(町長提出)
- 日程第15 議案第74号 長和町住民自治基本条例の一部を改正する条例について
(町長提出)
- 日程第16 議案第75号 長和町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例について

て

(町長提出)

日程第 1 7 議案第 7 6 号 長和町職員の再任用に関する条例を廃止する条例について

(町長提出)

日程第 1 8 議案第 7 7 号 長和町職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例について

(町長提出)

日程第 1 9 議案第 7 8 号 公益法人等への長和町職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例について

(町長提出)

日程第 2 0 議案第 7 9 号 長和町上下水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について

(町長提出)

日程第 2 1 議案第 8 0 号 長和町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例について

(町長提出)

日程第 2 2 議案第 8 1 号 長和町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について

(町長提出)

日程第 2 3 議案第 8 2 号 長和町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例について

(町長提出)

日程第 2 4 議案第 8 3 号 長和町一般職の職員の降給に関する条例の一部を改正する条例について

(町長提出)

日程第 2 5 議案第 8 4 号 長和町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

(町長提出)

日程第 2 6 議案第 8 5 号 長和町職員の懲戒に関する条例の一部を改正する条例について

(町長提出)

日程第 2 7 議案第 8 6 号 長和町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について

(町長提出)

日程第 2 8 議案第 8 7 号 令和 4 年度長和町一般会計補正予算 (第 9 号) について

(町長提出)

- 日程第 2 9 議案第 8 8 号 令和 4 年度長和町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算
（第 2 号）について
（町長提出）
- 日程第 3 0 議案第 8 9 号 令和 4 年度長和町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）につ
いて
（町長提出）
- 日程第 3 1 議案第 9 0 号 令和 4 年度長和町観光施設事業特別会計補正予算（第 2 号）に
ついて
（町長提出）
- 日程第 3 2 議案第 9 1 号 令和 4 年度長和町和田財産区特別会計補正予算（第 2 号）につ
いて
（町長提出）
- 日程第 3 3 議案第 9 2 号 令和 4 年度長和町上水道事業会計補正予算（第 1 号）につ
いて
（町長提出）
- 日程第 3 4 議案第 9 3 号 令和 4 年度長和町公共下水道事業及び排水処理施設事業会計補
正予算（第 1 号）について
（町長提出）
- 日程第 3 5 議案第 9 4 号 長和町過疎地域持続的発展計画の変更について
（町長提出）
- 日程第 3 6 議案第 9 5 号 上田地域広域連合規約の変更について
（町長提出）
- 日程第 3 7 議案第 9 6 号 長和町教育委員会の委員の任命につき同意を求めることにつ
いて
（町長提出）
- 日程第 3 8 陳情第 3 号 免税軽油制度の継続を求める陳情
- 日程第 3 9 陳情第 4 号 安全・安心の医療・介護実現のため人員増と処遇改善を求める
陳情
- 日程第 4 0 委員会付託について

追 加 議 事 日 程 (第 1 号の追加 1)

令和 4 年 1 2 月 2 日

長 和 町 議 会 議 長

日程第 1 議案第 9 7 号 長和町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
について

(町長提出)

日程第 2 委員会付託について

散 会

令和4年長和町議会12月定例会（第1号）

令和4年12月2日 午前 9時30分開会

出席議員（10名）

1番	阿部由紀子	議員	2番	龍野一幸	議員
3番	荻野友一	議員	4番	佐藤恵一	議員
5番	田福光規	議員	6番	羽田公夫	議員
7番	原田恵召	議員	8番	小川純夫	議員
9番	渡辺久人	議員	10番	森田公明	議員

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	羽田健一郎	君	副町長	高見沢高明	君
教育長	藤田仁史	君	総務課長	長井剛	君
企画財政課長	藤田健司	君	建設水道課長	龍野正広	君
こども・健康推進課長	小林義明	君	町民福祉課長	藤田孝	君
情報広報課長兼会計管理者	上野公一	君	産業振興課長	宮阪和幸	君
教育課長	中原良雄	君	文化財担当課長	大竹幸恵	君
総務課長補佐	西田裕康	君	代表監査委員	丸山淳子	君

議会事務局出席者

事務局長	米沢正	君	議会事務局書記	牛山美智子	君
------	-----	---	---------	-------	---

◎開会の宣告

○議長（森田公明君） おはようございます。

定数、定刻、ともに至りましたので、令和4年12月長和町議会第4回定例会を開会いたします。
本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（森田公明君） 日程第1 会議録署名議員の指名について、会議規則第127条の規定に基づき、議長において、4番、佐藤恵一議員、6番、羽田公夫議員の両議員を指名いたします。

◎日程第2 会期の決定

○議長（森田公明君） 続いて、日程第2 会期の決定についてお諮りいたします。

会期につきましては、11月18日開催の議会運営委員会において決定しておりますので、議会議務局長より報告いたします。

米澤議会議務局長。

○事務局長（米沢 正君） それでは、議会の日程を申し上げます。

お手元の議案書1ページを御覧ください。

11月18日に開催されました議会運営委員会において会期が決定をいたしました。

本日、12月定例会の開会となります。

一般質問についてでございますが、12月6日5名の議員の方から一般質問がございます。

翌日7日、2名の議員の方から一般質問がございます。

12月8日、総務経済常任委員会を、12月9日、社会文教常任委員会をそれぞれ開催いたします。

12月15日、議会再開となりまして、委員長報告、質疑、討論、採決、閉会という運びになっております。

会期は14日間となりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（森田公明君） 報告が終わりました。ただいまの報告のとおり、本定例会の会期を本日12月2日から15日までの14日間とすることに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 異議なしと認め、本定例会の会期は本日12月2日から15日までの14日間と決定いたしました。

○議長（森田公明君）　ここで報告いたします。

本定例会に提出されました案件は、報告第28号から第32号までの報告5件、発議第4号及び発委第1号の条例案2件、承認第11号　専決処分した一般会計補正予算1件、議案第70号から議案第86号までの条例案17件、議案第87号から議案第93号までの補正予算案7件、議案第94号　長和町過疎地域持続的発展計画の変更について1件、議案第95号　上田地域広域連合規約の変更について1件、議案第96号　教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについて1件、陳情第3号及び陳情第4号の陳情2件、合計37件であります。

これより会議に入ります。

◎日程第3　報告第28号　例月出納検査結果報告

◎日程第4　報告第29号　指定管理委託監査報告

○議長（森田公明君）　日程第3　報告第28号　例月出納検査結果報告及び日程第4　報告第29号　指定管理委託監査報告を、一括して代表監査委員から報告を求めます。

丸山淳子代表監査委員。

○代表監査委員（丸山淳子君）　それでは、報告第28号　例月出納検査結果の報告をさせていただきます。

議案書3—1ページになりますが、よろしく願いいたします。

報告第28号

令和4年12月2日

長和町長　羽田健一郎様

長和町議会議長　森田公明様

長和町監査委員　丸山淳子

〃　小川純夫

例月出納検査結果報告（令和4年度10月分）

例月出納検査結果報告令和4年度10月分でございます。

令和4年11月25日、10月分の例月出納検査を実施した結果を地方自治法第235条の2第3項の規定により報告するものでございます。

詳細につきましては、次のページ以降を御参照いただければと思います。

続きまして、報告第29号　指定管理委託監査の報告をさせていただきます。

議案書4—1ページになりますが、よろしく願いいたします。

報告第29号

令和4年12月2日

長和町長　羽田健一郎様

長和町議会議長 森田公明様

長和町監査委員 丸山淳子
〃 小川純夫

指定管理委託監査報告

令和4年10月26日に、地方自治法第199条第7項の規定により指定管理委託監査を実施いたしました。

その結果について、地方自治法第199条第9項の規定により報告するものでございます。

監査結果及び検査意見を申し上げます。

指定管理業務については、年度協定等に基づき適切に管理しているか、指定管理委託料・利用料金・管理経費は適切か、施設利用促進のため努力されているか等について監査を行いました。

監査の結果、適正に執行されていると認められました。

また、担当課は受託者に全て任せるのではなく、管理業務内容等について十分把握し、対象施設における管理業務と他の業務との会計区分を明確にする中で、管理を委託することによる経費の節減、利用促進等の効果の向上を図るよう、引き続き適正な指導に努めていただきたいと思います。

詳細につきましては、指定管理委託監査報告書4—2ページ以降を御参照いただければと思います。

以上でございます。

○議長（森田公明君） 報告を終わります。

◎日程第5 報告第30号 議員派遣結果報告

○議長（森田公明君） 次に、日程第5 報告第30号 議員派遣結果について報告を行います。

議員派遣につきましては、私から報告いたします。

お手元の議案書5—1ページから、5—2ページを御覧ください。

10月19日に開催されました、令和4年度長和町議会議員研修会に各議員が出席しております。内容につきましてはここに記載のとおりです。御参加いただき、大変御苦労さまでした。

◎日程第6 報告第31号 損害賠償に係る専決処分の報告について

◎日程第7 報告第32号 損害賠償に係る専決処分の報告について

○議長（森田公明君） 次に、日程第6 報告第31号及び日程第7 報告第32号 損害賠償に係る専決処分の報告について報告を求めます。

藤田企画財政課長。

○企画財政課長（藤田健司君） それでは、よろしく願い申し上げます。

議案書の6—1ページを御覧ください。

報告第31号 損害賠償に係る専決処分の報告についてでございます。

損害賠償の額を定め和解することにつきまして、地方自治法第180条関係の規定によりまして、報告をさせていただくものでございます。

議案書の6—2ページを御覧ください。

令和4年10月27日付で専決処分をさせていただきました。相手方につきましては記載のとおりでございます。

事故の概要でございますが、令和4年9月21日、午前11時20分頃、町道落合1号線を相手車が走行中、同時刻に長和町田舎暮らし体験住宅敷地を草刈り中に石が跳ねまして、左後方ガラス部分を破損させたものでございます。

損害賠償金額につきましては6万9,784円で、町が保険契約に加入いたします株式会社損保ジャパンから相手方の指定する口座に支払われてございます。

続きまして、議案書の7—1ページを御覧ください。

報告第32号 損害賠償に係る専決処分の報告についてでございます。

損害賠償の額を定め和解することにつきまして、地方自治法第180条関係の規定によりまして、報告をさせていただくものでございます。

議案書の7—2ページを御覧ください。

令和4年11月16日付で専決処分をさせていただきました。相手方は記載のとおりでございます。

事故の概要でございますが、令和4年10月1日午後2時頃、長門小学校職員駐車場に駐車中、同時刻に同駐車場を草刈り中に石が跳ね、リアガラス部分を破損させたものでございます。

損害賠償額は13万5,311円で、町が保険契約に加入する株式会社損保ジャパンから相手方の指定する口座に支払われてございます。

双方とも草刈り作業中の事故でございます。今後とも事故のないよう安全を、確認を第一に各種作業に努めてまいりたいと存じますのでよろしくお願い申し上げます。

報告につきましては以上です。

○議長（森田公明君） 報告を終わります。

◎日程第8 発議第4号 長和町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について

（議員提出）

○議長（森田公明君） 次に、日程第8 発議第4号 長和町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

原田恵召議員。

○7番（原田恵召君） それでは、議案書8—1ページを御覧ください。

発議第4号 長和町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法第112条及び会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出するものであります。

改正の内容であります。今回、議案第71号で特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する条例と同様に当町議会議員におきましても、国の法律に準拠し議会議員の期末手当を改正するものであります。

議案書8—2ページを御覧ください。

第1条では、12月に支給する期末手当を100分162.5から100分の167.5に改正するものであります。

第2条では、6月に支給する期末手当を100分の162.5から165に、また、第1条で改正した12月に支給する期末手当100分の167.5を100分の165に改正するものであります。

なお、施行日については、第1条は公布の日から、第2条については、令和5年4月1日からとするものです。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（森田公明君） 提案理由の説明が終わりました。お諮りいたします。

発議第4号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会への付託を省略し、本日審議し即決といたしたいと存じますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 異議なしと認め、発議第4号は本日審議することに決定いたしました。

日程第8 発議第4号 長和町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案に対する質疑を行います。質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 質疑を終結し討論を行います。

討論ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 討論を終わります。

これより、発議第4号を採決いたします。発議第4号を原案のとおり可決することに賛成議員の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

○議長（森田公明君） 全員賛成。よって、発議第4号は原案のとおり可決されました。

◎日程第9 発委第1号 長和町議会委員会条例の一部を改正する条例について

(委員会提出)

○議長（森田公明君） 次に、日程第9 発委第1号 長和町議会委員会条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

羽田公夫議会運営委員長。

○議会運営委員長（羽田公夫君） 日程第9 発委第1号 長和町議会委員会条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

議案書の9-1から2ページを御覧ください。

新型コロナウイルス感染症対策等のため、委員会をいわゆるオンライン会議により開催することについて委員会条例の一部改正するための発委であります。

改正の内容につきましては、委員会開催の特例として第13条招集の次に第13条の2委員会開催の特例を追加するとともに、第18条秘密会を改正する内容です。

第13条の2第1項は、オンラインを活用した委員会開催の要件について。

第2項は、委員がオンラインによる出席を希望する場合、委員長の許可を必要とすること。

第3項は、オンラインにより出席した委員はこの条例の適用において委員会に出席したものとみなすこと。

第4項は、オンラインによる委員会におけるその他必要な事項は議長が別に定めること。

第18条は秘密会に関する規定ですが、オンラインによる委員会は秘密会の対象から除外することを明記するため改正するものです。

以上、賛同を賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。よろしくようお願い申し上げます。

○議長（森田公明君） 提案理由の説明が終わりました。

本案に対する質疑を行います。質疑ございますか。

(「なし」の声あり)

○議長（森田公明君） 質疑を終結し討論を行います。

討論ございますか。

(「なし」の声あり)

○議長（森田公明君） 討論を終わります。

これより、発委第1号を採決いたします。発委第1号を原案のとおり可決することに賛成議員の挙手を求めます。

(挙 手 多 数)

○議長（森田公明君） 賛成多数。よって、発委第1号は原案のとおり可決されました。

◎日程第10 承認第11号 専決処分した令和4年度長和町一般会計補正予算（第8

号) の承認について

(町長提出)

◎日程第 1 1 議案第 7 0 号 長和町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

(町長提出)

◎日程第 1 2 議案第 7 1 号 長和町特別職の職員で常勤のもの等の給与に関する条例の一部を改正する条例について

(町長提出)

◎日程第 1 3 議案第 7 2 号 長和町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について

(町長提出)

◎日程第 1 4 議案第 7 3 号 長和町個人情報保護審査会条例の制定について

(町長提出)

◎日程第 1 5 議案第 7 4 号 長和町住民自治基本条例の一部を改正する条例について

(町長提出)

◎日程第 1 6 議案第 7 5 号 長和町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例について

(町長提出)

◎日程第 1 7 議案第 7 6 号 長和町職員の再任用に関する条例を廃止する条例について

(町長提出)

◎日程第 1 8 議案第 7 7 号 長和町職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例について

(町長提出)

◎日程第 1 9 議案第 7 8 号 公益法人等への長和町職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例について

(町長提出)

◎日程第 2 0 議案第 7 9 号 長和町上下水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について

(町長提出)

◎日程第 2 1 議案第 8 0 号 長和町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例について

(町長提出)

◎日程第 2 2 議案第 8 1 号 長和町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正す

る条例について

(町長提出)

◎日程第23 議案第82号 長和町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例について

(町長提出)

◎日程第24 議案第83号 長和町一般職の職員の降給に関する条例の一部を改正する条例について

(町長提出)

◎日程第25 議案第84号 長和町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

(町長提出)

◎日程第26 議案第85号 長和町職員の懲戒に関する条例の一部を改正する条例について

(町長提出)

◎日程第27 議案第86号 長和町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について

(町長提出)

◎日程第28 議案第87号 令和4年度長和町一般会計補正予算(第9号)について

(町長提出)

◎日程第29 議案第88号 令和4年度長和町国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算(第2号)について

(町長提出)

◎日程第30 議案第89号 令和4年度長和町介護保険特別会計補正予算(第2号)について

(町長提出)

◎日程第31 議案第90号 令和4年度長和町観光施設事業特別会計補正予算(第2号)について

(町長提出)

◎日程第32 議案第91号 令和4年度長和町和田財産区特別会計補正予算(第2号)について

(町長提出)

◎日程第33 議案第92号 令和4年度長和町上水道事業会計補正予算(第1号)について

(町長提出)

◎日程第34 議案第93号 令和4年度長和町公共下水道事業及び排水処理施設事業
会計補正予算（第1号）について

（町長提出）

◎日程第35 議案第94号 長和町過疎地域持続的発展計画の変更について

（町長提出）

◎日程第36 議案第95号 上田地域広域連合規約の変更について

（町長提出）

◎日程第37 議案第96号 長和町教育委員会の委員の任命につき同意を求めること
について

（町長提出）

○議長（森田公明君） 次に、日程第10 承認第11号 専決処分した令和4年度長和町一般会
計補正予算（第8号）の承認についてから、日程第37 議案第96号 長和町教育委員会の委員
の任命につき同意を求めることについてまでを一括して上程いたします。

全議案について、町長より提案理由の説明を求めます。

羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） 皆さん、おはようございます。

師走に入り、何かと慌ただしい日々が続いておりますが、本日、ここに議会12月定例会を招集
いたしましたところ、議員全員の御出席を賜り、開催できますことに、厚く御礼を申し上げます。

さて、私も5期目の任期のうち1年が過ぎたところでございますが、引き続き町民の皆様誰もが
「しあわせ感」を実感できるように、これからも今まで以上に全力で町政の運営に取り組んでまい
る所存であります。

激甚化する気象災害や新型コロナウイルス感染症への対応、さらにはロシアによるウクライナ侵
攻、そしてこれに起因する物価の上昇と急激な円安など、国内、世界の情勢は刻一刻と大きな変革
期を迎えております。

当町におきましても、これらの状況をしっかりと確認するとともに、適切な対応をしてまいりま
すので、議員の皆様方の御理解、御協力、御支援を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

さて、一昨年から猛威を振るっております新型コロナウイルス感染症につきましても、皆様方の
御協力によりましてワクチン接種が進んだこともあり、一旦落ち着いたかに思われましたが、特に
県内ではこの11月以降、第7波を上回るような感染の急拡大が進んでいる状況となっております。

また、9月26日からは、それまで行われておりました市町村ごとの感染者数の公表も終了とな
りまして、現在は上田地域の感染者数として発表されており、町といたしましても対応が難しい状
況にあるわけでございますが、引き続き、長野県と連携し対応につきましても万全を期してまいり
たいと存じます。

町民の皆様をはじめ、地域で感染防止対策に御協力をいただき、また、オミクロン株に対応した

ワクチン接種も進んできておりますが、新たな変異株の出現も予想され、最新の情報を常に収集し感染状況を確認しながら対応をしてまいりたいというふうに考えております。

今後におきましても、県と共に感染防止の呼びかけを強化しつつ、町民の皆様の生活を支え、経済の再生を図ることに努めてまいります。

それでは、今議会に提案をさせていただきました承認1件、条例案17件、補正予算案7件、長和町過疎地域持続的発展計画の変更について、並びに上田地域広域連合規約の変更について及び人事案件1件につきまして順次説明を申し上げます。

初めに、令和4年11月11日付で専決処分させていただきました令和4年度補正予算の承認について申し上げます。

承認第11号 専決処分した令和4年度長和町一般会計補正予算（第8号）についてでございますが、歳入歳出ともに、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援事業、新型コロナウイルスワクチン接種関連事業、長野県生活困窮世帯緊急支援金事業に係る補正が主なものとなっております。

一般会計全体では9,350万8,000円の補正増となり、補正後の予算総額は、66億5,758万8,000円でございます。

続きまして、条例に係る案件でございますが、議案第70号 長和町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、人事院勧告及び長野県人事委員会勧告を受け、県においてもこの11月定例会において条例改正をする予定であり、当町の給与条例についても県に準拠していることから改正をお願いするものであります。

次に、議案第71号 長和町特別職の職員で常勤のもの等の給与に関する条例の一部を改正する条例について申し上げます。

特別職は人事院勧告の対象外ですが、特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律が可決されたことに伴い、県においてもこの11月定例会において条例改正をする予定であり、当町の給与条例も同様に改正するものでございます。

次に、議案第72号 長和町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について、並びに、議案第73号 長和町個人情報保護審査会条例の制定については、個人情報の保護に関する法律の一部改正が実施されたことに伴い、今後は全国的な統一ルールの下、各地方公共団体において個人情報保護制度を運営することとされたため、当町においても条例を新規に制定するものであります。

次に、議案第74号 長和町住民自治基本条例の一部を改正する条例については、議案第72号、議案第73号の個人情報の保護に関する条例の制定に伴い、改正後の国の個人情報保護法に基づくこと、また、新たな町の個人情報保護法を別に定める必要な条例として規定するため、一部改正するものであります。

次に、議案第75号 長和町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例についてから、議案第85号 長和町職員の懲戒に関する条例の一部を改正する条例についてまでの11件につきま

しては、地方公務員法等の一部を改正する法律の制定により、令和5年度から2年に1歳ずつ65歳まで、定年が段階的に引き上げられるとともに、管理監督職の勤務上限年齢による降任及び転任並びに、定年前再任用短時間勤務の制度が設けられたこと等に伴い、関係条例を改正するものであります。

議案第86号 長和町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例については、個人番号カードによる証明書のコンビニ交付サービス開始に伴い、交付申請の規定の追加と、総務省の、印鑑登録の事務処理要領の改正を受け、字句を改めるものであります。

続きまして、補正予算について申し上げます。

最初に、議案第87号 令和4年度長和町一般会計補正予算（第9号）については、各予算科目とも、光熱水費の価格高騰に伴う補正などがございます。

まず、議会費におきましては、議場用無線LANの整備及び事務用備品購入による増額、総務管理費におきまして、企画費で、気候非常事態宣言に伴う実行計画策定に向けまして、委託料の増額補正を計上をさせていただきました。

徴税费では、地方税共通納税システムの改修を、選挙費では、長野県議会議員選挙に係る経費をそれぞれ増額補正といたしました。

民生費におきましては、社会福祉総務費中の社会福祉医療費の増額のほか、障がい者福祉費などにおきまして、事業実績や補助事業の精算などによる補正を計上をさせていただきました。

衛生費、健康づくり費では、新型コロナウイルスワクチン接種に関する体制確保事業に係る返還金などの補正を計上をさせていただきました。

塵芥処理費では、ごみ処理量の増加による処分費などの増額補正を計上をさせていただきました。

農林水産業費におきまして農業費では、交付金事業を導入しての獣害防止柵の設置に係る補正及び、県単独事業に係る町分の負担金などに伴う補正を、林業費では、事業実績に伴う補正をそれぞれ計上をさせていただきました。

商工費におきましては、令和2年度に実施しました新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業におきまして、返還金が生じたため、補正を計上をさせていただきました。

土木費におきましては、枯木の処理や増工となる工事などによる補正を計上をさせていただきました。

消防費に関しましては、定住自立圏事業へ組み入れての防災用の備蓄品を購入する補正を計上をさせていただきました。

教育費におきましては、事業実績に伴うもののほか、体育施設などの修繕工事時の補正を計上をさせていただきました。

災害復旧費でございますが、林業施設災害復旧におきましては、設計単価の値上げに伴う増工見込みによる補正を、土木施設災害復旧では、堆積土砂を撤去するための重機使用料、国庫からの単独事業へと振り替えるの工事費につきまして、それぞれ補正予算を計上をさせていただきました。

公債費につきましては、借入金の確定に伴う補正を計上をさせていただきました。

歳入につきましては、分担金及び負担金で、電気料金の値上げに伴う負担金、使用料では、教育施設の入館者の見込み増による使用料の補正を計上をさせていただきました。

国庫支出金の国庫補助金では、各事業実施に伴う実績による補正を、県支出金の県補助金では、事業の実績見込みや確定により、福祉医療費補助のほか、鳥獣被害防止総合対策整備交付金などを、委託金では、長野県議会議員選挙費委託金をそれぞれ補正計上をさせていただきました。

財産区繰入金におきましては、応急工事などに伴う繰入金を、基金繰入金におきましては、事業の実施状況や確定などにより、財政調整基金繰入金、新町一体感醸成基金繰入金、森林環境譲与税基金繰入金を、それぞれ補正計上をいたしました。

諸収入では、後期高齢者受託料や過年度収入などにつきまして補正を計上をいたしました。

町債につきましては、事業の確定や見込みにより、それぞれ補正予算を計上をさせていただきました。

以上、一般会計全体で6,760万8,000円の増額補正をお願いするものであり、補正後の予算総額は67億2,519万6,000円でございます。

続きまして、議案第88号 令和4年度長和町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）についてから、議案第93号 令和4年度長和町公共下水道事業及び排水処理施設事業会計補正予算（第1号）についての主なものについて説明をさせていただきます。

国民健康保険、介護保険特別会計補正予算につきましては、それぞれ事業実績や実績見込みに応じた補正が主なものとなっております。

観光施設事業特別会計におきましては、財産収入に係る補正が主なものとなっております。和田財産区特別会計におきましては、お祭り中止に係る補正が主なものとなっております。

上下水道事業会計におきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金に係る補正、公共下水道事業及び排水処理施設事業会計におきましては、人件費に係る補正が主なものとなっております。

次に、議案第94号 長和町過疎地域持続的発展計画の変更について説明を申し上げます。

昨年の9月議会におきまして、新過疎法の施行を受けまして議決をいただきました本計画の一部を変更するため、議会へお諮りするものでございます。

次に、議案第95号 上田地域広域連合規約の変更について説明を申し上げます。

今年度取り組んでおります上田地域広域連合広域計画の改定により、広域連合規約に規定いたします広域計画の項目の変更が必要となること及び、斎場利用区域の廃止により、広域連合規約に規定する別表の変更が必要となることから、広域連合規約の変更を本議会に提案させていただくものであります。

次に、議案第96号 長和町教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについて、説明を申し上げます。

教育委員の任期は4年ですが、この12月2日に4年間の任期が満了となります教育委員の任命につきまして、議会の同意をお願いをするものであります。

以上、提案理由の概要を申し上げましたが、詳細につきましては審議の際、担当者より説明をいたしますので、よろしく御審議の上、御承認を賜りますようお願いを申し上げまして、提案説明とさせていただきます。

○議長（森田公明君） 提案理由の説明が終わりました。

ただいま10時10分です。ここで10時20分まで休憩いたします。

休 憩 午前10時10分

再 開 午前10時20分

○議長（森田公明君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

ここでお諮りいたします。

承認第11号 専決処分した令和4年度長和町一般会計補正予算（第8号）の承認については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略し、本日審議し即決といたしたいと存じますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 異議なしと認め、承認第11号は本日審議することに決定いたしました。

日程第10 承認第11号 専決処分した令和4年度長和町一般会計補正予算（第8号）の承認についてを議題といたします。

担当課長の詳細説明を求めます。

藤田企画財政課長。

○企画財政課長（藤田健司君） それでは、よろしくお願い申し上げます。

議案書の10—1ページをお願いいたします。承認第11号 専決処分した令和4年度長和町一般会計補正予算（第8号）につきまして報告をさせていただき、御承認をお願いするものでございます。

ページをおめくりいただきまして、補正予算書の1ページを御覧ください。

第1条でございます。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,350万8,000円を増額し、総額を歳入歳出それぞれ66億5,758万8,000円とするものでございます。歳入歳出の詳細につきましては9ページからになります。

まず、国庫負担金につきましては、新型コロナウイルスワクチン接種事業負担金といたしまして125万9,000円、国庫補助金では新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金が3,578万1,000円、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金に係ります事務費、事業費で4,607万8,000円、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業に253万円のそれぞれの増額補正となっております。

県補助金につきましては、生活困窮世帯緊急支援金事業の補助金で786万円の増額計上となりました。

次に、10ページからの歳出でございます。

総務費総務管理費におきましては、原油価格・物価高騰対応事業といたしまして、地域公共交通や地域観光バス事業者に対する支援事業を250万1,000円の事業費にて実施するものでございます。

民生費、社会福祉総務費におきましては、国の助成を受けまして実施いたします、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金事業として、人件費14万円、事務費93万8,000円、事業費4,500万円をもって実施するものでございます。

事業内容につきましては、住民税非課税860世帯、家計急変40世帯を対象に、1世帯5万円を支給するものでございます。

次に、県の助成を受けまして実施いたします、生活困窮世帯緊急支援金事業といたしまして事務費36万円、事業費750万円の事業費により実施いたします。

事業内容につきましては、住民税所得割の非課税240世帯、家計急変10世帯を対象に、1世帯3万円を支給するものでございます。

在宅福祉費におきましては、原油価格・物価高騰対策事業といたしまして、福祉事業所エネルギー価格高騰対策支援事業を787万6,000円の事業費にて実施いたします。

事業内容につきましては、介護・福祉サービス事業所がコロナ禍における原油価格・物価の高騰等の影響を受けながら、安定的なサービス提供を持続できるよう光熱費及び燃料費の価格高騰分の一部を支援するものでございます。

児童運営費におきましては、和田保育園の厨房機器、スチームコンベクションオーブンが故障したため更新するものでございます。

12ページからの健康づくり費におきましては、原油価格・物価高騰対応事業といたしまして医療機関に対する物価高騰対策支援事業を1,680万円の事業費にて実施いたします。事業内容につきましては、地域医療を担う医療機関につきましてコロナ禍において燃料費等が高騰いたしまして、経営を圧迫しているため、高騰分の差額を補助するものでございます。

次の、新型コロナウイルスワクチン接種事業につきましては、人件費80万円、事務費173万円、接種が125万9,000円を計上させていただいております。

13ページからの商工費、商工振興費におきましては、原油価格・物価高騰対応事業といたしまして、町内公衆浴場燃料高騰支援事業を750万円の事業費によって実施いたします。事業内容につきましては、町内の公衆浴場の経営を圧迫する高騰した灯油の経費増額分の支援を行うものでございます。

観光費におきましては、原油価格・物価高騰対応事業といたしまして、長和町の宿泊施設燃料高騰支援事業を300万円の事業費より実施いたします。事業の内容につきましてでございますが、

コロナ禍にあって、宿泊施設の事業継続を目的といたしまして燃料費の価格高騰分の一部を支援を行うものでございます。

予備費につきましては、398万9,000円の減額といたしました。

説明につきましては以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（森田公明君） 説明が終わりました。

本案に対する質疑を行います。質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 質疑を終結し討論を行います。

討論ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 討論を終わります。

これより、承認第11号を採決いたします。承認第11号について承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 異議なしと認め、承認第11号は承認されました。

次に、日程第11 議案第70号 長和町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について及び日程第12 議案第71号 長和町特別職の職員で常勤のもの等の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを一括して議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

長井総務課長。

○総務課長（長井 剛君） それでは、議案書の11ページを御覧ください。

議案第70号 長和町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について議会の議決をお願いするものでございます。

改正条文は1ページから30ページとなります。新旧対照表につきましては31ページからとなります。人事院勧告及び長野県人事委員会勧告を受け、県においてもこの11月定例会において条例改正をする予定であり、当町の給与条例についても県に準拠していることから、改正をお願いするものであります。

施行期日につきましては、公布の日からでございますが、第2条の規定につきましては、令和5年4月1日から適用いたします。また、第1条の規定による改正後の給与条例規定につきましては、令和4年12月1日からの適用となります。

次に、議案書の12—1ページをお願いいたします。

議案第71号 長和町特別職の職員で常勤のもの等の給与に関する条例の一部を改正する条例について、議会の議決をお願いするものでございます。

改正条文は、12—2ページになります。

特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律が可決されたことに伴い、当町の条例改正をするもので、こちらにつきましても、県においてこの11月定例会において条例改正をする予定でありまして、当町の特別職給与条例についても県に準拠していることから改正をお願いするものであります。

施行期日につきましては、公布の日からでございますが、第2条の規定につきましては令和5年4月1日から適用いたします。また、第1条の規定は令和4年12月1日より適用いたします。

以上でございます。

○議長（森田公明君） 説明が終わりました。

ここでお諮りいたします。

議案第70号及び議案第71号は会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略し、本日審議し即決といたしたいと存じますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 異議なしと認め、議案第70号及び議案第71号は本日審議することに決定いたしました。

日程第11 議案第70号 長和町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてに対する質疑を行います。質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 質疑を終結し討論を行います。討論ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 討論を終わります。

これより、議案第70号を採決いたします。議案第70号を原案のとおり可決することに賛成議員の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

○議長（森田公明君） 全員賛成。よって、議案第70号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第12 議案第71号 長和町特別職の職員で常勤のもの等の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案に対する質疑を行います。質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 質疑を終結し討論を行います。討論ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 討論を終わります。

これより、議案第71号を採決いたします。議案第71号を原案のとおり可決することに賛成議員の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

○議長（森田公明君） 全員賛成。よって、議案第71号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第13 議案第72号 長和町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定についてから、日程第27 議案第86号 長和町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例についてまでを一括して議題といたします。

担当課長の概要説明を求めます。

長井総務課長。

○総務課長（長井 剛君） それでは、議案書の13—1ページをお願いいたします。

議案第72号 長和町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について議会の議決をお願いするものでございます。

改正条文は13—2ページとなります。

個人情報の保護に関する法律の一部改正が実施されたことに伴い、地方公共団体ごとの個人情報保護条例の規定や、運用の相違による保護水準の不均衡を是正するため、今後は全国的な統一ルールの下、国の行政機関、独立行政法人、民間事業者及び地方公共団体等において、これまで別々の法律、条例によって運用されてきた個人情報の取扱いが同一の法の規律によりまして取り扱われることとなるため、附則で現行の条例を廃止し、国の法律に沿った条例を新規に制定するものであります。

次に、議案書の14—1ページをお願いいたします。

議案第73号 長和町個人情報保護審査会条例の制定について、議会の議決をお願いするものでございます。

改正条文は14—2ページとなります。

こちらにつきましても、個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴うものであり、地方自治法第138条の4の第3項に、執行機関の諮問機関としての附属機関の位置付で条例で定めるようになっているため、条例の新規制定をするものであります。

次に、15—1ページをお願いします。

議案第74号 長和町住民自治基本条例の一部を改正する条例について、議会の議決をお願いするものでございます。

改正条文につきましては15—2ページになります。

個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、改正後の国の個人情報保護法に基づくこと、また、新たな町の個人情報の法律施行条例を別に定めるために必要な条例として規定するため、一部改正をするものであります。

次に、議案第75号から議案第85号までの条例11件につきましては、地方公務員法等の一部を改正する法律の制定に伴う一部改正について、議会の議決をお願いするものでございます。

議案書の16—1ページをお願いいたします。

議案第75号 長和町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例については、地方公務員

法等の一部を改正する法律の制定により、令和5年度から2年に1歳ずつ65歳まで定年が段階的に引き上げられるとともに、管理監督職の勤務上限年齢による降任及び転任並びに定年前再任用短時間勤務の制度が設けられたことに伴い一部改正するものであります。

次に、17-1ページをお願いいたします。

議案第76号 長和町職員の再任用に関する条例を廃止する条例についてでございますが、再任用職員が廃止されることにより条例を廃止するものでございます。

次に、議案書の18-1ページをお願いいたします。

議案第77号 長和町職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例について、議案書の19-1ページ、議案第78号 公益法人等への長和町職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例について及び議案書の20-1ページ、議案第79号 長和町上下水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例についての3条例につきましては、地方公務員法等の一部改正に伴う条項ずれ及び再任用短時間勤務職員に替え、定年前再任用短時間勤務職員を規定する同様のものでございます。

次に、議案書の21ページ、議案第80号 長和町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例について、それから議案書の22-1ページ、議案第81号 長和町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について、そして議案書の23-1ページ、議案第82号 長和町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例については、地方公務員法等の一部改正に伴う条項のずれによる条例の一部改正でございます。

次に、24-1ページをお願いいたします。

議案第83号 長和町一般職の職員の降給に関する条例の一部を改正する条例については、地方公務員法等の改正に伴う管理監督職勤務上限年齢による降任に伴う降給や60歳以上の降給が必須となったため、条例の一部を改正するものであります。

次に、25-1ページをお願いします。

議案第84号 長和町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例については、地方公務員法等の改正に伴い、育児休業することができない職員に定年での管理監督職勤務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の特例により延長された職員を追加することとなったため、条例の一部を改正するものであります。

次に、26-1ページをお願いいたします。

議案第85号 長和町職員の懲戒に関する条例の一部を改正する条例については、地方公務員法等の改正に伴い、減給されている職員が定年延長により降給となり減給額が降給後の給料等の10分の1を超える場合に減給額を減らすものとする条例の一部を改正するものであります。

次に、27-1ページでございます。

議案第86号 長和町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例については、個人番号カードによる証明書のコンビニ交付サービス開始に伴い、交付申請の規定の追加と総務省の印

鑑登録の事務処理要領の改正を受け、字句を改めるものであります。

以上、議案第72号から86号まで説明とさせていただきます。

○議長（森田公明君） 議案の説明が終わりました。なお、今定例会に上程されました議案のうち、議案第72号から議案第95号までは委員会への付託を予定しておりますので、詳細な質疑につきましては、後刻、所属する担当委員に委ねていただき、総括的、大綱的なものについての質疑をお願いしたいと存じます。本案に対する質疑を行います。質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

次に、日程第28 議案第87号 令和4年度長和町一般会計補正予算（第9号）についてを議題といたします。

担当課長の概要説明を求めます。

藤田企画財政課長。

○企画財政課長（藤田健司君） それでは、よろしくお願いたします。

議案書の28ページになります。1枚おめくりいただきまして、議案第87号 令和4年度長和町一般会計補正予算（第9号）につきまして御説明申し上げます。

歳入歳出の補正につきましては、既定の歳入歳出予算の増額に6,760万8,000円を追加いたしまして、総額を歳入歳出それぞれ67億2,519万6,000円とするものでございます。

5ページを御覧ください。

地方債の補正につきましては、過疎対策事業債、辺地対策事業債、災害復旧事業債につきましてそれぞれ起債の2次分の起債計画によりまして、それぞれ増額補正をするものでございます。

内容につきましては11ページからとなりますので御覧ください。

歳入につきまして分担金及び負担金では、和田支所の電気料金増額補正に伴います和田診療所並びに和田歯科診療所からの負担金25万円の増額補正をさせていただきました。

使用料及び手数料では、文化財施設の来館者の増加に伴い257万7,000円の増額補正を計上させていただきました。

国庫支出金では、民生費、土木費、災害復旧費ともに実績や補助額の確定に伴い、合計で48万1,000円の減額補正をさせていただきました。

県支出金の県補助金、民生費補助金では、福祉医療費補助金など実績によりまして202万円の増額、農林水産業費補助金中、農業費補助金では鳥獣被害防止総合対策整備交付金事業に1,000万円の増額、林業費補助金では補助事業額の確定に伴い6,000円の減額補正といたしました。

12ページからの県委託金につきましては、長野県議会議員選挙費委託金といたしまして229万7,000円の増額補正をいたしました。

財産収入中、物品売払収入では、原始・古代ロマン体験館並びに黒耀石体験ミュージアムの記念品等販売収入の増加見込みによりまして、88万9,000円の増額補正といたしました。

財産区の繰入金におきましては、大門財産区が町単耕地応急工事によりまして105万円の増額、長久保財産区が工事などによりまして10万円の増額、基金繰入金におきましては財政調整基金繰入金がそれぞれの特定財源の増減に伴いまして調整いたしますため420万5,000円の増額、新町一体感醸成基金繰入金では、充当していた各種イベントなどの確定によりまして8万6,000円の減額、森林環境譲与税基金につきましては、予定する事業を特別交付税対象へと算定組替えをするため684万6,000円の減額補正といたしました。

13ページからの諸収入でございます。

衛生費受託事業収入につきましては、人間ドック受診分の補助金が後期高齢者健診に移行したことなどによりまして158万円の増額、雑入につきましては過年度収入では福祉系の所掌事務でございます自立支援給付費に関わります国庫精算金などの収入によりまして205万4,000円の増額、給食費の負担金では、給食材料費の増額に伴います、小学校職員の負担金が12万3,000円の増額、雑入では人間ドック受診者分の補助が、後期高齢者健診に移行したことによりまして68万円の減額、商工費その他雑入につきましては、辺地対策事業債第2次分の起債計画の増額に伴います50万円の減額、教育費その他雑入につきましては、和田老人福祉センター施設における和田グループホーム並びに和いわい分の電気料金の収入で56万2,000円の増額補正となっております。

町債につきましては先ほどの第2表地方債補正で説明させていただきましたとおり、それぞれの事業債におきまして2次分の起債計画に合わせまして4,850万円の増額補正をするものでございます。

次に、歳出でございますが、14ページからになります。

議会費におきましては、庁舎議場用の無線LAN導入並びに議会だより用の事務用の備品購入等によりまして172万9,000円の増額、総務費におきましては、財産管理費で、和田・長久保両支所とも電気料の増額が主なものとなっております。

15ページの下段からの企画費でございますが、地域おこし協力隊関連経費の組替えによります補正のほか、地球温暖化対策事業といたしまして、実行計画策定等の支援委託料50万円を増額計上をいたしました。

防犯対策費でございますが、防犯灯電気料の33万円の増額、交通安全対策一般経費におきましては、交通安全施設の設置要望の追加などによりまして20万円の増額計上をさせていただきました。

17ページからの徴税费、税務総務費でございますが、町税過年度還付金及び還付加算金におきまして50万円、賦課徴収費では、国の指示によりまして納税システムに税目を追加するためのシステム改修に158万4,000円の増額。

18ページへ参りまして、地方税の共通納税システム管理用のパソコン購入のため、備品費の21万4,000円を増額補正といたしました。

選挙費におきましては、長野県議会議員選挙費における必要経費を229万7,000円増額計上をさせていただきました。

19ページの情報管理費におきまして、自治振興組合への負担金48万円の増額と、ケーブルテレビ施設運営費につきましては事業費の組替えが主な補正で8万1,000円の増額計上とさせていただきます。

20ページからの民生費、社会福祉総務費におきまして、福祉医療給付事業では、実績見込によりまして396万円の増額、障がい福祉費では、実績見込により障がい福祉町単事業で23万円の増額、福祉医療給付事業で40万円の増額にて計上をさせていただいてございます。

22ページの社会福祉施設費では、福祉企業センターの事務費・事業費それぞれ見込増によりまして35万円の増額を計上させていただきました。

児童福祉費では、児童運営費、児童館費におきまして、主にはながと保育園、和田保育園、児童館の電気料金の増額補正を計上させていただきました。

人権対策費、隣保館費につきましても同様に電気料金の増額補正が主なものとなっております。

24ページ下段からの衛生費、健康づくり費では、依田窪病院の救急輪番当番見込みによりまして52万円の減額、各事業の実施状況見込みによりまして、予防費64万1,000円の減額、分配用のメーター設置などによります施設管理費137万9,000円の増額、新型コロナウイルスワクチン接種関連事業では、前年度事業に関する体制確保事業返還金650万8,000円と、接種事業返還金28万4,000円の増額が主な補正となっております。

25ページ下段からの環境衛生費では、空家等実態調査委託料におきまして件数の増加に伴います49万2,000円の増額補正が主なものとなっております。

塵芥処理費でございますが、ごみ処理量並びに有害ごみの回収量の増加見込みによります処分費といたしまして100万円、生ごみ処理施設の電気料金49万円の増額補正を計上させていただきました。

27ページの農林水産業費におきまして、農業振興費では補助事業を活用しての獣害防止策事業への取組によりまして1,000万円の増額、農地費では県単独事業によりまして、町からの工事負担金として350万円の増額補正を計上させていただきました。

27ページ下段からの林業総務費では、山の神中止によりまして食糧費など10万6,000円の減額、並びに入大門センターの電気代8万3,000円の増額が主な補正でございます。

林業振興費では、松くい虫の防除委託料の39万5,000円の増額、造林費では特定財源の変更で263万円の減額とそれぞれ補正を計上をさせていただきました。

28ページ下段からの商工費におきまして、商工振興費では過年度におきまして実施いたしました新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して実施いたしました、制度資金保証料助成事業におきまして返還金が生じたため126万5,000円の増額、やすらぎの湯源泉管理費では、漏水に伴う修繕工事13万5,000円の増額、たかやますキー場管理費では、財源の変

更に伴う補正を計上させていただきました。

30ページからの土木管理費、土木総務費に関しましては町有財産に関する分筆測量業務等38万8,000円を主に増額、土木維持費に関しましては、長久保古町線の支障木伐採委託50万円のほか、各工事に関わる経費を主に増額、道路橋梁費に関しましては古町コミュニティセンター西道路などに関する工事費380万円の増額、保証料が不要になったための140万円の減額を主に補正を計上させていただきました。

32ページからの消防費、防災対策費におきましては、防災用の備蓄品128万円の増額補正を計上させていただきました。

続いて、教育費、小学校費でございますが、小学校管理費では光熱水費に係る補正を主に423万3,000円、学校給食費におきましては、冷蔵庫の故障によります買換えを主に19万4,000円、学校給食運営費におきましては、食材費61万3,000円をそれぞれ増額補正を計上させていただきました。

33ページ下段からの中学校費につきましては、財源の変更に係る補正でございます。

次の、社会教育費、公民館費でございますが、地域共生社会実現のためのコミュニティ整備事業の確定などに伴うものを主に10万9,000円の減額、文化財保護費、黒耀石のふるさと保存整備費につきましては光熱水費の補正を主にそれぞれ増額補正を計上させていただきました。

36ページ下段からの保健体育費、保健体育総務費では、実施いたしました各事業の精算に伴い12万7,000円の減額補正を計上いたしました。

体育施設費でございますが、各施設の電気料金に係る増額と和田B&G海洋センターの漏水に伴う修繕、古町テニスコート周辺の排水横断溝の改修を主に520万3,000円の増額補正を計上をさせていただきました。

最後に38ページからの災害復旧費でございます。

林業施設災害復旧におきましては設計単価の値上げによりまして3工事分79万4,000円の増額、土木施設災害復旧では、山宮川の堆積した土砂の撤去に伴う重機借上料の増額と国庫補助事業から単独事業への振替など合わせて294万2,000円を増額する補正予算を計上させていただきました。

公債費につきましては、借入金の確定に伴いまして元金184万6,000円、利子62万7,000円をそれぞれ増額する補正を計上させていただきました。

今回、電気料金等の高騰に伴いますところの燃料費の補正が大変多うございまして、今回のそれらに関する補正でございますが、約1,000万円ということになってございます。

詳細につきましては委員会審議におきまして、各担当者から御説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○議長（森田公明君） 説明が終わりました。

本案に対する質疑を行います。質疑ございますか。

(「なし」の声あり)

○議長(森田公明君) 質疑を終結いたします。

次に、日程第29 議案第88号 令和4年度長和町国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算(第2号)について及び日程第30 議案第89号 令和4年度長和町介護保険特別会計補正予算(第2号)についてを一括して議題といたします。

担当課長の概要説明を求めます。

藤田町民福祉課長。

○町民福祉課長(藤田 孝君) それでは、説明をさせていただきます。

議案書29ページをお開きいただきまして、1ページ目をお開きください。

議案第88号 令和4年度長和町国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算(第2号)について御説明をさせていただきます。

既定の歳入歳出に、それぞれ964万5,000円を追加させていただきますと、歳入歳出の総額を8億1,778万3,000円とするものでございます。

9ページをお開きいただきまして、9ページの歳入といたしましては、款6項1目1保険給付費等交付金につきましては、歳出で詳細を説明させていただきますが、国保依田窪病院医療機器購入の補助分といたしまして440万円を増額するものでございます。

款10項1目1一般会計繰入金につきましては、節1人件費につきましては給与改定に伴う国保職員人件費として24万5,000円の増額、節2保険基盤安定繰入金、節3未就学児均等割保険料繰入金につきましては、令和4年度より実施の未就学児に係る均等割保険料軽減分の繰入科目の変更による予算の組替をさせていただきました。

款10項2目1国保基金繰入金につきましては、国保特別会計の運営状況を勘案いたしまして500万円の増額をさせていただきました。

次に、10ページでございます。

10ページからの歳出について御説明をさせていただきます。

款1項1目1一般管理費につきましては、国保職員人件費の給与改定に伴う増額でございます。

款3項1医療給付費分から11ページの項3介護納付費につきましては、財源内訳の変更となっております。

次に、款9項1償還金及び還付加算金では過年度資格喪失者に対しまして保険税等過年度分の還付金として70万円の増額、項2繰出金としましては、歳入で触れさせていただきました令和3年度にコロナの影響によりまして医療機器の部品、半導体等でございますが、部品の不足等の理由により納入が困難になったことから、補助申請を取り止めました国保依田窪病院における医療機器の整備、多目的X線レントゲン装置、いわゆるレントゲン装置でございますが、レントゲン装置を今年度実施により歳入の款6県支出金で、国保依田窪病院医療機器の補助分の特別交付金440万円を繰出金として支出するための増加補正となっております。

款10予備費につきましては補正に伴う調整をさせていただきます。

続きまして、30ページをお開きいただきまして、1ページ目をお開きください。

議案第89号 令和4年度長和町介護保険特別会計補正予算（第2号）について御説明をさせていただきます。

既定の歳入歳出にそれぞれ7万6,000円を追加いたしまして、歳入歳出の総額を11億3,068万6,000円とするものでございます。

9ページ目をお開きください。

歳入といたしましては、款8項1目4その他一般会計繰入金として、職員人件費の給与改定に伴う介護保険担当職員の人件費分を増額をさせていただきます。

10ページからの歳出でございます。

款1項1目1一般管理費につきましては、介護保険担当職員の人件費の給与改定に伴う増額、款2保険給付費項1介護サービス諸費目1居宅介護サービス給付費から、11ページ目の目7居宅介護福祉用具購入費につきましては、要介護者への介護サービス利用時の給付費として実績、今後の見込みを勘案しまして、10ページの居宅でのサービスであります目1居宅介護サービス給付費を1,025万円の減額、目5施設介護サービス給付費として1,000万円の増額、11ページ目7の居宅介護福祉用具購入費につきましては、20万円の増額補正とさせていただきます。

同じく11ページからの項6高額医療合算介護サービス等費につきましては、介護保険と医療保険の両方の医療者負担を年間で合算し高額になった場合、所得に応じて限度額を超えた分が支給されるもので、これにつきましても実績に伴いまして5万円の増額補正となっております。

今回、款2保険給付費の補正につきましては、給付費内での実績、今後の見込みに関する予算の組替とさせていただきます。

次に、12ページからの款4項2目1介護予防・生活支援サービス事業費、目2介護予防ケアマネジメント事業費につきましては、事業対象者要支援1、2の方へのサービス提供の給付費としてこちらの実績、今後の見込みを勘案し、それぞれ補正をさせていただきます。

次に、款4項4目1包括的支援事業として、包括的支援事業費人件費としまして地域包括支援センター職員1名分について給与改定に伴う増額補正となっております。

款8予備費については補正に伴う調整をさせていただきます。

以上です。

○議長（森田公明君） 説明が終わりました。

本案に対する質疑を行います。質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 質疑を終結いたします。

次に、日程第31 議案第90号 令和4年度長和町観光施設事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

担当課長の概要説明を求めます。

龍野建設水道課長。

○建設水道課長（龍野正広君） それでは、31ページをお開きください。

1ページをおめくりいただきまして、議案第90号 令和4年度長和町観光施設事業特別会計補正予算（第2号）について御説明させていただきます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ37万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,338万4,000円とするものでございます。

詳細につきましては9ページをお開きください。

歳入、款2財産収入項2財産売払収入目1不動産売払収入節1不動産売払収入で、1区画の販売で収入分として37万2,000円でございます。

10ページをお開きください。

歳出、款1総務費項1総務管理費目1一般管理費につきましては、給料改定に伴うものでございます。

目2別荘地総務管理費節22償還金利息及び割引料は過年度過誤納付還付金としまして1万5,000円、残りの31万円は予備費へ調整するものでございます。

説明は以上でございます。

○議長（森田公明君） 説明が終わりました。

本案に対する質疑を行います。質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 質疑を終結いたします。

次に、日程第32 議案第91号 令和4年度長和町和田財産区特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

担当課長の概要説明を求めます。

長井総務課長。

○総務課長（長井 剛君） それでは、議案書32ページをお願いいたします。

1枚めくっていただきまして、第1条でございます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ87万7,000円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ495万8,000円とするものでございます。

詳細につきましては6ページをお願いいたします。

歳入では、目1生産物売払収入であります。森林組合より間伐材の売払概算額の報告による87万7,000円の増額でございます。

続きまして7ページ歳出でございます。款2項1目1の一般管理費の補償料につきましては、財産区管理地の未登記が判明したことによる登記変更に伴う補償料5,000円を計上させていただきました。

次に、目2の財産管理費の土地使用料につきましては、町有林に係る使用料31万8,000円を計上させていただきました。

続きまして、款3項1目1一般会計繰出金でございますが、こちらにつきましては、和田宿場まつりの中止による5万円の減額ということでございます。

次に、款4予備費につきましては今回の歳入歳出の増減に伴い充当の補正をお願いするものでございます。

説明は以上でございます。

○議長（森田公明君） 説明が終わりました。

本案に対する質疑を行います。質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 質疑を終結いたします。

次に、日程第33 議案第92号 令和4年度長和町上水道事業会計補正予算（第1号）について及び日程第34 議案第93号 令和4年度長和町公共下水道事業及び排水処理施設事業会計補正予算（第1号）についてを一括して議題といたします。

担当課長の概要説明を求めます。

龍野建設水道課長。

○建設水道課長（龍野正広君） それでは、33ページをお開きください。

1ページを御覧いただきたいと思います。

議案第92号 令和4年度長和町上水道事業会計補正予算（第1号）について説明をさせていただきます。

科目、既決予定額、補正予定額、計の順で読まさせていただきます。

第1款水道事業収益2億6,477万2,000円、1,260万5,000円、2億7,737万7,000円、第2項営業外収益1億1,243万8,000円、1,260万5,000円、1億2,504万3,000円、支出、第1款水道事業費用2億8,460万6,000円、84万1,000円、2億8,544万7,000円、第2項営業費用2億5,193万9,000円、84万1,000円、2億5,278万円。

詳細につきましては7ページを御覧ください。

令和4年度補正予算実施計画明細書（第1号）、収益的収入及び支出、収入、2営業外収益目2他会計補助金、既決予定額2,404万9,000円、補正予定額1,260万5,000円、計3,665万4,000円、節1他会計補助金、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金として歳入するものでございます。

支出ですが、目4総係費節17委託料84万1,000円で、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の減免対応料金システム改修委託料の業務分でございます。

上下水道事業会計は以上でございます。

続きまして、令和4年度長和町公共下水道事業及び排水処理施設事業会計補正予算でございます。
34ページをお願いいたします。

1ページを開いていただきまして、議案第93号 令和4年度長和町公共下水道事業及び排水処理施設事業会計補正予算（第1号）について説明をさせていただきます。

第3条に定めた収益的収入及び支出の予算額を次のとおり補正します。

科目、既決予定額、補正予定額、計の順で読まさせていただきます。

支出、第1款下水道事業費用4億8,242万2,000円、22万4,000円、4億8,264万6,000円、第1項営業費用4億3,806万1,000円、22万4,000円、4億3,828万5,000円。

予算第8条に定めた経費の金額を次のとおり補正するものであります。

科目職員給与費、既決予定額669万5,000円、補正予定額22万2,000円、計691万7,000円。

詳細につきましては8ページを御覧ください。

令和4年度補正予算実施計画明細書（第1号）、収益的支出、款1下水道事業費用、項1営業費用、目5総係費、節2手当から節8退職給付費につきましては、給与改定により合計22万4,000円の増額になったものであります。

説明は以上であります。

○議長（森田公明君） 説明が終わりました。

本案に対する質疑を行います。質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 質疑を終結いたします。

次に、日程第35 議案第94号 長和町過疎地域持続的発展計画の変更についてを議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

藤田企画財政課長。

○企画財政課長（藤田健司君） それでは、よろしくお願いいたします。

議案書の35ページをお願いいたします。

議案第94号 長和町過疎地域持続的発展計画の変更について御説明を申し上げます。

昨年9月議会におきまして、議決いただきました長和町過疎地域持続的発展計画でございますが、変更が生じたので、過疎地域持続的発展の支援に関する特別措置法の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

本計画につきましては、令和3年9月に策定されたわけでございますが、その後令和4年3月に公共施設等総合管理計画の改定がされたわけでございます。

この改定につきまして、その内容に合わせましての文言等の修正並びに交通施設の整備、交通手

段の確保につきまして農道の新設を追加するものの変更でございます。

県にも照会し協議も必要であるということを受けまして、県との協議も終了いたしまして同意を頂きましたことから、今回、この計画は議会に上程し、お諮りするものでございます。

73ページからの新旧対照表を御覧いただき、御確認をお願いしたいと思います。

説明につきましては以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（森田公明君） 説明が終わりました。

本案に対する質疑を行います。質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 質疑を終結いたします。

次に、日程第36 議案第95号 上田地域広域連合規約の変更についてを議題といたします。担当課長の説明を求めます。

藤田企画財政課長。

○企画財政課長（藤田健司君） それでは、よろしくお願いいたします。

36—1ページをお願いいたします。

内容につきましては、36—2ページからとなります。議案第95号 上田地域広域連合規約の変更について御説明を申し上げます。

上田地域広域連合規約の変更につきまして、地方自治法第291条の11の規定によりまして、議会の議決をお願いするものでございます。

提案の趣旨でございます。現在、上田地域広域連合では、令和5年度から令和9年度までを計画期間といたします、次期上田地域広域連合広域計画の策定作業を行っております。

これまで構成市町村におきます現計画の検証並びに広域計画素案の策定、住民代表により組織されました広域計画策定委員会での素案の審議、パブリックコメントの実施、広域計画策定委員会からの答申を経まして、この10月の正副広域連合長会におきまして広域計画の案の協議が行われたところでございますが、次期広域計画の策定に伴い、広域計画の項目について規定しております広域連合規約について変更が生じたための変更が必要となったためでございます。

また、斎場の利用区域の見直しにつきまして、組織市町村によります斎場市町村担当課長・担当者会議によります見直しに係る素案の作成、住民代表により組織されました斎場利用検討委員会での審議、パブリックコメントの実施、斎場利用検討委員会からの答申を経まして、10月の正副広域連合長会において見直し案が決定されたところでございますが、斎場の利用区域の廃止に伴い、大星斎場と依田窪斎場に係る市町村区域と負担割合を統一するため、広域連合規約の変更が併せて必要となったところでございます。

このため、上田地域広域連合から構成市町村に対しまして、広域連合規約の変更について地方自治法の規定に基づく協議依頼がありましたことから、提案させていただくものでございます。

次に、広域計画の規約の変更内容につきまして申し上げます。

広域計画の項目を規定する第5条第12号につきまして、項目を病院群輪番制病院に係る補助事業に関することから、地域医療対策事業に関することに改めます。

理由でございますが、病床医療圏域内の二次救急医療の完結に向けては、地域医療の対策に関する事業の一元化が必要であることから、現広域計画の項目、調査研究に関すること、ふるさと基金の事業に関すること、病院群輪番制病院に係る補助事業に関することのうち、地域医療対策に係る部分を分離・統合するとともに、事業項目名を改め広域計画の中に明確に位置づけることとしたためでございます。

なお、広域連合の処理する事務に変更はないことから、規約第4条で規定している広域連合の処理する事務に変更はございません。

次に、別表の第4条及び第19条中でございますが、16の斎場の設置、管理及び運営の大星斎場及び依田窪斎場の市町村欄を上田市、東御市、青木村、長和町に改め、依田窪斎場の負担割合欄の建設費を削除し、管理運営費の均等割20%、人口割80%を人口割100%に改めるものでございます。

理由でございますが、斎場利用者の利便性の向上並びに、依田窪斎場に比べ、稼働率が高い大星斎場の負担軽減及び老朽化が進む同斎場の延命化を図るため、現行の利用区域の廃止に伴い、両斎場の負担割合を人口割100%に統一いたすものでございます。

なお、依田窪斎場に係る建設費の負担割合については削除し、今後の建て替えや大規模改修の際、改めて協議し決定するというところでございます。

最後に附則でございます。この規約につきましては、令和5年4月1日から施行したいというものでございます。

説明につきましては以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（森田公明君） 説明が終わりました。

本案に対する質疑を行います。質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 質疑を終結いたします。

ここで暫時休憩といたします。休憩中、この場において議会全員協議会を開催いたしますのでよろしくお願いたします。

休 憩 午前11時24分

再 開 午前11時28分

○議長（森田公明君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

日程第37 議案第96号 長和町教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

中原教育課長。

○教育課長（中原良雄君） それでは、議案書の37ページを御覧いただきたいと思います。

議案第96号 長和町教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについてであります。

次の者を長和町教育委員会の委員に任命したいから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

氏名、小林節子、生年月日、住所につきましては議案書に記載のとおりでございます。

なお、任期につきましては、令和4年12月3日から令和8年12月2日までの4年間になります。

よろしく願いいたします。

○議長（森田公明君） 議案の説明が終わりました。

本案に対する質疑を行います。質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

ここでお諮りいたします。

議案第96号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会への付託を省略し、本日審議したいと存じますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 異議なしと認め、議案第96号は本日審議することに決定いたしました。

それでは、議案第96号 長和町教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについての採決を行います。

議案第96号 長和町教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについてを原案のとおり同意することに賛成議員の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

○議長（森田公明君） 全員賛成。よって、議案第96号は同意されました。

◎日程第38 陳情第3号 免税軽油制度の継続を求める陳情

◎日程第39 陳情第4号 安全・安心の医療・介護実現のため人員増と処遇改善を求める陳情

○議長（森田公明君） 次に、日程第38 陳情第3号 免税軽油制度の継続を求める陳情及び日程第39 陳情第4号 安全・安心の医療・介護実現のため人員増と処遇改善を求める陳情を一括して上程いたします。

陳情第3号及び陳情第4号は委員会付託を予定しておりますので、不明な点などございましたら6日までに事務局へ申し出てください。

◎日程第40 委員会付託について

○議長（森田公明君） 次に、日程第40 委員会付託についてを議題といたします。

本定例会に提出されました議案第72号から86号までの条例案15件、議案第87号から93号までの補正予算案7件、議案第94号 長和町過疎地域持続的発展計画の変更について、議案第95号 上田地域広域連合規約の変更について、陳情第3号及び陳情第4号は、委員会付託表のとおり、それぞれの委員会に付託したいと存じますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 異議なしと認め、委員会付託表のとおり委員会へ付託することに決定いたしました。

各委員会は本会期中に審査の上、結果報告願います。

ここで暫時休憩といたします。そのままお待ちください。

休 憩 午前11時32分

再 開 午前11時34分

○議長（森田公明君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

先ほど可決されました、長和町一般職の職員の給与に関する条例は、休憩中に告示され施行されました。

ここでお諮りいたします。お手元に配付のとおり、町長から追加議案が提出されております。この際、これを日程に追加し、議題といたしたいと存じますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 異議なしと認めます。よって、これを日程に追加し議題とすることに決定いたしました。

◎日程第1 議案第97号 長和町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する
条例について

（町長提出）

○議長（森田公明君） 追加議事日程第1 議案第97号 長和町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを上程いたします。

上程されました議案について、町長から提案理由の説明を求めます。

羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） それでは、本議会に追加議案として提案をさせていただきました、条例案1件について説明を申し上げます。

議案第97号 長和町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてでございますが、先ほど人事院勧告及び長野県人事委員会勧告を受け、条例改正をお願いをし、御議決をい

ただきましたが、さらに追加議案としても審議をお願いするものでございます。

定年延長における地方公務員法等の一部を改正することにより、条項のずれの改正等のほか、再任用職員及び再任用短時間勤務職員に替えて、定年前再任用短時間勤務職員に規定するなど、所要の改定をお願いするものでございます。

以上、追加議案として提案させていただきました議案について概要のみ説明をさせていただきましたが、詳細につきましては御審議の際、担当課長より説明を申し上げますので、原案を御承認賜りますようお願いを申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（森田公明君） 提案理由の説明が終わりました。

議案第97号 長和町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

長井総務課長。

○総務課長（長井 剛君） それでは、ただいま配付いたしました追加議案書1ページをお願いいたします。

議案第97号 長和町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

先ほど町長からもございましたが、先ほど御議決をいただいたこの条例、さらに追加議案として、また審議をお願いするものでございます。

改正条文は1ページから、新旧対照表は9ページからとなります。

定年延長における地方公務員法の一部改正により、条項ずれの改正、そして、常勤の再任用職員に当たるものがなくなり削除となりますが、経過措置として暫定再任用職員制度があること、再任用職員及び再任用短時間勤務職員に替えて定年前再任用短時間勤務職員を規定し、原則として60歳に達した日以降の最初の4月1日以後、給料を給料表の額の70%の額とする規定を加えるものとする等々の条例の一部を改正するものであります。

施行期日につきましては、公布の日からでございますが、第2条の規定につきましては、令和5年4月1日から適用となります。

説明は以上でございます。

○議長（森田公明君） 議案の説明が終わりました。

なお、議案第97号は委員会への付託を予定しておりますので、詳細な質疑につきましては、後刻、所属する担当委員に委ねていただき、総括的、大綱的なものについての質疑をお願いいたします。本案に対する質疑を行います。質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 質疑なしと認めます。

◎日程第2 委員会付託について

○議長（森田公明君） 次に、追加議事日程第2 委員会付託についてを議題といたします。

ただいま追加提出されました、議案第97号 長和町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、委員会付託表のとおり総務経済常任委員会に付託したいと存じますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 異議なしと認め、付託表のとおり、総務経済常任委員会に付託することに決定いたしました。

総務経済常任委員会は本会期中に審査の上、結果報告願います。

次に、12月6日及び7日に一般質問を予定しておりますが、開議時刻を午前9時からといたしたいと存じますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 異議なしと認め、一般質問につきましては午前9時から開会いたします。

◎散会の宣告

○議長（森田公明君） 以上をもちまして、本日予定していた会議は終了いたしました。
会議を閉じ、散会といたします。

散 会 午前11時41分

第 2 号

(1 2 月 6 日)

議 事 日 程

令和4年12月 6日
午前 9時00分 開議
長 和 町 議 会 議 長

日程第 1 一 般 質 問
散 会

令和4年長和町議会12月定例会（第2号）

令和4年12月6日 午前 9時00分開議

出席議員（10名）

1番	阿部由紀子	議員	2番	龍野一幸	議員
3番	荻野友一	議員	4番	佐藤恵一	議員
5番	田福光規	議員	6番	羽田公夫	議員
7番	原田恵召	議員	8番	小川純夫	議員
9番	渡辺久人	議員	10番	森田公明	議員

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	羽田健一郎	君	副町長	高見沢高明	君
教育長	藤田仁史	君	総務課長	長井剛	君
企画財政課長	藤田健司	君	建設水道課長	龍野正広	君
こども・健康推進課長	小林義明	君	町民福祉課長	藤田孝	君
情報広報課長兼会計管理者	上野公一	君	産業振興課長	宮阪和幸	君
教育課長	中原良雄	君	文化財担当課長	大竹幸恵	君
総務課長補佐	西田裕康	君			

議会事務局出席者

事務局長	米沢正	君	議会事務局書記	牛山美智子	君
------	-----	---	---------	-------	---

◎開議の宣告

- 議長（森田公明君） おはようございます。
長和町議会第4回定例会を再開いたします。
直ちに本日の会議を開きます。
-

◎日程第1 一般質問

- 議長（森田公明君） 日程第1 一般質問を行います。

通告順により、本日5名の一般質問を行います。

5番、田福光規議員の一般質問を許します。

田福光規議員。

- 5番（田福光規君） 議長の許可を頂きましたので、一般質問を行わせていただきます。

私は第1に、長和町正規職員、会計年度任用職員、包括業務委託の現状と今後の課題、定年延長制度への対応について、第2に、当町でのサバイバルゲームの実施について。

以上、2点について質問をいたします。

最初の質問です。長和町正規職員、会計年度任用職員、包括業務委託の現状と今後の課題、定年延長制度への対応についてであります。

私は、住民の生活を支える自治体の業務は、正規の常勤職員によって自治体が直接執行すべきだと思います。総務省自らが、会計年度任用職員制度の導入等に向けた事務処理マニュアル第1版の中で、「公務の運営においては任期の定めのない常勤職員を中心とするという原則を前提とすべき」としております。

しかしながら、自治体には、総務省からの総人件費削減・定員管理計画が押しつけられ、全国で正規職員数は、1980年代の320万人から2020年には270万人余りへと削減されています。その代わりに、調整弁のように進行したのが非正規職員の増員で、2005年以降の増加はさまざま、2020年には69万人を超えているという調査結果であります。

当町でも同様な状況で、2019年の非正規職員の総数は約170名で、臨時職員のフルタイムは76名、非正規職員率は44.2%となっていました。さらに、政府からは、官から民への掛け声の下、自治体業務の民間委託の推進が進められました。

2019年の9月議会での私の一般質問で、業務委託に反対する私の質問に対し、「総務省の助言による業務の民間委託の推進を考慮すると、大きな流れは定型業務の民間委託ではないかと考えております」と答弁され、国の推進に沿って、当町では、2020年の会計年度任用職員制度の開始と同時に、民間派遣会社共立メンテナンスへの包括業務委託を開始をいたしました。

現在、2020年4月からの会計年度任用職員制度と包括業務委託開始から2年7か月が経過し

ましたが、当町の3つの処遇に区分された業務の現状と問題点、今後の課題、さらに2023年度から実施される定年延長制度への対応について、質問を行います。

最初に、長和町正規職員について伺います。長和町正規職員数の10年間の推移をお聞きいたします。答弁をお願いします。

○議長（森田公明君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） おはようございます。3年前の一般質問の答弁で、地方公共団体に求める地方行政サービス改革においては、業務の民間委託の推進、ICTを活用した業務の見直しなどを積極的に行い、そこで捻出された人的資源を公務員が自ら対応すべき分野に集中すべきとの国の方針を踏まえながら、長和町におきましても、会計年度任用職員、民間委託等への取組が必要であると答弁をさせていただきました。そのことにつきましては、現在もその認識は変わっておりません。

さて、現在の正規職員数の状況につきましては、担当課長より答弁をさせていただきます。

○議長（森田公明君） 長井総務課長。

○総務課長（長井 剛君） それでは、私のほうから、御質問の正規職員数の10年間の推移ということでございます。町政白書において毎年公表しておりますが、平成17年合併時点では、121人ということでございました。10年前となる平成24年におきましては100人、平成25年が97人、平成26年が94人、平成27年が97人、平成28年が93人、平成29年が92人、平成30年は94人、令和に入りまして、令和元年96人、令和2年は97人、令和3年は90人、令和4年では91人ということになっております。

○議長（森田公明君） 田福議員。

○5番（田福光規君） 最近の当町の人口は1年に約100人ずつ減少し、10年間で約1,000人が減少しています。人口減少の中で、役場の正規職員の適切な定数はどのように考えればよいか。町民の中には、人口減少に伴って町の財政も減少するから、職員数を減らすべきとの意見を持っておられる方もおられますが、町の正規職員数に対するお考えをお聞きします。

○議長（森田公明君） 長井総務課長。

○総務課長（長井 剛君） それでは、お答えいたします。

例年行っております、全ての市区町村を人口と産業構造を基準として、職員数の比較している類似団体別職員数の状況により、令和3年度の職員数90人を比較すると、基準の値よりも2名の増ということになっております。

各業務で分析しますと、総務部門の住民関連一般部門で2人、民生部門の保育所で3人が基準の値を上回っておりますが、これは、当町では各支所に3人の職員を配置し、住民の利便性の向上を図るためでございます。また保育所は合併前旧町村ごと2園ありまして、子育て日本一を目指すべく保育行政を充実させるためであります。

人口が減少しても業務量が減るわけではなく、基本的には、地方自治体の業務は住民と直接接す

るサービス業ですから、住民サービスの低下はあってはならないと考えております。今後も業務量に見合った職員数による行政サービスの維持に努めてまいりたいと思います。

○議長（森田公明君） 田福議員。

○5番（田福光規君） 2019年9月議会の私の質問に対して、「現在、行っている行政事務業務の仕分けが職員の定員管理を見直すよい機会と捉えて、正職員の業務量や、町としての重点課題を考慮しながら、今後の町の適正な定員管理を図っていきたい」との答弁を頂きましたが、行政事務業務の仕分けを行った結果の定員管理についてお聞きします。

○議長（森田公明君） 長井総務課長。

○総務課長（長井 剛君） 行政事務の委託については、従前の臨時職員が行っていた業務を委託したため、正規の職員数に影響はほとんどありません。今後は、退職者の補充を業務委託で行えるよう検討してまいりたいと考えております。

○議長（森田公明君） 田福議員。

○5番（田福光規君） 2020年4月から包括業務委託を開始し、定型業務は業務委託し、行政判断を必要とする業務は、正規職員及び会計年度任用職員が行うことになりましたが、住民サービスや職員のやりがいの向上などの成果が見られていますでしょうか。答弁をお願いします。

○議長（森田公明君） 長井総務課長。

○総務課長（長井 剛君） 住民サービスについてでございますが、従前から行っている業務を業務委託しているため、低下はさせておらず、業務委託することにより、正規職員としての政策の立案、企画等に専念できる時間を増やすことができたと考えております。

○議長（森田公明君） 田福議員。

○5番（田福光規君） 次に、会計年度任用職員についての質問を行います。

2020年以降の会計年度任用職員数、フルタイム数、パートタイム数に分けて、人件費の推移をお聞きしたいと思います、よろしく申し上げます。

○議長（森田公明君） 長井総務課長。

○総務課長（長井 剛君） 会計年度任用職員数については、令和2年度でパートタイム契約90人、人件費につきましては約1億7,000万円、令和3年度で110人、人件費については約1億8,000万円、フルタイム契約者はいずれもおりません。増加の主な要因としましては、新型コロナウイルスワクチン接種業務に伴う増員でございます。

なお、新型コロナウイルスワクチン接種業務につきましては、全額国庫負担ということになっております。

○議長（森田公明君） 田福議員。

○5番（田福光規君） 会計年度任用職員の基本任期は1年であり、毎年、競争試験や選考による能力実証により任用することとなっておりますが、自治体の判断で公募によらない再度の任用の上限回数を2回とした自治体が多いと聞いています。当町はどのように対応されていますか。当町でも同様だとすると、来年度に向けて公募を行うこととなりますが、どのように対応される予定ですか、

答弁をお願いします。

○議長（森田公明君） 長井総務課長。

○総務課長（長井 剛君） 令和3年度は国のマニュアルのとおり、人事評価、勤務実績等を確認をし、職員採用の申込みに基づき、再度の任用を行いました。令和4年度につきましては、全職種につき公募・面接や書類選考により任用を行う予定です。

○議長（森田公明君） 田福議員。

○5番（田福光規君） 会計年度任用職員は、第一に、同一労働・同一賃金の考えの下、その職責にあった給料を支給すること、第二に、一般職常勤職員と同じく、期末手当を支給すること、第三に、一般職常勤職員と同じく、服務・懲戒を適用することなどの処遇改善を行うことが求められましたが、当町の場合、それまでの臨時職員に比べ、改善された点をお聞きします。

具体的には、期末手当は、臨時職員の時にも支給されていたとお聞きしていますが、増額されたのでしょうか、給与の増額や昇給は実施されているのでしょうか、答弁をお願いします。

○議長（森田公明君） 長井総務課長。

○総務課長（長井 剛君） 臨時職員時の期末手当につきましては、雇用契約要綱、またそれぞれの契約条件によりますが、平成31年度ですと年間2.75か月分とされていましたが、会計年度任用職員制度に移行してからは、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例において、一般職の職員の給与に関する条例を準用することとされたので、その年の人事院及び県の人事委員会の勧告にも影響される事になります。

令和4年度については正規職員と同じ2.4か月分です。給与については、それぞれの業種、雇用契約にもよりますが、初任給が規則で定められ、上限額は定められていますが、前歴の計算も行い、次年度も採用になった方は昇給もしているということでございまして、主に増額ということになっております。

○議長（森田公明君） 田福議員。

○5番（田福光規君） 自治労が今年5月から9月に行ったアンケート調査では、多くの自治体で、正規職員が担うべき専門性と持続性が求められる職種にまで、会計年度任用職員が用いられており、多くの会計年度任用職員が正規職員の補助的でない業務に従事しているとの結果が出されています。当町の会計年度任用職員、特にフルタイム職員で、正規職員が担うべき専門性と持続性が求められる職種に該当する方はおられないですか。この視点で、会計年度任用職員から正規職員への見直しは行われていますか。

○議長（森田公明君） 長井総務課長。

○総務課長（長井 剛君） 町における事務に対する会計年度任用職員の募集は、比較的幅広い層に声をかけられる職種となっているため、該当はないと認識しております。

育休及び産休職員に代わり一部専門性を有する職種や保育士等について、専門性が求められる職種ではありますが、会計年度任用職員での対応としていきたいというふうに考えております。

○議長（森田公明君） 田福議員。

○5番（田福光規君） 次に、包括業務委託についてお聞きします。

2020年以降、包括業務委託で共立メンテナンス社からの派遣社員数、支払金額をお聞きします。

○議長（森田公明君） 長井総務課長。

○総務課長（長井 剛君） 令和2年度におきましては78人で、委託金額は約1億9,000万円、令和3年度につきましては85人で、委託金額は約2億1,000万円でございます。

○議長（森田公明君） 田福議員。

○5番（田福光規君） 派遣社員の処遇は、当初の約束どおり、臨時職員のとときと同じ処遇ですか、お聞きします。

○議長（森田公明君） 長井総務課長。

○総務課長（長井 剛君） 処遇につきましては、臨時職員のとときと同じ処遇を基本としています。

○議長（森田公明君） 田福議員。

○5番（田福光規君） 2020年以降の共立メンテナンス社の手数料、収入額をお聞きします。

○議長（森田公明君） 長井総務課長。

○総務課長（長井 剛君） 事務手数料につきましては15%ということで、さらに消費税が10%ということになっています。

○議長（森田公明君） 田福議員。

○5番（田福光規君） 2022年の派遣社員数を事業所別、フルタイム・パートタイム別でお聞きします。

○議長（森田公明君） 長井総務課長。

○総務課長（長井 剛君） まず役場でございますけれども、フルタイムが14人、パートタイムが1人、次に保健センターにつきましては、フルタイムが2人、福祉企業センターがフルタイム4人、ふれあい館児童クラブがパートタイム16人、図書館がフルタイム1人、隣保館事務員がフルタイムで1人、保育園がフルタイムで2人です。小学校はフルタイム2人、歴史館はフルタイム2人、黒耀石体験ミュージアム関係でフルタイムで7人、パートタイムで14人、別荘関係でございますが、フルタイムで6人、パートタイムが1人、大門支所はフルタイムで2人、和田マレットゴルフ場がパートタイムで3人というふうになっております。

○議長（森田公明君） 田福議員。

○5番（田福光規君） 業務遂行・指揮命令系統等で問題が生じた場合の対応は、問題なく行われていますか、どのように行われていますか、答弁をお願いします。

○議長（森田公明君） 長井総務課長。

○総務課長（長井 剛君） この件につきましては、職場から問題が生じたという連絡があった場合は、総務課を通じまして株式会社共立メンテナンスの長和町営業所へ連絡し、その都度対応をし

ていただいております。

○議長（森田公明君） 田福議員。

○5番（田福光規君） 派遣社員が退職された場合の新規採用はありましたか、現場に迷惑はかかりませんでしたか。

○議長（森田公明君） 長井総務課長。

○総務課長（長井 剛君） 現状では、業務委託契約の変更、また見直しにより、部署内の社員の減少があった場合も業務の引継ぎは行われておりまして、問題はありませんでした。

○議長（森田公明君） 田福議員。

○5番（田福光規君） 会計年度任用職員と包括業務委託の見直しを定期的に行っていますか、お聞きします。

○議長（森田公明君） 長井総務課長。

○総務課長（長井 剛君） 正規職員が現在行っている業務におきましても、新たに包括業務委託できる業務については常に検討しておりまして、今後も委託業務を増加させたいというふうに考えておりますが、現状で会計年度任用職員が行っている保育園等の業務につきましても、業務委託への移行は難しいと考えております。

○議長（森田公明君） 田福議員。

○5番（田福光規君） 2020年以降、見直しで変更した方があれば、その事業所、人数、その理由をお聞きします。

○議長（森田公明君） 長井総務課長。

○総務課長（長井 剛君） 包括業務委託の見直しにつきましても、常に行っております。委託したい業務を役場側が投げかけまして、会社が検討し、社員を配置します。ただ、現在いる社員の中で対応をしていただいておりますので、大きい変化はございません。

○議長（森田公明君） 田福議員。

○5番（田福光規君） 先日、社会文教常任委員会で、児童館の児童支援員の方々と、長門児童クラブの現状と課題について懇談を行いました。

児童館は、子供に健全な遊びを提供して、その心身の健康を増進し、情操を豊かにすることを目的とし、子供一人一人の状態を観察し、個々のペースに応じて自立していくことができるよう、専門的な職員が支援している施設であります。

児童支援員からは、長門児童クラブが定員を大きく上回る88人が登録されており、平日は平均33.1人もの多くの児童が利用されていること。そして、安全面からの施設改善の要望とともに、「全国的に児童が関連する事件や事故が多い中、安全確保の観点からも支援員、支援補助員の充実が必要。発達障害など配慮が必要な児童——注意されたことを理解するのが難しい児童と言われてきましたけど——が増えているため、児童6人に対し、補助員1人が理想と思われること。また、専門分野の先生に常時相談できる現場が望ましい」などの要望・意見が出されました。

児童支援員の方は、専門的な職員であり、関わられている業務も専門性を要する業務であると思いますが、現在の処遇は、定型的な業務と評価され、共立メンテナンスからの派遣社員となっています。業務の見直しを行い、会計年度任用職員、もしくは正規職員への変更を検討していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（森田公明君） 中原教育課長。

○教育課長（中原良雄君） 放課後児童クラブは、就労等により昼間保護者が御家庭にいない児童をお預かりし、保護者が迎えに来るまでの時間を施設において見守ることを目的として設置しており、それに従事するものとして放課後児童支援員がおります。

最近では、共働き家庭や独り親家庭の増加により、放課後児童クラブの利用を希望する御家庭の割合が増えているのが現状です。特に支援が必要と思われる児童が増える傾向にあるため、従事する放課後支援員に係る負担が大きくなっております。

状況を改善するため、児童クラブの在り方を検討するとともに、支援員の人員を増やすなどにより対応しております。

議員から御提案のありました、放課後支援員の会計年度任用職員、正規職員への変更につきまして、今後の児童クラブの在り方を踏まえた上、総務課及び財政係とも協議し、適切な雇用体制について検討してまいりたいと思います。

○議長（森田公明君） 田福議員。

○5番（田福光規君） 長野県内で、民間包括業務委託を行った自治体は、当町を含めて、佐久穂町、高森町の3つのみで、しかも、高森町は用務員の方のみの委託であり、当町と同様の包括業務委託は県内で佐久穂町だけとお聞きしています。他の自治体は、正規職員と会計年度任用職員で対応されているようであります。私は2019年9月議会での一般質問で、当町の業務委託の方針に対して「当町のこの対応は、性急過ぎると思います。業務委託には大きな問題点があると思います。当町のみ業務委託の道を走るのではなく、他自治体での対応を調べて対応すべき」と申し上げましたが、現状は当町と佐久穂町のみが、この国の方針に沿って、定型業務の民間委託を実施しています。このことをどのように評価されていられますか、答弁をお願いします。

○議長（森田公明君） 長井総務課長。

○総務課長（長井 剛君） ただいまの御質問ですが、株式会社共立メンテナンスに委託している自治体が、今お話ありました3つということでありまして、業務委託に関しましては、それぞれの自治体の判断によるものというふうに認識をしております。

○議長（森田公明君） 田福議員。

○5番（田福光規君） 2020年以降、正規職員、会計年度任用職員、包括業務委託の3つの違う処遇の方々が、住民サービスに関わっていただいているわけですが、現状をどのように評価されていますか、どのような課題があると考えておられますか、お聞きします。

○議長（森田公明君） 長井総務課長。

○総務課長（長井 剛君） 住民の方、町民の方からすれば、どの職員が対応しても長和町役場の職員として見ているという認識を、さらに徹底してまいりたいと考えております。

○議長（森田公明君） 田福議員。

○5番（田福光規君） 次に、定年延長制度への対応についてお聞きします。

2023年以降、公務員の定年の段階的引上げが開始されるとのことですが、どのように引き上げられるのでしょうか、答弁をお願いします。

○議長（森田公明君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） 地方公務員法の一部を改正する法律を受けまして、平均寿命の伸長や少子高齢化の進展を踏まえ、豊富な知識、技術、経験等を持つ高齢期の職員にしっかりと働く環境を整備するため、定年の年齢を65歳に引き上げる制度設計となっております、令和5年4月1日から施行されます。

当町におきましても、今議会に関連する条例を上程させていただいておりますが、概要といたしましては、令和5年度より、定年が2年に1歳ずつ引き上げられる内容となっており、令和5年、6年度で61歳、令和7年、8年度で62歳と、令和13年度以降は上限の65歳となります。

○議長（森田公明君） 田福議員。

○5番（田福光規君） 定年延長後の処遇、役職や給与等はどのようになりますか、お聞きします。

○議長（森田公明君） 長井総務課長。

○総務課長（長井 剛君） 組織の新陳代謝を確保し、組織活力を維持することを目的とされておりまして、管理職の職員は60歳の年度で役職定年となります。基本的には、管理職からは退くことになるということがございます。給与につきましては、役職定年による降任をした職員の俸給月額異動前の約7割水準ということになります。役職定年ではない場合、その方に適用される職務の級及び号俸に応じた額に約7割を乗じた額となります。

また、現行の再任用職員、常勤ではなく短時間での勤務を選べる選択肢もございます。

○議長（森田公明君） 田福議員。

○5番（田福光規君） 新規職員の採用は、定年延長制度開始後も後継者の養成のため必要だと思いますが、正規職員の定数管理をどのように行っていく予定ですか、お聞きします。

○議長（森田公明君） 長井総務課長。

○総務課長（長井 剛君） 未来の長和町を担っていく若手職員の採用、これを止めるということは望ましくないと考えております。事務事業は今後も増えていくことを考えれば、職員数を減らしての現在のような住民サービス維持は難しいものに思えます。サービス低下につながらないように、定年延長者数も含め、しっかりと管理してまいりたいと考えております。

○議長（森田公明君） 田福議員。

○5番（田福光規君） 2つ目の大きな質問に移ります。当町でのサバイバルゲームの実施についてお聞きします。

信濃毎日新聞でも報道されましたが、当町のブランシュたかやまスキー場の第2駐車場で、サバイバルゲーム——いわゆるサバゲーというそうです、あれは——が実施されました。このことに対し、町内のお母さん方からを中心に非難の声をお聞きしています。

お聞きしますが、このサバゲーとは、どんなもので、どういう団体が実施しているのでしょうか、お聞きします。

○議長（森田公明君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） サバイバルゲームの御質問でございますが、サバイバルゲームはエアソフトガンを使用して撃ちあう、いわば大人の陣取りゲームでございます。今お話ございましたようにサバゲーと略されております。

1983年頃、当時アメリカではやっていたペイントボールゲームを日本でも楽しめないかということで、おもちゃのエアソフトガンを代用して行われたのが始まりというふうにお聞きしております。

フィールドと呼ばれるゲームエリア内で、敵味方の2チームに分かれまして、両陣営にある敵の旗ですね、フラグを取り合うのがもっとも一般的であるということでございます。エアソフトガンを使用しますので、敵味方入り乱れての撃ち合いになり、弾が当たったらそのプレーヤーはヒットをしたということで、被弾をした旨を自己申告をしまして——ヒットコールと申します——こういうことをしまして戦線の離脱、セーフティゾーンと呼ばれるフィールドの外へ退場するというところでございます。

また、実施団体は、長和町スポーツコミッションでございます。

以上でございます。

○議長（森田公明君） 田福議員。

○5番（田福光規君） 長和町スポーツコミッションという団体が実施しているということですが、どのような団体ですか、長和町との関係についてもお聞きします。

○議長（森田公明君） 宮阪産業振興課長。

○産業振興課長（宮阪和幸君） 長和町スポーツコミッション及び長和町スポーツコミッションと町との関係に関わる御質問でございます。

長和町スポーツコミッションは、令和2年度のスポーツ庁のスポーツによる地域活性化推進事業の中のスポーツによるまちづくり地域活性化活動支援事業の設立支援を活用し、令和3年3月に設立されました。スポーツを通じて、地域の魅力を再発見し、交流人口の拡大を図り、スポーツ振興と地域経済の活性化を図ること、藤森由香氏に継ぐ長和町出身オリンピックを輩出することを目的としております。

令和3年度には、スポーツ庁のスポーツによる地域活性化推進事業のスポーツによるまちづくり・地域活性化活動支援事業の中の多角化支援、これを活用して、Eバイク導入によるレンタサイクル事業ながわサイクルを実施しております。

今年度はスキー場の夏場利用を目的とした、ブランシュたかやまスキーリゾート第2駐車場でのサバイバルゲーム事業——ナガサバゲームフィールド事業と呼んでおりますが——これを9月から10月の間に3度のイベントを実施し、毎回20名程度の参加がございました。

構成メンバーにつきましては、長和町、長和町スポーツリゾート推進委員会、ブランシュたかやまスキーリゾート、エコーバレースキー場、長和町商工会、霧ヶ峰美ヶ原中央分水嶺トレイル運営部会、RUN&BEER NAGAWA実行委員会、プロスノーボーダー、信州長和町観光協会が構成されており、11名の委員と2名の事務局となっております。町からは、町長が名誉会長、観光協会長という立場で高見沢副町長及び産業振興課が委員などで参画しています。町としましても、この長和町スポーツコミッションの各種事業について支援しているところでございます。

なお、今後、1月に地元出身のオリンピックであります藤森由香氏をお招きして、スノーシューとトークセッションのイベントを予定しております。

○議長（森田公明君） 田福議員。

○5番（田福光規君） 私は、今回までサバゲーについてはまったく知りませんでした。お母さん方の反対の声をお聞きし、調べてみました。

説明にもありましたが、サバゲーとは、主にエアソフトガンとBB弾を使って行う、20世紀以降の銃器を用いた戦闘を模した日本発祥の遊び、あるいは競技であると説明されておりました。簡単に言えば、銃を用いた戦争ゲームということになります。長和町スポーツコミッションの設立目的である、スポーツを通じて、地域の目的を再発見し、交流人口の拡大を図り、スポーツ振興と地域経済を活性化すること、藤森由香氏に継ぐ、長和町出身のオリンピックを輩出することには、私も大賛成であります。

しかし、現在、ロシアによるウクライナへの悲惨な武力侵略が行われており、戦争をやめよ、平和の世の中を、という声が世界中で大きくなっている中で、子育て日本一を目指すことを表明している長和町町内でサバゲーが行われたことは、子供の教育上も問題であると思っておりますし、来年以降も継続して実施していくことは、大問題であると思っております。

長和町が実施に直接かかわっている訳ではありませんが、羽田町長の名前でスポーツ庁長官に対し、スポーツ振興費の補助金の交付申請書を提出し、その中にサバイバルゲーム事業も記載されていて、補助金を受けていますので、この事業を町が認知・了解していることになると思っております。

また、長和町スポーツコミッションの構成の中心団体である信州・長和町観光協会の会長は高見沢副町長であることを考えても、町の考えは長和町スポーツコミッションに大きな影響を与えていると考えていますが、サバゲーを実施したこと、そして、来年以降も継続して実施していくことに対する、町のお考えをお聞きいたします。

○議長（森田公明君） 宮阪産業振興課長。

○産業振興課長（宮阪和幸君） サバイバルゲームの実施に関する町の考え方の御質問でございます。

最初に私のほうから、サバイバルゲームを取り入れた理由などについて説明させていただきたいと思います。

サバイバルゲームは、主にエアソフトガンとBB弾を使用して行う、20世紀以降の銃器を用いた戦闘を模した日本発祥の遊び、競技になります。

ブランシュたかやまスキーリゾートの第2駐車場とゲレンデを活用した事業で、普段、グリーンシーズンはゲートを閉ざしていることから、利用者は皆無で、広大な広場が放置されている状況となっております。このエリアにサバイバルゲーム事業を導入することで、これまでなかった客層を流入させることができ、スキー場の夏場経営の一翼を担うことができます。

なぜサバイバルゲームを選択したかということですが、平成25年に国主導で設立されたクールジャパン機構があり、機構は日本の魅力ある商品、サービスの海外需要開拓に関連する支援促進を目指しており、日本の魅力を事業化し、海外需要の獲得につなげるため、様々な分野でリスクマネーの供給を実施する組織となります。

その中でも日本のアニメやゲームなどのポップカルチャーは世界的に注目度が高いことが知られています。サバイバルゲームは、漫画やアニメなどでも取り上げられていること、十数年前から世界的ブームとなったファーストパーソン・シューティングゲームのオンラインゲームのリアル版という観点から、コロナ禍でも順調に利用者が増えている状況です。

また、県内にはサバゲーフィールドが数少ないことから、設置することで県内愛好家の取り込みが期待できること、スタート時から注目を集めやすいことが想定できることから、設置開設に至っております。

ゲームで使用するBB弾は自然に還るバイオBB弾がレギュレーションとして定められていることから、SDGsにも対応したスポーツと言えます。

また、ルールを統一し、競技性を高めたスポーツという位置づけとなるアルティメットエアソフトバトルという種目を推進している団体などとも連携することにより、単なる遊びではなく、スポーツとしても今後注目されることが予想されます。

実際に今季短い期間ではありますが、3回ほどイベントを実施し、県内を中心に全体で60名程度の集客がありました。参加されたお客様の評価は非常に高く、来季以降の継続に期待をされている状況でございます。

参加者の皆様にはフィールド内のルールの徹底はもちろんのこと、フィールド外でも、迷彩服などの戦争イメージにつながる格好での行動は控えるようルールづくりも徹底しております。

現代の遊びはゲームが中心となっていることから、外遊びをする機会が減少していることが懸念されていますが、サバイバルゲームでは重さ3キログラム程度のエアソフトガンを持ち、フィールド内を走り回ることによって体力、運動能力はもちろんのこと、チームで連携して、作戦を立てて進めていくようなゲームであることから、集中力、社会性、コミュニケーション能力も鍛えられるものとなっております。企業研修などでも活用される事例もあるそうです。

また、参加者がフィールドで活動した後は、帰りに農産物直売所や道の駅などで地元のお土産を買って帰ることなどによる町内での消費がイメージできるほか、観光面でも長和町に寄与することなどが予想できます。

11月1日に実施されましたスポーツ庁主催多角化支援中間報告会でも、町のサバイバルゲーム事業を事例発表し、スキー場の夏場利用のアイデアとして、他の地域からも注目を集めました。この会の後、スポーツ庁担当者からも応援のメッセージを受け取るなど、今後注目を集める種目であることがうかがえます。

そのようなことから、長和町スポーツコミッションにおいて、来季以降もスキー場の夏場利用を念頭に、新たな顧客層の獲得に取り組む事業として推進しまして、宿泊パック連動型商品造成や企業研修の受入れなども進めていく考えでございます。

○議長（森田公明君） 高見沢副町長。

○副町長（高見沢高明君） それでは、私のほうからは今後の町の考え方等々について、答弁をさせていただきます。

サバイバルゲームにつきましては、先ほどの答弁でも触れさせていただきましたが、スポーツ庁の補助事業でありますスポーツによる地域活性化推進事業の経営多角化支援において実施する事業という位置づけでございます。この補助事業につきましては、令和5年度以降も活用していく予定でありますので、事業の継続性という観点から、スポーツコミッションとしましては、サバイバルゲームに関わる事業について、次年度以降も計画をされているということでございます。議員御指摘の子供の教育上の問題につきましては、地域の皆様にサバイバルゲームに関して理解を深めていただくような施策を、長和町のスポーツコミッションにおいては今後こういうことに対しての研究検討をしていくという方針でございます。町としましても、こういう御指摘がある以上、この事業の在り方について再検証してまいりたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

以上です。

○議長（森田公明君） 田福議員。

○5番（田福光規君） 町としてこの事業、サバイバルゲームについて、子供の教育上の問題も踏まえて在り方を再検証していくという答弁を頂きました。来年度、令和5年度の計画策定に当たっては子供の教育上の問題がありますので、しっかり踏まえていただいて、見直しを行うことを要望させていただいて、私の今日の一般質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（森田公明君） 以上で、5番、田福光規議員の一般質問を終結いたします。

ここで10時まで休憩いたします。

休 憩 午前 9時47分

再 開 午前10時00分

○議長（森田公明君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

1 番、阿部由紀子議員の一般質問を許します。

阿部由紀子議員。

○1 番（阿部由紀子君） それでは、議長の許可を頂きましたので、私の一般質問を始めさせていただきますと思います。

昨年議員になりまして、右も左も分からず、全てが初めてだった12月議会から丸1年が経過いたしました。毎回緊張しながらの一般質問も、分厚い予算書や書類に目を通すことも、また、聞き慣れない初めての用語にも少しずつ慣れてきて、年間を通した予算の流れや、町に関する様々なことを知り、勉強させていただいた1年間だったと思います。

議員の先輩方や、役場の執行機関の皆さんからも、議会や打合せ、委員会活動を通して教えていただいたことがたくさんあります。

また、日頃の議員活動や視察、町民の方から寄せられる意見などから、町への要望や課題も多々あるのだなと実感しております。1年前、議員に立候補したときの目標であった「町民の声を届ける」という役目を、初心を思い出し、またしっかりと行っていきたいと思えます。

今回、私は3つの質問を用意してきました。1つ目は、保育園のおむつの持ち帰りシステムについて、2つ目は、町内における独身者向け住まいについて、3つ目は、高校生の通学の利便性についてです。よろしくお願いいたします。

今年の3月の私の一般質問で、保育園におけるおむつの持ち帰りシステムについて質問をさせていただきました。当時の担当課長からは、情報の収集と研究をするとのことのお答えを頂いておりましたが、その後、情報の収集、研究についてはどうなりましたでしょうか。

○議長（森田公明君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） 心温まる子育て日本一を目指し、妊娠から出産、子育てまで、切れ目のない手厚い子育て支援のまちづくりに取り組んでおるところでございます。

9月には、保育園の利用に関するアンケートを実施をさせていただきました。保護者の皆様の御意見や、実際の利用ニーズなどを確認をさせていただきました。このアンケートの結果や、頂いた御意見などによりまして、家庭における子育て、地域としての子育て支援などを検討しまして、さらなる子育て支援サービスの充実に努めてまいりますので、ひとつよろしくお願いを申し上げたいと存じます。

保育園のおむつ持ち帰り状況につきましては、担当課長よりお答えをさせていただきます。

○議長（森田公明君） 小林こども・健康推進課長。

○こども・健康推進課長（小林義明君） 令和4年4月時点で、長野県内にある333の公立保育所において、園でおむつを処理しているのは10施設であり、感染防止対策や保育士及び利用者の負担軽減が主な理由でありました。そのほか10市町村が園での処分への見直しを予定しており、見直し予定なしは32、検討中は27市町村の状況です。

見直し予定なしのおむつを持ち帰りにしている理由としては、子供の体調把握のため、衛生面での管理が困難なためなどでありました。

また、保育園のアンケート結果では、感染対策面でも園で処分をしてもらいたい、排泄状況を把握したい、持参したおむつなので家庭で処分すべき、保育園におむつをためるのは不衛生で心配などの意見を頂きました。また、先生の負担が少ないようにと、様々な意見を頂いております。

○議長（森田公明君） 阿部議員。

○1番（阿部由紀子君） 私もいろいろと調べてみましたところ、公立保育園における使用済みおむつの持ち帰り状況に関する全国調査というデータがありました。これは保育園からおむつの持ち帰りをなくす会というものが、今年2022年4月に公立保育園がある全国1,461の市区町村の保育課に対して調査を行ったものなのですが、その、おむつの持ち帰りをまだ続けている都道府県全国ワースト3というものがありまして、1位が滋賀県、2位が長野県、3位が京都府です。長野県はこの問題に対しての取組が全国的に見て極めて遅いという結果です。

そんな取組が遅いとされている長野県でも、大町市に続き松本市や伊那市などでも持ち帰りシステムの廃止が決定され、辰野町、箕輪町、南箕輪村などでも本年度中に切り替えるとのことが信濃毎日新聞の記事にも取り上げられていました。

近年では、新型コロナウイルスの影響もあり、感染症対策として園で廃棄することに変更している市区町村も増えているようです。今年の5月にはNHKのテレビ番組でもこの問題が取り上げられ、私のところにも番組を見た町民の方々から感想やメッセージなどが寄せられました。

10月に行っていたいただいた保育園保護者向けのアンケート結果も、使用済みおむつの持ち帰りについて「有料でも処分してもらいたい」の結果が22.8%、「無料なら処分してもらいたい」が48.1%という結果になっており、その他1.3%の意見も入れましても、合計で72.2%、全体の約7割の保護者の方が持ち帰りの廃止を希望しているという結果になっていました。

子供や子育て世代が減ってきている長和町としましては、働くお母さんの負担や保育士さんの手間、そして感染症へのリスクを軽減するためにも、近隣町村よりも早くこのような取組を取り入れていただきたいと思いますが、町としてのお考えをお知らせください。

○議長（森田公明君） 小林こども・健康推進課長。

○こども・健康推進課長（小林義明君） 個別に対応することや、保育士の負担が増え、保育に支障を来すようなことはできませんので、保育園において保育しやすい方法により対応をしたいと考えており、実施の方法などを保育園と調整し、前向きに検討をしております。

おむつを園で処分する、現行どおり持ち帰る、のいずれにいたしても、御家庭の御理解と御協力をいただきますよう、よろしく願いいたします。

○議長（森田公明君） 阿部議員。

○1番（阿部由紀子君） アンケートではほかにも以前一般質問でも取り上げさせていただきました病後児保育の必要性についてや、3歳児以上の主食についてほか、早朝保育や休日保育について

もアンケート調査が行われました。結果人数やパーセンテージだけでは伝わりきらないそれぞれの御意見、御要望もたくさん寄せられたことと思います。その意見の一つ一つが、今後、町の子育て環境をよくしていくための貴重な御意見です。この結果は、ぜひまたアンケートにお答えいただいた皆さんに提示していただきまして、今後のまちづくり、子育て環境の充実に向けて生かしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（森田公明君） 小林こども・健康推進課長。

○こども・健康推進課長（小林義明君） 保育園の保護者皆様には、アンケートへの御協力とたくさんのお意見などを頂き、大変ありがとうございました。アンケート結果につきましては、保護者の皆様にお知らせしましたが、頂きました御意見などにつきましても、町長をはじめ関係部局と共有をし、対応等についての回答を取りまとめ、アンケート結果とともに町ホームページに掲載をいたしましたので、保育園のお便りにてホームページへの掲載をお知らせいたします。

○議長（森田公明君） 阿部議員。

○1番（阿部由紀子君） 先日私のところへも、保育園を通じてアンケート結果が届きました。ほかのお母さんたちからも、またアンケートやってほしいね。や、小学生のママの意見もきいてほしいね。などの意見を頂いております。子育ての環境は、時代の流れはもちろんなのですが、人数の減少、またコロナウイルスなど、外的状況によっても常に変化していきます。小さな町、少ない人数だからこそ、そうした変化に対応できる取組もあるのではないかと思います。

全国的に見ても、人口の減少、子供の出生率が低下していく中で、地方が活性化していくためには、子育て世帯、子供の人数が増えることは必要不可欠です。長和町の子育て人口がなるべくこれ以上減らないよう、そして町の未来のためにも、子育て人口を少しでも増やしていけるように今後もニーズの把握をしていただくとともに、よいと思われる取組に対しては、ぜひ前向きな検討そして実現をお願いしたいということをお願いいたしまして、次の質問に移りたいと思います。

2番目の質問になります。町内における独身者向け住まいについて。

以前より、仕事で町内に来ている方などから、「長和町には独身の人が住める物件がない」との意見を頂いておりました。その御意見は「縁があって近隣の地域から引っ越してきたと思ったのに、長和町で住める場所が探せなかった」という内容でした。

今現在、町での独身者が住める物件は、どのくらいあるのでしょうか。また、物件についての情報収集は、どこで行えばよいのか、探せる情報はあるのかお知らせください。

○議長（森田公明君） 藤田企画財政課長。

○企画財政課長（藤田健司君） 私の方からお答え申し上げます。町営住宅において、単身者の物件につきましては、1棟で10部屋ございますけれども、人気の高い物件で、ほぼ常時満室の状況でございます。民間のアパートも単身者向けの物件はあるわけでございますが、やはりほとんどが満室であると聞き及んでおるところでございます。

町営住宅の担当部署につきましては、企画財政課の管財係となっておりますので、物件について

のお問合せ等いただければと思います。

また、町公式のホームページにおきましても建物の概要、空き部屋や募集の情報等を掲載させていただいておるところでございます。

○議長（森田公明君） 阿部議員。

○1番（阿部由紀子君） 子育て世帯を対象にしている若者マンションや、町営住宅などに空きはあるのでしょうか。空きがあるならば、独身者も住めるように対象を広げてみてもよいのではないかと思います。独身者向けの住まいの現状と課題について町としてはどうお考えでしょうか。

○議長（森田公明君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） 現在、町営住宅では二、三戸の空き部屋がございます。町といたしましては、人口の増加や子育て支援を目的として、家賃を低価格に設定をし、子育て世帯向けに入居者の募集を行っておりますが、空き室の状況等を鑑みながら、単身者への門戸を広げることにについてのニーズを把握することに併せて検討してまいりたいというふうに思っております。

単身者向けの住まいの現状と課題についてでございますが、これまでの間、子育て世帯向けの住宅に注力してきておりましたので、町営の単身者向け住宅が1棟10部屋のみとなっております。確かに少ないというように感じておりますので、現在、新たな視点で、青原地区にございます田舎暮らし体験住宅の2階部分をシェアハウスと併用して活用するよう、その実現に向けまして、地域おこし協力隊の皆さんと鋭意進めておるところでございます。

また、新たに単身者向けのアパート建設の計画自体は、今のところはございませんが、老朽化が進んでいるような住宅につきましては、公営住宅等長寿命化計画や、公共施設個別施設計画、公共施設等総合管理計画などに基きまして、建て替えや補修、補強などを行いますので、建て替えをする際にですね、単身者向けのアパートやマンションのニーズを確認し、それらに即した物件を建築してまいりたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（森田公明君） 阿部議員。

○1番（阿部由紀子君） 今年度から諏訪方面へ行く新和田トンネルの通行が無料となったことにより、長和町や和田地域が諏訪岡谷方面への通勤圏内になり得るとして、今後、町への移住者が増えることも期待できるのではないかと思います。移住したいと考える方々の中には、通勤を考えた近隣地域からの移住や、農的な暮らしをしたいという都会からの移住の希望もあるかと思います。移住者の生活スタイルや望む暮らしによって住まいの形もいろいろ選択肢があることが望ましいのではないかと思います。

町でも募集している空き家バンクなど、いわゆる一軒家や古民家は、一人暮らしを考えている独身者には敷居が高く、女性や都会の方、若い方にとっては、家の管理ができるのか、庭の草刈りができないか心配、などの不安もあるようです。

会社への通勤圏内として選ぶ住居であれば、現在の町営住宅がよいかもしれません。都会からの移住であれば、小さな畑つきの仮住まい的などころから、農的田舎暮らしを実践してみるのもよい

かもしれません。最近では、コロナ禍もあり、リモートで仕事ができる社会環境も整ってきています。住まいは自然豊かな場所にありながら、仕事は都会の会社で、というケースも増えたと思います。

人口の減少に歯止めをかけるべく、子育て世帯の誘致はもちろんなのですが、若い世代や独身者にも対象を広げたり、農的暮らしやDIYでのセルフリノベーションができるなどの、住む物件選びの選択肢を増やしたりすることも、町へ人を呼び込むチャンスになり得るのではないかと思います。

町ではそうした移住者希望者に対する様々な選択肢を増やすことは可能でしょうか。お尋ねいたします。

○議長（森田公明君） 藤田企画財政課長。

○企画財政課長（藤田健司君） コロナ禍におきまして、リモートワークが当たり前の世の中になってきていることから、都会を離れ、田舎暮らしを希望される方がより一層増えてきていることは、感じておるところでございます。

若い世代や単身者に対してアピールするためにも、菜園つきの物件やセルフリノベーションできる物件など、興味深いアイデアであると思いますので、農地法の下限面積に関する事、所有権や賃貸借契約上の原状回復に関する事など、実現する上での課題は少なくはありませんが、実際のニーズを的確に把握することにあわせて、研究してまいりたいと思います。

また、長和町土地開発公社におきましても、宅地造成ができる適地があるかどうかなど、現在模索している状況であるということも申し添えるところでございます。

以上です。

○議長（森田公明君） 阿部議員。

○1番（阿部由紀子君） 枠にとらわれず、住まいや暮らしをリノベーションできる環境のあっせん、若い人や独身者でも手に入れやすい価格帯の提案など、様々な生活スタイルに対応できるような物件をお知らせし、田舎暮らしや一人暮らしにも気軽にチャレンジできるような町になるといいなと思います。全国的に見ても人口減少が懸念される今、1人でも町民が増えることにつながればいいなと思います。

○議長（森田公明君） 藤田企画財政課長。

○企画財政課長（藤田健司君） 時代の流れを的確に見極め、時のニーズに調和した多彩な施策を柔軟な発想と実行力にて、そのようなシステムを構築し、実施することも大変重要であろうかと考えるところでございます。

令和2年に策定いたしました「長和町まち・ひと・しごと創生総合戦略」などとの計画に沿いながら、また、地域おこし協力隊の皆さんとも協働しながら、今後の課題として画期的な事業の実施に向けまして、研究、検討してまいりたいと考えておるところでございます。

○議長（森田公明君） 阿部議員。

○1番（阿部由紀子君）では、3つ目の質問に移らさせていただきます。高校生の通学の利便性についてです。

長和町は今現在、中学校までの給食費の無償化と18歳までの医療費が無料となっていて、子育て世帯にはこの制度は大変助かっていると感じています。

もう何年も前になりますが、この制度を推進したいとのことで、お母さんたちの集まる場所に当時の議員さんが来てくださり、意見交換をする機会がありました。私も当時、その会に参加していたのですが、大体のお母さんは、「給食費無料は助かる」とか、「医療費無料なら我慢せずにもっと子供を気軽に病院へ連れていける」といったありがたいといった声を中心でした。

ですが、小さい子を持つお母さんたちとは別に、もう少し大きくなったお子さんを持つお母さんたちからの意見には「給食費くらいは自分たちで出すから、高校の通学費用と不便さを何とかしてほしい」という意見があり、私はそのとき初めて、長和町から高校に通うお子さんたちの通学事情が厳しいことを知りました。

あれから数年がたち、私の長男も中学生になり、息子の先輩やママ友たちのお子さんなどいよいよ高校へ行き始め、高校通学に当たってのリアルな情報がいろいろと耳に入ってくるようになりました。

町を走っているバスはJRバスですが、上田方面へ通学するお子さんは、依田窪南部中学校近くの武石地域から千曲バスに乗って通学する生徒が多いようです。理由は、千曲バスのほうが料金が安いからとのことで、料金は2倍くらい違うのだということでした。

また、JRバスだと時間帯が利用したい時間に合わないことも理由の一つのようでした。

自宅前をJRバスが通っているのに利用できず、わざわざ家族の誰かが毎朝武石地区のバス停まで車で送る、というのを毎日続けている現状があり、帰りも上田のカワチまでお迎えに行くのだという話でした。

朝の送りは6時台、帰宅の時間は、行く学校にもよりますが、部活動をしているお子さんは、帰りが8時過ぎ、9時近くにもなってしまうとのことでした。

本当なら、自宅近くからバスに乗って、自宅近くまで帰って来られるのが理想だけど、それができない現状があるため、送り迎えが当たり前。おじいちゃんおばあちゃんに頼んでいる家も多いけれど、いない家庭は親が送迎することになり、兄弟がいればなおさら大変で、夕飯を作る時間もなくなるし、バスの時間に合わせて帰宅すると、子供が夕飯を食べてから宿題をすることも時間的に本当に大変なのだという話でした。

お母さんの中には、こうした理由から働く場所を子供の学校の近くに転職をして、会社へ行く前に学校へ送り、部活が終わる時間まで時間をつぶしながら、帰りに子供と一緒に帰って来るというケースもあります。その間、下の兄弟は自宅でお留守番をしているわけですが、兄弟が高校へ行くまでは、お母さんが帰宅して夕飯を作っている時間だったのだと思います。

大変なので、子供の進学と同時に長和町を出て上田などへ引っ越す御家庭もあるという話も幾つ

か聞きました。「上田に引っ越したらすごく楽だよ」と言われて、自分や子供が取り残されたような気持ちになって悲しくなってしまったという話もありました。

今まで長和町で子育てをしてきた皆さんは、こうした努力をみんながやってきたのだと言いますが、本当にこのままでいいのかと私は思ってしまう。町としては、こうした現状を把握しているのでしょうか。

○議長（森田公明君） 藤田教育長。

○教育長（藤田仁史君） 長和町には高校がなく、中学校を卒業後は、上田市、東御市、立科町、佐久市、諏訪市等の高校へ進学をしております。

高校通学に関して、議員が御指摘いただいた状況は承知をしております。

バスで通学されている生徒、保護者の送迎、自転車等での通学、下宿、入寮など、それぞれの手段や、その組合せなど、各御家庭の事情に応じ、工夫されて通学されております。

私も、6時半過ぎには上田方面へ子供を送っていき、先ほどお話がありましたように、帰りは部活動などにより時間は異なりますが、18時半から20時半頃の間で丸子まで迎えに行っております。

高校への通学バスの関係でございますが、登校時間に間に合うJRバスについては、上田方面に1便、丸子方面に2便のバスが運行をされております。運賃でございますが、丸子駅まで片道370円、上田駅までは片道920円となっており、運賃低減バスで運行している千曲バスと比べて、JRバスのほうが運賃は高い状況となっております。

そのため、町といたしましては、子育て支援を兼ねて通学費の補助金を交付させていただいております。

補助金の額でございますが、いずれも年額で、丸子地区の高校で上限6万6,000円、立科地区で上限7万2,000円、上田市内を含めた其他地区で上限12万円、下宿または入寮についても12万円を補助させていただいております。

○議長（森田公明君） 阿部議員。

○1番（阿部由紀子君） 武石地区の乗合バスのようなものが長和町でも利用できたら便利なのではないか。例えば、行きは千曲バスのバス停まで、帰りはカワチから各方面へ向かう小型バス（ながわごん）などで自宅近くまで帰って来られるとありがたいという声もありますが、どう思われますか。

また、昔は上田に寮のような場所があったと聞きました。今はなくなってしまったそうですが、そのような場所があればいいのという声もありましたが、どうお考えになりますでしょうか。

○議長（森田公明君） 中原教育課長。

○教育課長（中原良雄君） 上田市武石地区では、丸子地区の一部も含めて武石デマンド交通を実施しております。議員御提案の事例は、この武石デマンド交通を利用した送迎かと思われませんが、武石地区におけるデマンド交通を利用した高校通学の状況を把握するとともに、町内巡回バスでも

実施可能かどうか、関係者も含めて調査検討してまいりたいと思います。

また、学生寮のような場所があればよいとの御質問でございますが、以前、和田村では契約したアパートがあったとのことでございますが、現在はそういった施設はございません。

学校において学生寮を備えている場合、または下宿先がある場合は、それらを御利用いただければと思いますが、町が、例えば上田市内に学生寮を設置するというようなことは考えてございません。

いずれにいたしましても、通学バスの在り方、通学方法について、他の市町村の事例も参考にしながら、今後も検討を続けてまいりたいと思います。

○議長（森田公明君） 阿部議員。

○1番（阿部由紀子君） 佐久方面、または諏訪方面へ通うお子さんや親御さんの状況はどのようになっているのでしょうか。町では通学事情を把握しているのでしょうか。

○議長（森田公明君） 中原教育課長。

○教育課長（中原良雄君） 佐久方面や諏訪方面の高校生は、寮などから高校に通っている生徒もおりますが、送迎されている御家庭もあるとお聞きしております。

○議長（森田公明君） 阿部議員。

○1番（阿部由紀子君） 先ほどお話をさせていただきましたが、JRバスの料金が高いことと時間帯の利便性の悪さから、結局のところ、千曲バスを利用することにより、送り迎えを余儀なくされている御家庭も多いと聞いております。物価の高騰、ガソリン代の値上げに伴い、毎日の送り迎えは金銭的にも大きな負担になっているのではないかと思います。町から出ている交通費補助の金額の見直しも検討してもよいのではないかと思います。これについてはいかがでしょうか。

○議長（森田公明君） 中原教育課長。

○教育課長（中原良雄君） 高校通学費補助につきましては、高校生の通学や寮などに関する子育ての支援策として、町独自の事業として実施しております。

このため、バスの定期代や寮費、また送迎のガソリン代など、あらゆる状況を想定し、用途を決めずに補助金を交付させていただいております。

また、JRバスの料金が低いとのことでありますが、長和町においても、上田市が実施しております運賃低減バスの運行を検討しております。

ガソリンをはじめ、様々なものが値上がりしている中で、町の他の施策との兼ね合いを図りながら、通学費補助の金額、また制度の在り方も含めて関係部署と検討してまいりたいと考えております。

○議長（森田公明君） 阿部議員。

○1番（阿部由紀子君） 通学への時間的負担、金銭的な負担とともに、送り迎えできる人がいなければ、行ける学校の選択肢も減ってしまうと思います。そうした現状は子供の可能性を狭めることにもつながり、不便で手っ取り早く引っ越してしまうという御家庭があるという現実も否定でき

ません。無論、引っ越すことができない御家庭は、我慢を強いられることとなってしまいます。

現在少なくなっている子供や子育て世帯が、町を出て行かなくてもいいような仕組みや援助が今の長和町には必要なのではないかと思います。

また、長和町に移住を希望している家族がこの現実を知ってしまえば、長和町での子育てを視野から外してしまうこともあるのではないかと思います。

子育てするなら長和町。関東から移住して11年目の私から見て、長和町での子育てはとても魅力的で楽しいものです。学校への通学問題が改善されれば、子育て世帯が住む場所としての魅力はさらに充実したものになると思います。

通学バスの問題や、バスの時間帯を変えることなども、簡単にできる問題ではないことは分かりますが、少しずつでも状況がよくなるように、何かよい方法を考えていていただきたいなと思います。

○議長（森田公明君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） 高校への通学の時間的負担は、町内に高校がないこと、また、地理的要因により解決は大変難しいというふうに思っております。

金銭的負担につきましては、先ほども答弁にもございましたとおり、町独自の事業として、通学費等の経費に対し補助金を交付させていただき、家計の負担軽減を図らせていただいているところでございます。この方法は、当時いろいろ考えて、定期代をお支払いするかとか、様々考えたわけでありまして、そういったことが、いろいろ多様な送り方がございますので、一律補助金で対応をしたところでございますが、多分こういった、先ほど発表のあった金額を補助金として対応しているのは、長和町だけではないかなと。ほかの町村は、多少の補助金はあると思いますが、逆に上田の住民の人がほかのところへ通うときに、それほどの補助金はないと思いますが、こころ辺のことにつきましては、今後いろいろな世の中の状況も変化してまいりますし、考えてまいりたいというふうに思っております。

今、お話がございましたように、阿部さんもお感じになって、高校の通学のことだけ、このことを何とか解決してもらえれば、長和町は非常に子育てしやすいところだというお話がございました。確かに、先ほどもお話がございましたように、町として限られた財源の中で、保育料の軽減、保育園副食費の無料、18歳までの医療費の無料、小中学校の給食費無料、無料で利用できる児童クラブ。そういうようなことで、子育て支援をしっかりと支えていきたいというのが町の考えでございますので、これからも、今の通学バスについての、このことにつきましては、また、関係者の皆さんの御意見もお聞きしたり、町民の皆さんの御意見もお聞きしたりして、対応してまいりたいというふうに思っております。

○議長（森田公明君） 阿部議員。

○1番（阿部由紀子君） 町の財源がやっぱりなくてはというところもありますし、あと、長和町子育て、すごく充実しているっていうのは、ほかの地域のお母さんたちからも、私もよく聞いてお

ります。ですからやっぱり、年子の子供がいたりですとか、あと、独り親家庭っていうんですか、シングルマザーなんかの家では、やっぱり選択肢が減って、本当に学校に行く選択肢も減って難しいというのが現状で、耳に入ってきますので、ぜひ、これからも課題として検討していただけたらと思います。

通学における選択肢が増えて、家族の負担も減って、家族や兄弟で過ごす時間を確保するということは重要な課題だと思います。

どんな家族構成、どんな職業のお家のお子さんでも、行きたい学校へ行けるような町になってほしいという要望をお願いいたしまして、私の今回の一般質問を終わります。

○議長（森田公明君） 以上で、1番、阿部由紀子議員の一般質問を終結いたします。

ここで10時50分まで休憩いたします。

休 憩 午前10時39分

再 開 午前10時50分

○議長（森田公明君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

9番、渡辺久人議員の一般質問を許します。

渡辺久人議員。

○9番（渡辺久人君） ただいま、議長のお許しを頂きましたので、一般質問を行います。

本日、私は、2題、国民保護法、国民保護計画についてと、新しくなりました株式会社長和町振興公社の状況についてです。

最初に、国民保護法、国民保護計画についてです。

平成13年に発生した米国同時多発テロ、そして、武装不審船事案は国民に大きな不安を与え、新たな危険に備えることの重要性を再認識させることとなり、国家の緊急事態に対処し得る体制の整備が、ますます重要であると位置づけられました。

こうした背景から、平成15年6月に有事関連三法、事態対処法、安全保障会議設置法の一部改正法、自衛隊法等の一部改正の法律が成立しました。これにより、有事への対処に関する制度の基礎が確立されました。

翌年の平成16年6月には、国民保護法をはじめとする有事法関連法が、国会で可決され成立しています。

国民保護法は、正式には、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法令という名称で、武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護し、武力攻撃が国民生活及び国民経済に与える影響を最小とするため、国、都道府県及び市町村が行う役割、指定公共機関の役割、国民保護のための措置の実施体制等について定められています。

最初の質問です。

国民保護法では、町長は、住民の生命、身体及び財産を保護するための措置を的確かつ迅速に実

施するため、町の役割、責務を明らかにすると定義されています。

この役割、責務とはどのようなことか、また、それを明らかにしているか、お伺いします。

○議長（森田公明君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） 国民保護法第16条で、市町村の実施する国民保護のための措置として、まず、1つ目として警報の伝達、避難実施要領の策定、関係機関の調整、その他の住民の避難に関する措置。

それから、2番目として、救援の実施、安否情報の収集及び提供、その他避難住民等の救援に関する措置。

3番目として、退避の指示、警戒区域の設定、消防、廃棄物の処理、被災情報の収集、その他の武力攻撃災害への対処に関する措置。

4番目として、水の安定的な供給、その他の国民生活の安定に関する措置。

5つ目として武力攻撃災害の復旧に関する措置を位置づけておりまして、住民と直接関わる市町村に、その安全と安心を確保することを使命とする団体であり、大きな役割を担っておるということでございます。

○議長（森田公明君） 渡辺議員。

○9番（渡辺久人君） 町が行う役割、責務とは、長和町の国民の保護に関する計画に基づき、住民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、国民の保護のための措置を実施し、総合的に推進することが、町長が行う役割と責務になるかと思えます。

次の質問です。

町の責務である国民保護措置とは、どのような措置なのかという質問を用意いたしましたが、今、町長が答弁された内容が、その内容でございますので、重複しますので答弁は不要です。

通告で落としてしまったんですが、通告にありませんが、国民保護措置を実行できる体制は取れているのかどうか、もし分かりましたら答弁をお願いします。

○議長（森田公明君） 長井総務課長。

○総務課長（長井 剛君） 通告にございませんので、今、ここで私のほうとして、答えられる範囲でお答えいたします。

措置としましては、通常、町として法律に基づいて必要なことというものにつきましては、しっかりと対応してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（森田公明君） 渡辺議員。

○9番（渡辺久人君） 次の質問です。

国民保護法第35条では、町国民保護計画を作成すると規定されていますが、長和町国民保護計画は作成されているのか、作成の必要はないか、お伺いします。

○議長（森田公明君） 長井総務課長。

○総務課長（長井 剛君） 長和町国民保護計画につきましては、作成されております。

○議長（森田公明君） 渡辺議員。

○9番（渡辺久人君） 作成されているということで、また、後ほど提示していただければと思いますので、よろしくお願いします。

国民の保護に関する措置で、町が行う事務として、町国民保護計画の作成、協議会の設置・運営、対策本部などの設置・運営、組織の整備、訓練など10項目あります。

長和町国民保護計画は、ないにしても、まああるということですが、町が行うべき業務、事務を定め、国民の保護に関する措置を実行できる体制はつくっておく必要があります。

本年になり、北朝鮮のミサイル発射、中国による台湾への干渉は憂慮すべき事態です。日本では、このようなミサイルなどの警報発令として、J—A L E R Tがあります。

11月3日に北朝鮮が発射したミサイルの1発目は、I C B M、いわゆる大陸間弾道弾火星17と見られ、正常な飛行には失敗したと見ておられます。

このときのJ—A L E R Tは、ミサイルが通過してから発出され、訂正に訂正を重ね、さらに1か月報道遡った10月4日には、地域を間違えて発出され、時刻やタイミング、場所の間違いなど、信用できない不安が残るシステムであります。

質問です。

国民保護対象事例が発生し、警報の発令となった場合、J—A L E R T以外の警報、伝達手段を考えているか、お伺いします。

○議長（森田公明君） 長井総務課長。

○総務課長（長井 剛君） 国民保護のための情報伝達の手段といたしまして、現在は、防災行政無線による屋外への放送及び告知端末によります屋内、家庭内での放送、また、ケーブルテレビやFMとうみ等による放送や、携帯電話への緊急速報メールというものが考えられます。

○議長（森田公明君） 渡辺議員。

○9番（渡辺久人君） J—A L E R Tは、大きな地震や津波、災害、日本に向けてのミサイル発射などが起こるおそれがあるときに、スーパーバードB2という通信衛星を利用して、瞬時に同報系市町村防災行政無線や有線放送電話を自動起動させ、サイレンや放送によって住民へ緊急情報を伝達するシステムです。

長和町においても、ちよくちよく試験はやっているわけですがけれども、2017年平成29年9月15日午前7時に、ミサイル発射のJ—A L E R Tが長野県にも発出されています。記憶にあるでしょうか。

屋内でも屋外でもJ—A L E R Tを直接聞かないにしても、スマートフォンがあれば覚知できるかと思えます。

次に、長和町をターゲットとしたミサイル攻撃はないと考えられますが、国民保護法第148条で、「都道府県知事は、住民を避難させ、または避難住民等の救援を行うため、あらかじめ、政令

で定める基準を満たす施設を避難施設として指定しなければならない」と明記されています。

長和町では、指定された堅牢な施設はあるのか、指定されている施設は本当に大丈夫と考えているのか、お伺いします。

○議長（森田公明君） 長井総務課長。

○総務課長（長井 剛君） お話の堅牢な建物として、現在、私どもで考えていますのは、役場や町の各支所、体育館等を指定をしております。

強度などに関しましては、ミサイル攻撃等を想定した建築ではありませんので、あくまでも、ほかの施設と比べて、多少、堅牢であるということでございます。安全性を担保するものではございませんので、よろしく申し上げます。

○議長（森田公明君） 渡辺議員。

○9番（渡辺久人君） 内閣官房国民保護ポータルサイトの長野県の国民保護のページを見ますと、長和町内では22施設指定されています。

長和町高齢者生活福祉センターほほえみとか、小学校ですね、あと町民体育館、依田窪病院とか、ながと保育園、長門ふれあい館など22か所あるわけですけど、避難施設となり得る基準は5項目ありまして、22施設の避難施設は基準は満たしているものの、決して堅牢で安全な施設ではないと思われまます。

質問です。

弾道ミサイルは、極めて短時間、北朝鮮からでは、10分ほどで我が国に着弾することが予想されていることから、速やかな適切な避難行動を取る必要があります。

山間地である長和町では、地下や堅牢な建物、ほとんどない環境で、どう避難したらよいか、どのような行動をしたらよいか、住民に対して啓発、防災に関する啓発との連携、学校における防災・国民保護に対する教育は行われたのか、また、必要性はないのか、お伺いします。

○議長（森田公明君） 長井総務課長。

○総務課長（長井 剛君） 国では、ミサイル攻撃に対しましては、できる限りコンクリート造りで頑丈な建物や地下への避難、そして、近くにそのような建物がない場合には、できるだけ窓から離れた屋内への避難を行うこと、また、近くに建物がない場合につきましては、地面に伏せ、物陰などで頭を守るようにというふうに呼びかけております。

北朝鮮によるミサイル発射が頻発をしており、緊張状態が高まっている中、万が一の事態に備える必要がありますので、改めて、呼びかけてまいりたいと考えております。

○議長（森田公明君） 渡辺議員。

○9番（渡辺久人君） 長和町の一般住宅を見ますと、ほとんどが木造、また公共施設などでも堅牢な鉄筋コンクリートあるいは鉄骨・鉄筋コンクリート造りの建物は少なく、安全な避難施設の確保は困難と考えます。

また、学校等における児童生徒及び教職員、病院における職員及び患者など、また、社会教育施

設、福祉施設等の職員及び利用者の生命・身体の安全を図ることも必要と考えます。

町の啓発については、改めて呼びかけますとの答弁ですが、これまでリーフレットの配布や広報紙などへの掲載はされていないと私は認識をしています。

避難施設、回避方法も含めて啓発を行ってください。

次に、長野県では、今年11月8日に塩尻市でテロを想定した訓練を実施しました。これは阿部知事がやりたいというような報道記事を見まして、どこでやるんだろうかと疑問に思っていたわけですが、長和町では、防災訓練もコロナ禍において実施されておられません。近隣の自治体では、職員だけでも訓練を実施しております。

自然災害ばかりでなく、武力攻撃事態、武力攻撃予測事態を想定し、防災訓練に盛り込んで訓練を実施すれば、役場職員、住民の認識を得られると思われれます。訓練の実施を検討できないか、お伺いをします。

○議長（森田公明君） 長井総務課長。

○総務課長（長井 剛君） 国民保護の事案につきましては、先ほどのミサイル攻撃のみならず、生物・化学兵器や爆発物などを使ったテロ行為など様々でございます。

有事の際、迅速な対応を行えるよう日頃の備えとして、避難訓練等へとつなげてまいりたいと考えております。

○議長（森田公明君） 渡辺議員。

○9番（渡辺久人君） 前向きに検討していただくということで、訓練に関しては、自然災害と共通な事柄が多々あると思いますので、ぜひ、お願いします。

国民保護法が制定されて、既に18年が経過していますが、これらの計画、業務や事務に関して、疑問を感じましたので、町の職員の方にもしっかりと認識をしていただくと同時に、住民にも啓発をよろしくをお願いします。

次の2題目、新株式会社長和町振興公社の状況についての質問です。

株式会社長和町振興公社は、平成12年4月、当時、長門町98%、長門町商工会2%の出資により、法人として株式会社長門町振興公社を発足しました。

その後、平成17年4月町村合併に伴い、株式会社長和町振興公社に社名変更されました。そして、本年、スキー場関連事業、信州立岩和紙の里、姫木平自然の家を切り離した新たな長和町振興公社として、営業を開始しました。

改めて、令和4年度から、新たに開始された株式会社長和町振興公社の業務内容をお伺いします。

○議長（森田公明君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） 株式会社長和町振興公社に関する御質問でございます。

ただいま、お話ございましたように、株式会社長和町振興公社は、町が98%、商工会が2%出資の株式会社として、長和町営ブランシュたかやまスキー場、長門温泉やすらぎの湯、和田宿温泉のふれあいの湯、信州立岩和紙の里の各公共施設の運営及びケーブルテレビの自主放送番組の制

作・放送につきまして、令和3年度まで指定管理者制度及び業務委託で実施をしてまいりました。

令和4年の4月1日より、皆様御承知のとおり、株式会社マウント長和が収益性の高い部門である長和町ブランシュたかやまスキー場、信州立岩和紙の里、長和町姫木平自然の家を指定管理者制度に基づきまして運営をしてございます。

株式会社長和町振興公社は、長門温泉やすらぎの湯、それから和田宿温泉のふれあいの湯を、引き続き、指定管理者制度によりまして運営、そしてまたケーブルテレビの自主放送番組の制作・放送につきましては、引き続き、業務委託としていただいております。

株式会社長和町振興公社は、温泉経営を主体に町民の皆さんの温泉として、憩いの場として、さらには、町民の健康増進の一部を担う施設として取り組んでいただいております。

現在、株式会社長和町振興公社につきましては、温泉施設の運営とケーブルテレビ番組関係の業務に関するものとなっております。今後、振興公社のあり方を検討しなくてはならない、こういう事象が生じておりますことから、引き続き、株式会社長和町振興公社あり方検討委員会を開催をしたいと思いますと思っております。

その中で、組織を株式会社から変更する等の見直しとか、あるいは既存部門の見直し及び新規要望事項の検討を、皆様方の御意見を伺いながら、専門家も交えながら検討をしたいと思いますというふうに考えております。

○議長（森田公明君） 渡辺議員。

○9番（渡辺久人君） 町では、これらの温泉施設など指定管理者制とし、管理運営の経費として指定管理料、委託料を支払ってまいりました。

過去5年間の施設ごと、年度ごとの指定管理料、委託料、さらに3施設の5年間の総額はどれくらいか、また、来年度のやすらぎの湯、道の駅足湯、ふれあいの湯の指定管理料の予定額はどれくらいか、お伺いします。

○議長（森田公明君） 宮阪産業振興課長。

○産業振興課長（宮阪和幸君） 過去5年間の各施設の指定管理料などに関する御質問でございます。

最初に、温泉施設の指定管理料についてお答えさせていただきます。

やすらぎの湯につきましては、平成29年度と平成30年度は、各年度それぞれ500万円、令和元年度は300万円、令和2年度は305万6,000円、令和3年度は300万円となっております。

なお、令和4年度につきましては、予算額ですが330万円となっております。

次に、ふれあいの湯につきましては、平成29年度と平成30年度は、各年度それぞれ1,300万円、令和元年度は1,500万円、令和2年度は1,527万8,000円、令和3年度は1,500万円となっております。令和4年度につきましては予算額ですが1,500万円となっております。

また、道の駅の足湯の関係につきましては、令和2年度からになります。令和2年度は150万円、令和3年度は110万円となっています。令和4年度につきましては、予算額であります。110万円となっています。

平成29年度から令和3年度の5年間の総額としましては、やすらぎの湯が1,905万6,000円、ふれあいの湯が7,127万8,000円、足湯が260万円となっており、温泉施設と足湯の合計は9,293万4,000円となっております。

次に、ケーブルテレビに係る業務委託料の過去5年間の状況について説明させていただきます。

ケーブルテレビの振興公社への業務委託につきましては、ケーブルテレビ自主放送番組制作に係ります社員の人件費分となります。

平成29年度から令和元年度までの3年間につきましては、各年度それぞれ1,400万円、令和2年度は1,430万円、令和3年度は1,500万円となっております。

なお、令和4年度につきましては、予算額ですが1,500万円となっています。

平成29年度から令和3年度の5年間の総額は7,130万円となっています。

温泉施設などの指定管理料、ケーブルテレビ委託料の平成29年度から令和3年度までの総額は1億6,423万4,000円となっております。

また、来年度に係ります株式会社長和町振興公社からの各施設の指定管理料の要望額につきましては、やすらぎの湯が330万円、ふれあいの湯が1,650万円、足湯施設が110万円となっています。

さらに、これとは別に、ふれあい食堂に対し、営業継続支援として500万円の要望をいただいております。

以上です。

○議長（森田公明君） 渡辺議員。

○9番（渡辺久人君） それでは、指定管理料とは別に、各施設、建物の改修、ポンプの入替えなど、設備の改修修繕費は町で支出しています。

前問同様に過去5年間の施設ごとの支出額、また予算額とその合計、さらに、全ての施設の総額はどのくらいか、お伺いします。

○議長（森田公明君） 宮坂産業振興課長。

○産業振興課長（宮坂和幸君） 温泉施設の改修や修繕費用に関する御質問でございます。

最初に、平成29年度ですが、実績は2,253万7,000円となっております。内訳につきましては、やすらぎの湯源泉ポンプの入替え工事、やすらぎの湯の厨房換気扇修繕工事、ふれあいの湯の施設改修工事となっております。

次に、平成30年度ですが、実績は1,514万1,000円となっております。

内訳につきましては、やすらぎの湯の源泉ポンプ入替え工事、やすらぎの湯の施設修繕工事、ふれあいの湯の源泉ポンプ入替え工事、ふれあいの湯の案内看板更新工事となっております。

令和元年度の実績は1,253万4,000円で、内訳につきましては、やすらぎの湯の源泉ポンプ入替え工事、やすらぎの湯の施設修繕工事、ふれあいの湯の空調設備設置工事となっております。

次に、令和2年度の実績ですが1,062万7,000円で、内訳につきましては、やすらぎの湯の源泉ポンプ入替え工事、やすらぎの湯の施設修繕工事、ふれあいの湯の施設修繕工事となっております。

令和3年度につきましては、実績は6,940万7,000円で、内訳につきましては、やすらぎの湯の源泉ポンプ入替え工事、やすらぎの湯の配管等設備改修工事、やすらぎの湯の施設修繕工事、あと周辺の整備工事、それとあと、ふれあいの湯の源泉ポンプの入替え工事、ふれあいの湯の施設修繕工事となっております。

平成29年度から令和3年度までの5年間の合計は、1億3,024万6,000円となっております。

また、令和4年度の予算額の関係ですが、973万3,000円となっております。内訳につきましては、ふれあいの湯の雨漏り等修繕工事、同じく、ふれあいの湯のボイラー修繕工事、やすらぎの湯の源泉ポンプ入替え工事となっております。

以上です。

○議長（森田公明君） 渡辺議員。

○9番（渡辺久人君） それでは、温泉施設設備の老朽などで来年度以降、施設設備などの改修などに係る金額、分かりましたらお願いします。

○議長（森田公明君） 宮坂産業振興課長。

○産業振興課長（宮阪和幸君） 来年度以降の施設や設備の改修金額に係る御質問でございます。

振興公社から、先月11月に提出されました令和5年度以降の改修工事などの要望につきましては、以下のとおりとなっております。

最初に、やすらぎの湯ですが、塩素の液薬タンクの整備、館内の冷暖房エアコン修繕工事、大広間・宴会場・食堂のLED化、あと新札対応の券売機、これらの合計で2,249万7,000円の要望が出されております。

ふれあいの湯につきましては、ふれあい食堂の温水洗浄便器、身障者用トイレの温水洗浄便座、脱衣室、トイレ、ホールのLED化、事務所の照明のLED化とエアコン設置、あと一般浴槽のシャワーノズルの入替え、カラン改修、大広間の照明のLED工事、あと露天風呂の配管腐食改修工事、あと新札対応の券売機の入替えということで、合計694万円となっております。

この2つの施設の合計では2,943万7,000円の要望が出されております。

○議長（森田公明君） 渡辺議員。

○9番（渡辺久人君） 答弁を分析しますと、温泉施設等の指定管理料、ケーブルテレビ委託料の平成29年度から令和3年度までの総額は約1億6,400万円、それから年度平均は約3,30

0万円となります。

また、来年度令和5年度に係る株式会社長和町振興公社からの各施設の指定管理料の要望額は、合計で3,590万円となります。

施設修繕費は、両温泉施設で過去5年間1億3,000万円、年平均2,600万円余りとなっています。

過去5年間の指定管理料と施設修繕費の合計は、約2億9,000万円で年度の平均は6,324万円となっています。

また、来年度の修繕見込みは、来年度以降ですね、修繕見込みは約3,000万円で、温泉施設の維持管理には、このように多額な公費がかかっていることが分かります。

次の質問です。

近年、地域住民の高齢化、コロナ感染症による温泉利用者の減少、さらに光熱費の高騰等により、温泉経営は大変厳しくなっています。

このような状況の中で、10月1日から温泉料金を改定しました。改定後の入館者数、売上げの状況はどうか、お願いします。

○議長（森田公明君） 宮坂産業振興課長。

○産業振興課長（宮阪和幸君） 温泉料金改定後の入館者数や売上げに関する御質問でございます。各施設から状況をお伺いしました。

最初に、やすらぎの湯の関係ですが、入館者数につきましては、令和3年10月が1万2,346人、令和4年の10月が1万2,735人となっており、前年対比389人の増となっております。

売上げにつきましては、令和3年10月が494万3,000円、令和4年10月が539万1,000円となっており、前年対比44万8,000円の増となっております。

次に、ふれあいの湯ですが、入館者数につきましては、令和3年10月が4,173人、令和4年10月が4,490人となっており、前年対比317人の増となっております。

売上げにつきましては、令和3年10月が289万5,000円、令和4年10月が368万1,000円となっており、前年対比78万6,000円の増となっております。

料金改定に伴い、事前に年間券、半年券、3か月券を前倒して購入する方がいたことや、町発行のプレミアムつき地域いきいき券が使えたこと、あと10月は新型コロナウイルス感染症の行動制限がある程度緩和されたことにより、県外からの旅行者の入館者が多少増えつつあり、料金値上げの影響はあまり感じられない状況であったとのこと。

また、ここ2か月間のインターネットサイトでの口コミの関係ですが、料金の値上げに関しての苦情は1件もありませんでした。

しかし、この調子で入館者数が増えていけばよいなと思っていたところでございますが、新型コロナウイルス感染症の第8波の影響によりまして、お客さんの増加傾向が一挙に止まってしまった

状況となってきています。

新型コロナウイルス感染症の今後の動向を見極めることは非常に難しいものがありますが、多くのお客様に来館していただく努力を継続して続けていきたいと考えております。

○議長（森田公明君） 渡辺議員。

○9番（渡辺久人君） ありがとうございます。

前年対比、よくなっているんですけど、前年はかなり落ち込んだと思うんですよね、という事で、ここへきて第8波の影響で大変厳しくなっているかなとそんなふうに思います。

やすらぎの湯、ふれあいの湯、両施設では食堂が併設されています。やすらぎの湯の食堂の経営体系は、テナントで個人経営、昨年の改修工事での3か月間に及ぶ休業、さらにコロナ禍で利用者減少にも自助努力で営業を継続しております。

一方、ふれあいの湯の食堂は、振興公社の事業として営業しております。

10月6日に開催された町議会、振興公社、町との懇談会での報告では、ふれあい食堂の営業利益は、今年度9月までの半年でマイナス400万円ほどでした。宴会も全くありませんでした。そもそも、ふれあい食堂は、当初個人経営であったものの経営が振るわず振興公社直営の事業となったと理解しております。

ふれあい食堂の経営は、住民の福祉には該当しないばかりか、継続はかえってふれあいの湯の温泉事業ばかりでなく、振興公社全体の事業のマイナスの影響があると考えます。

ふれあい食堂を継続するためには、町からの支出が不可欠と考えます。町長は、ふれあい食堂の継続について、どのようにお考えか、お伺いいたします。

○議長（森田公明君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） ふれあい食堂の継続に関する御質問でございます。

ふれあい食堂に関しましては、提供する食事の料金の関係等により、来店されるお客様の数が減少しまして、食堂の経常利益は9月まで累計で大幅な赤字となり、ふれあいの湯の経常利益に対し、大きな影響を及ぼす結果となりました。

この状況を打開するため、この11月に新たな料理長に就任をいただき、11月17日リフレッシュオープンをいたしました。多くのお客様に御利用いただき料理の味も好評で、順調にスタートすることができました。宴席もありましたが、お客様の料理に対する評価も好評でございました。

和田地区の市場を考えますと、食堂運営の採算が取れる1日当たり6万円から7万円の売上げを継続することは大変難しいものがございますが、和田地区におけるふれあい食堂の存在意義は大変大きなものがございます。

議員おっしゃるように、食堂は福祉ではございませんけれども、地区での交流の場所としての役割を持つものであることを踏まえれば、維持継続するための方策を町として考えていかなければならないというふうに考えているところでございます。

○議長（森田公明君） 渡辺議員。

○9番（渡辺久人君） ふれあい食堂は調理人を替えて、新たに営業を開始しました。私は、テナントを募集したのかと思っていましたが、そうではありませんでした。町長の答弁では、交流の場としての役割とのことですが、利用者が少ないわけで来年度500万円の支援要望があります。

あえて、現状の振興公社で営業すべきかどうか問題かと考えます。和田地区には件数は少ないですが、個人営業の食堂もあります。

次の質問です。

振興公社のもう一つの事業として、ケーブルテレビ事業があります。事業の内容は、テレビ番組制作と放送で、長和町からの業務委託となっています。

町の事業分としては、料金の徴収と機器の設置・保守、番組の構想企画です。ケーブルテレビ事業は、民営化に向け検討されましたが、合意には至らず白紙撤回となりました。

さらに、新会社設立に当たり、収益部門以外として株式会社長和町振興公社の事業として継続しています。

このようにケーブルテレビ事業は、町の情報化と振興公社への委託と二分化されています。しかし、今後ますます情報通信インフラの発達やデジタル技術の進歩によって、より高度な情報提供、より高度な映像コンテンツの普及が予測されます。

このような場合、行政での所管が適切と考えます。現状の業務を一元化して、より便利で快適なメディアの提供を目指せないでしょうか、お伺いします。

○議長（森田公明君） 上野情報広報課長。

○情報広報課長（上野公一君） 町のケーブルテレビ事業の所管についての御質問でございます。

ケーブルテレビの事業においては、自主放送番組の制作・放送、設備の更新・維持・管理だけでなく、地上波、BS、有料チャンネルの再放送と、ケーブルテレビの送信網を利用したインターネットサービスの提供などもしております。

これらにつきましては、町独自で行っているわけではなく、先ほどお話の出ました丸子テレビや長野県協同電算などが提供しているサービスを取り次ぐ形で、利用者の皆様に御提供させていただいております。

さらに、放送事業者としての信越総合通信局の許認可関係のやり取り、テレビ東京さんなどの各民放との協議のために業界団体と連携した要請活動、加えて、近年ではテレビ放送のネット配信への対応検討など、大きな業務、多くの課題を抱えております。

これら全てに対応するには、高度な設備はもちろん、豊富な経験、専門的な知識、幅広い情報収集能力などを持つ人材の育成・確保も必要です。

丸子テレビとの統合については、これらの現状課題を解決し、将来的に安定したサービスを提供するために選択されたものでありますが、令和2年度に職員の処遇や利用料金の関係で合意には至らず白紙撤回となりました。

ちょうどこの時期は、振興公社のスキー場部門の公設民営化の検討が始まった時期でもあり、

ケーブルテレビ事業の次期交渉先は振興公社とさせていただきますが、スキー場関係の新会社が設立されるまで現状維持という形で対応させていただいております。

今年度から、スキー場、和紙の里、姫木平自然の家については、株式会社マウント長和が町の指定管理制度に基づき、経営をしていただくことになりました。

振興公社を取り巻く環境が大きく変化しておりますので、議員御提案の内容につきましては、振興公社とも協議を進め、振興公社あり方検討委員会や町のケーブルテレビ審議会にお諮りしながら、なるべく早い時期に結論を出していきたいと考えております。

○議長（森田公明君） 渡辺議員。

○9番（渡辺久人君） 最後の質問です。

振興公社新体制に向けた方向性（案）では、新しくなった振興公社の課題として、振興公社に新たな事業の要望が記載されておりました。食堂も含めて、これらの課題について協議を行う予定はあるか、お伺いします。

○議長（森田公明君） 宮坂産業振興課長。

○産業振興課長（宮阪和幸君） 振興公社の課題に係る協議に関する御質問でございます。

長和町振興公社の課題の一つとして、過去の設立経過から、現状、株式会社となっており、利益を追求せざるを得ない状況であることが上げられます。しかしながら、株式会社マウント長和がスキー場などの収益部門を担っている中、地域福祉の意味合いが強い温泉施設運営が中心となっている振興公社は、利益確保と相反する形にもなります。また、新規事業の要望や既存部門などにつきましても検討する必要があるがございます。

今後、開催します株式会社長和町振興公社あり方検討委員会におきまして、株式会社からの変更を踏まえた組織体制の見直しの検討、既存部門の見直し及び新規要望事業の検討を行っていきたくと考えております。

その中で、皆様からの御意見などを踏まえ、専門家を交えた中で協議をしていきたいと考えております。

○議長（森田公明君） 渡辺議員。

○9番（渡辺久人君） 温泉施設の経営に関しては、町民利用者数の減少、光熱費の高騰により、町からも応分の支援を行っている訳ですが、赤字となっております。

コロナ、ウクライナ情勢も先が見えません。今後も非常に厳しい状況が予測されます。誰が行っても、現状では健全な経営は難しいと考えます。

先ほども申しましたが、温泉施設には多額の公費を費やしています。町民誰でも利用する施設ではありません。利用者には快適に利用していただき、利用しない町民には負担をかけない運営をする必要があると考えます。

先ほどの町長、課長の答弁にもありました振興公社自身の組織、業務の内容についてあり方検討委員会での最善の方向を考えていかなければならないと考えています。

振興公社の皆様には、大変な状況ではありますが、頑張っていたきたいと思います。

以上で、私の本日の質問を終了させていただきます。

○議長（森田公明君） 以上で、9番、渡辺久人議員の一般質問を終結いたします。

ここで午後1時まで昼食のため休憩いたします。

休 憩 午前11時35分

再 開 午後1時00分

○議長（森田公明君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

2番、龍野一幸議員の一般質問を許します。

龍野一幸議員。

○2番（龍野一幸君） 議長の許可を頂きましたので、私から3つの質問をさせていただきます。

中山間地の農業、2番目に獣害と農業、3番目として空き家と空き地のそれぞれ今後についてということで、質問をさせていただきます。以前にも質問させていただいた内容も重複しますが、どうぞよろしくお願いいたします。

まず最初に、中山間地農業の今後について伺います。

ある地区では、そのほとんどの水田では水はけが悪く、耕作重機や、刈入れの重機は非効率を極め、加えて鹿の侵入により稲が踏まれ、深く埋没して、収穫量の低下による減収、さらに機械の故障に至り、作業に遅れが生じるなど、営農には大変苦勞しているところがございます。

減収に関しては、共済からの一部補助があるようですが、継続するための営農意欲の低下は現実的なものになってきております。現在の営農者が引退した後、非耕作地が増加するのではないか、現役の営農者からも不安視する意見も上がってきております。

最初の質問になりますが、離農・耕作放棄が生じた場合、かなりの割合で遊休荒廃地の増加が懸念されるところであります。現在においてもまた、今後、農業を担う世代に対しても、営農に支障のある地区の改善は必要と思いますが、町としてはどう捉えているか、そして今後についてどのように考えているか伺います。

○議長（森田公明君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） 離農・耕作放棄に係る御質問でございます。

農地の関係につきましては、農地利用状況調査を毎年行っておりますが、令和3年度は113筆95名の対象者に調査を行い、農地中間管理機構貸付希望が46筆40.7%、その他が67筆59.3%、そのほかは自ら耕作、自ら借主を探すなどの回答結果でございました。

国におきましても、自治体における地域計画の策定を推進しており、この計画により農地管理・集積化を図っていくことを目的としておるわけでございます。

町におきましても、農業委員会を中心に農地利用最適化推進委員会の協力の下、農地の状況を調査するとともに、今後の意向をアンケート形式により聞き取りを行っておるところでございます。

この意向調査をまとめ、地図データにして集積化を図り、地域での話し合いにつなげていくための取組を行っておるところでございます。

行政だけで解決できる問題ではございませんので、地域全体で考えていくことが必要でありますし、全国的な大きな問題でもありますので、国、県、関係協議会、あるいはJAなどとの連携を図りながら支援体制を構築をし、営農に支障のある地区の改善についても、併せて検討してまいりたいというふうに考えております。

水はけの悪い水田につきましては、多面的な関係におきましては建設水道課へ、そしてまた、中山間の関係につきましては産業振興課へ御相談いただければと思っておりますので、ひとつよろしくお願いをしたいと思います。

○議長（森田公明君） 龍野議員。

○2番（龍野一幸君） 今後10年以内に後継者問題は必ず来ます。6月の一般質問の折、人口が減少するから町職員も並行して減らすかは、あらゆる課題解決には至らないのではないかと私見を述べさせていただきましたが、営農において働き手・担い手が今後さらに減少するのは必至。町職員が農地を直接管理する時代になる可能性も否定はできない。財政にも大きく影響してまいります。離農者抑制、就農者募集などの対応はされておりますが、スケジュールや方針、助成金など、さらに営農促進に寄り添った対策も必要と思っておりますが、町の見解を伺います。

○議長（森田公明君） 宮阪産業振興課長。

○産業振興課長（宮阪和幸君） 営農に係る働き手・担い手に関する御質問でございます。

営農関係の担い手の後継者問題につきましては、地域住民全体的な問題であり、役場職員が農地を直接管理するということは、今後も考えてはいないところでございます。

スケジュール、方針につきましては、先ほどの答弁と重複しますので省略させていただきますが、助成金などの支援につきましては、現在行っています新規就農者に対する補助、米の収量減収対策補助、JA生産部会に対する補助、農業機械施設等導入補助など営農促進に資する対応を引き続き継続していきたいと考えております。

○議長（森田公明君） 龍野議員。

○2番（龍野一幸君） 水路改修に関しましては、職員が現場を見に来てくれます。一方、鹿柵設置に関しては、新規申請の際、受益者が3人以上が条件となり、行政が動けない、その垣根はぜひ外してほしいと、見直してほしいという声が複数出ております。

新規就農者や一生懸命営農しようとしている方々の要望に対して、まず、場所を見て検証はできないものか。新規就農者促進、そして離農者、耕作放棄抑制の観点から町の考えをお知らせください。

○議長（森田公明君） 宮阪産業振興課長。

○産業振興課長（宮阪和幸君） 鹿柵設置に係る御質問でございます。

今まで行ってきました鳥獣被害対策事業は、地区・農家集団などで鹿柵設置を行うための資材の

提供です。役場が実際に設置するものではなく、地域全体での取組が必要となります。

鹿柵設置について、自治会や耕作者の集団の要望に対して資材提供を毎年行っております。これまでに累積で100キロメートルを超える鹿柵が設置されておまして、要望どおりの支援を行っていると考えております。

今後、有害鳥獣防止柵に関する事業につきましては、補助事業を取り入れて対応していく予定です。補助事業の場合には、採択要件としまして、「受益戸数が3戸以上」という要件がありますので、この要件に沿った中で事業を進めていきたいと考えております。

また、個人で獣害防護柵設置に対する補助も行っておりますので、十分な支援を行っているのではないかと考えているところでございます。

設置箇所の確認につきましては、設置予定箇所の写真による確認も可能ですし、必要に応じては現場に行って確認を行っていききたいと考えております。

○議長（森田公明君） 龍野議員。

○2番（龍野一幸君） 1件で広く範囲でやっているというケースもあるかと思えます。この3戸以上というその辺の垣根、時には、再考つといたしますか、考えを変えていただければよろしいかと思えます。

新規就農者に対する町の対応は特に異論はありませんけれども、ですが、耕作地はたくさんあるのに、なぜ新規就農者が増えないのか、担い手不足になるのか、当町だけでなく、他の市町村でも同じような担い手の減少があります。まず、新規就農者においては選択肢が広くあること、何よりも一番の理由は、米を含む農作物では収入が得られないということ、だから見放し、町外へ出てしまうのではないかと思うわけです。

第一次産業の割合が人口の76%強になりますが、川上村では、2030年には労働人口・年少人口も当町を抜き、ここに世代交代ができるという村になると予想されております。川上村の持つ特産品の影響が今後大きく影響するのだと見てとれますが、当町においては、就農促進に加えて、まずは耕作放棄に至らぬよう、中山間地含む劣悪な環境改善には今後さらに注意、傾注いただきたいと思えます。

気候変動に伴い、農作物の切替えなど、今後の農業スタイルは変化していくのではないかと想定はできます。県や国への補助の在り方など、農作物で飯が食えるよう要望を推進していただきたいと強く願ひまして、次の質問に移らせていただきます。

先ほども出しましたが、獣害対策と農業の今後についてということで、9月にも一般質問に上げさせていただき、また、今後の懸案として検討されていると推察している獣害対策。人口減少が進み、また、高齢化が進む中、現状の農業従事者にも引退という流れは確実に訪れることは、町全体で危惧せねばならないこと。衰退が明らかに予想される第一次産業に対して、今後、町の姿勢が問われるものと感じています。猟友会やワナの会にお任せだけではなく、広く住民の協力を求めてもいいのではないかと。獣害被害は広域においても、さらにこの問題拡大は危惧するものです。今回、改め

て農業1年目の私が、秋の刈入れまでを体験し、その実情から、獣害対策の重要性と今後農業の在り方など検討、推進をしていただきたく質問いたします。

毎年、春・夏・秋と各種農作物に被害が見られておりますが、その後、獣害、主に鹿になりますが、対策の方向性は検討されているのか伺います。

○議長（森田公明君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） 獣害対策に関する御質問でございます。

まず、町民参加ということでございますが、報奨金等や保険の関係で駆除を行う方はどちらかの会に所属する必要があることから、大部分の駆除従事者は自分の農地や地域を守るため、狩猟免許を取得し、有害鳥獣駆除の許可を受け、駆除を行っている状況でございますので、駆除をそれぞれの会に任せているということではないというふうに考えています。

また、令和3年度の実績でも1,000頭を超える鹿を捕獲しておりまして、献身的な駆除により、一時的ではありますが、鹿が減少している地域もございます。ただ、地域によっては駆除に従事する方がいないという地域差が出ている現状もございます。

現在、鹿を減らすためには銃器、わなで捕獲するしか方法がございません。自分の農地や地域を守るため捕獲に従事する方が増えるよう、適正な報奨金と狩猟免許取得の周知を今後も行っていくことが、現状では最適な対応であるというふうに考えております。

○議長（森田公明君） 龍野議員。

○2番（龍野一幸君） 前回、微生物分解施設や食肉加工施設、埋設場所確保に関する町の見解を伺いました。

町単独では困難なこと、建設場所の問題、捕獲従事者の利用意向、施設の維持管理費などを十分に調査・検討しなければならないと回答いただいております。直ちに実施は困難であるとは理解はしておりますが、しかしながら、絶対個数を減らすには、いずれかは必要なことではないかと感じています。

特に、食肉加工施設は鳥獣害対策においては重要と捉え、また、一部団体からも畜産酪農への発展に向けた協力支援の要望も出ているようです。

重複するような質問ですが、再度確認します。町はこの必要に対してはいかがお考えか伺います。

○議長（森田公明君） 宮阪産業振興課長。

○産業振興課長（宮阪和幸君） 微生物分解施設や食肉加工施設に関する御質問でございます。

微生物分解施設や食肉加工施設、埋設場所の確保につきましては、施設への搬入などの課題が解消され施設が整備されれば、捕獲後の負担が減ることになり、捕獲頭数の増加につながることであり、個体数の減少につながるのではないかと考えておりますが、微生物分解施設や食肉加工施設につきましては、十分な検討が必要であると考えています。

なお、埋設場所の確保につきまして、和田地区の町有林に事故などでの死骸を捨てる場所があり、和田地域で実際に捕獲に従事されている方へ、捨て場の利用と現状での処理とで、どちらが負担の

軽減につながるのか聞き取りを行ったところでは、捕獲場所から引きずり出し、車に乗せ運搬し投棄することは大変で、現状どおりのほうが負担は少ないと聞いております。

今後も、実際に駆除に従事している様々な方からお話を聞いた上で判断をしてみたいと考えております。

○議長（森田公明君） 龍野議員。

○2番（龍野一幸君） 今後、農業を守るという観点から、捕獲対策、防護対策に加えて、今度は追い払う策など検討できないか。光と音を使った感知式撃退機設置など、改めて獣害対策への取組を推進し、防獣に関係する仕組みや組織構築など具体的な方向性を示す必要があると考えますが、見解を伺います。

○議長（森田公明君） 宮阪産業振興課長。

○産業振興課長（宮阪和幸君） 獣害対策への取組に関する御質問でございます。

御質問にあります追い払う策につきましては、効果や設置補助について検討してみたいと思います。

防獣に関しましては、農地ということで考えた場合、自分の農地は御自身で守っていただきたいと考えておりますので、今までどおりとさせていただきたいと考えていますが、新たな方向性に関わります方策などがある場合は、検討を進めてまいりたいと考えております。

また、従来どおり1農地1回となりますが、防護ネットなどの購入費用補助は継続してまいりたいと考えております。

○議長（森田公明君） 龍野議員。

○2番（龍野一幸君） 京都府では、捕獲のため、仕掛け作成の手間を軽減する目的で自然の樹木を活用したアップネットというものを開発して、一定の効果を出しているそうです。上から落とすダウンネットと比較すると、制作過程等作業軽減と捕獲率に効果が出ているようです。これは一例です。

全国的に鹿に限らず鳥獣害対策に効果を出している市町村のそのほとんどには、「獣害対策専門職員の設置」と「住民が一丸となって」と表記されております。

当町も産業振興課において担当はおられますが、捕獲頭数の関係、実績の把握などで、減らすための指導等は少ないように感じております。

今回、獣害対策専門職員を置き、猟友会、ワナの会、そして住民と協力体制を整え、個体数削減を目指すべきと考えておりますが、いかが考えますでしょうか。

○議長（森田公明君） 宮阪産業振興課長。

○産業振興課長（宮阪和幸君） 獣害対策に係る体制整備に関する御質問でございます。

議員の御質問にありましたアップネットの関係ですが、現在、狩猟のくくりわなは押しバネ式というもので、以前のねじりバネ式と比べ、作業軽減と捕獲率は著しく上がっており、押しバネ式くくりわなでの捕獲が当町では最も有効であると認識のほうをしております。

長和町での鹿の駆除数は、令和3年の実績でも1,000頭を超えております。有害鳥獣駆除に従事されている方の献身的捕獲により、長和町の規模から考えれば確実に効果を出しており、効果を出すための獣害対策専門職員の設置は、現時点におきましては、特に必要はないのではないかと考えております。

また、農作物に被害をもたらすニホンジカやイノシシなどは、鳥獣保護管理法で保護されているため、駆除までには様々な手続が必要です。有害鳥獣駆除は林務係の担当になりますが、一連の手続を行わなければ駆除はできず、報奨金の補助も出ないこととなります。町職員がこれらの一連の手続に関する事務を行うことは、個体数を減らすための行為の一つではないかと考えております。

なお、住民の皆様との協力に関しましては、アップネットも同様でございますが、わなの設置に関わる住民の方は、狩猟免許の取得と有害鳥獣駆除の許可、保険などの加入のため猟友会へ入会が必要であり、現在の体制と同じ状況にあると思われま。

駆除従事者のいない農地、地域の住民の皆様が一丸となり、狩猟免許を取得し、有害鳥獣駆除の許可を受け、わなで捕獲することが、効果的な個体数削減につながるのではないかと考えております。

○議長（森田公明君） 龍野議員。

○2番（龍野一幸君） 営農者にとって、鹿による被害は深刻で、個々、ネットを購入し、対策はしておりますが、食するものがあると分かれば、2メートルだろうが3メートルだろうが関係なく、鹿は侵入してきてます。

今年度、県から獣害被害防止総合対策整備交付金として、また1,000万円が交付され、当町は獣害防止柵資材費として補正予算に計上されております。防護柵のない地域に費用を活用したいということも耳に入っております。その地区には効果は出るはずで、別荘地や住宅地などの猟銃規制のある地区では、住民が積極的に狩猟免許を取得し、いずれかの会に所属して個体数を減らす行動も重要と思えます。

先ほど、町長が適正な報奨金と狩猟免許の取得を周知していくと説明いただきました。今後も、さらに推進いただき、個体数を減らすことに適正を見出していただければと感じます。そのために広域での食肉加工施設が重要となり、9月の一般質問で申し上げた止め刺しの専門員の必要性を訴えたのであります。

いずれにいたしましても、頼みの綱は、猟友会とワナの会です。特に猟友会では、2月の16日から11月の15日までの有害駆除機関の保証のみなしを、前回、要望として申し上げました。広域に見ても、当町での捕獲数は上小地区では群を抜いて多いそうですが、当町の猟友会は非常に統率されているものということも伺えます。

獣害による営農者の離農や放棄だけは避けたいもので、そのためにも猟友会には頑張ってもらわなければならない。一斉駆除機関の狩猟に参加しやすい環境づくりについて、今後も協議の継続よろしくお願ひしたいと思います。

最後の質問になります。空き家と空き地の今度についてということですが、今年度、当町は空き家の現況調査を行い、特定家屋を特定し、周辺環境によっては町条例に基づいての対応が確立され、そのほか空き家においても、全容等を把握し、方向性を検討されているものと理解しております。ホームページの空き家バンク情報にも動きが見られ、備考欄などに付加価値情報を多く掲載されるなど尽力を頂いていることは見てとれております。対象物件は51戸となり、今年度で9件のバンク登録されておりました。また、体験型宿泊施設等の案内で移住者を促進する内容など、そこには口コミなども取り入れて分かりやすくなっておりました。実態が把握でき、今後は大きく改善されるものと期待しております。

空き家対策計画の見直しを行う予定と6月のクラインガルテンのタイトルで質問した折回答いただきました。見直しは具体化されたのでしょうか。

○議長（森田公明君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） 令和4年4月策定の長和町空家等対策計画の見直しについての御質問でございますが、今年度当初予算に計上いたしました空家等実態調査業務委託につきましては、7月より実態調査業務を開始をいたしまして、8月下旬から9月にかけて町内全域の空き家及び空き地の現地調査を実施したところでございます。

調査結果につきましては、先日、業者より速報値が参りまして、過去に実施した調査結果と令和3年度に職員により実施をいたしました調査結果等を基に、両調査結果を照らし合わせながら、空き地も含めて752件の現地調査を行った結果、町内全域の空き家数は537件でございました。

残りの215件につきましては、「空き家ではない」もしくは「空き地」となっております。現在、調査結果を集計し、データ化作業を行っております。年内には空き家情報がまとまる予定になっております。その後、年明けの2月を目途に、空家等対策協議会を開催をいたしまして、空き家の現地調査結果を基に空き家の状態や危険度などについて報告を行い、来年度以降の協議会において空き家の判定等を行いながら、特定空家等の指定に向けた業務を進めてまいりたいと思っております。

また、空き家発生の防止や空き家の有効活用等の計画内容につきましては、各担当課と連携し、最新調査結果等を基に見直しが必要な項目につきましては、見直しを行ってまいりたいというふうに思っております。

○議長（森田公明君） 龍野議員。

○2番（龍野一幸君） 今後のスケジュール等を確認いたしました。今までは助言や指導等で所有者に管理を依存していましたが、今後も同様の対応では絶対戸数は減らないのではないだろうか危惧しています。空き家バンクの移住者に対応する費用負担金程度を補助しなければ、特定空家は減っていかないのではないかと思います。町の見解を伺います。

○議長（森田公明君） 藤田町民福祉課長。

○町民福祉課長（藤田 孝君） まず最初に、特定空家等について御説明をさせていただきたいと

思います。

特定空家等とは、空家等対策の推進に関する特別措置法における特定空家等の定義に準ずるものとなっております。1つ目としましては、そのまま放置すれば倒壊等、著しく保安上危険となるおそれのある状態、2つ目としましては、著しく衛生上有害となるおそれのある状態、3つ目としましては、適正な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている場合、4つ目としましては、その他周辺的生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態と認められる空き家等を特定空家等といい、今回の調査結果を基に協議会において判定し、定義に順ずるものとして空家等対策協議会が認めたものを特定空家等として指定をしております。

特定空家等に指定された空き家につきましては、町の長和町空家等適正管理に関する条例に基づきまして、議員おっしゃるとおり助言または指導及び勧告を行い、それに従って、建物等除去や廃材等運搬及び処理を行う費用に対しまして50万円を限度とし、費用の2分の1に相当する額を助成することができることとなっております。

御質問の、空き家バンクの移住者に対する費用負担金程度を補助しなければ、特定家屋は減らないのではないか、でございますが、特定空家等の指定につきましては、調査結果の空き家537件を基に、令和5年度以降、順次審査を行い、審査結果により特定空家等に認定された空き家につきまして、助言または指導を行うため、現時点では、これによる事務手続が始まっていないため、来年度以降の状況に応じ、必要があれば、協議会等の委員さんの意見をお聞きしまして、また、厳しい財政状況もあり、関係部署とも検討した上で、助成額の見直しを検討してまいりたいというふうに思っております。

○議長（森田公明君） 龍野議員。

○2番（龍野一幸君） この前も申し上げましたが、まだ指定はされていないんですけども、非常に危険な通学路に面した家屋も見受けられるということをお話させていただきました。確定がする以前に事故がないように願うばかりでございますが、その辺も含めて緻密に確認していただきたいと思っております。

関連して土地です。中山間地の質問でも申し上げましたように、離農などにより荒廃地化させないためにも空き地バンクも必要と考えております。全国的には掲載している市町村はあまり多くありませんでした。しかし、当町だけでも水耕だけではなく、ブルーベリーやプラム、リンゴなど栽培しているおうちの中にも、既に管理を依頼される方も出てきており、また、後継者確保に不安をお持ちの方は離農やむなしという声も聞こえております。宅地、水田、畑、果樹園など、空き地バンクを活用する対策も必要と考えますが、町の見解を伺います。

○議長（森田公明君） 藤田企画財政課長。

○企画財政課長（藤田健司君） 空き家バンクのみでなく空き地バンクも、今後、必要になってくるのではないかと伺った御質問でございます。

全国の自治体の約7割が空き家バンクを設置をしている中で、新型コロナウイルス感染症の拡大

により、テレワークの進展によるオフィスや住宅へのニーズの変化、二地域居住などへの関心の高まりが広がる中で、空き家などへの活用の推進を図ることが期待されていると感じているところでございます。このような状況の中で、多くはありませんが、空き地バンクを導入しているという自治体も確かにございます。

この空き地バンクにつきましては、あまりニーズがないことや所有者から過度に期待されてしまうなど、どの自治体も非常に苦慮しているという実態もあるようでございます。

また、今年度事業により取組を実施しております長和町空家等対策計画によりまして、空き家の調査が終了し、その全容が判明するところでございます。

これらを受けまして、まずは、関係する皆様との緊密なる連携を強化いたしまして、現在、実施しております空き家バンクの登録の推進を図り、さらに売買や賃貸を充実させることを優先したいと考えております。

したがって、今後の課題として、空き地バンクにつきましても検討してまいりたいと考えております。また、農地につきましては、関係法令などもございますので、空き地バンクとして、いわゆる耕作放棄地を活用することが可能か否か等々、同様に、今度の課題として検討してまいりたいと考えております。

○議長（森田公明君） 龍野議員。

○2番（龍野一幸君） 6月に長和風のクラインガルテンを提案させていただきましたが、銀行や一般企業や市などでは福利厚生のため、保養所を売却したり民間に委託したり、その形態は変わってきております。

そこで、大手というよりはむしろ小規模経営者や、そして個人など、当町における空き家といずれかに管理してもらいたい農地や遊休地をセットにした長和風クラインガルテンを推奨できるのではないかとということで提案させていただいたものなんです。年貢なんか不要、やってもらえればありがたい、という離農者や営農者の意見は多くあり、賃貸でもいいから使ってもらえればありがたい、という所有者も多数います。土地や家屋所有者にも、多少かもしれませんが、この方法でいくと使用料が入り、企業の福利厚生においては、投資や委託費、修繕費などの経費を考えれば、激安となる価格となるはずで。空き家と空き地の利活用、改めて考えられないものか。

○議長（森田公明君） 宮阪産業振興課長。

○産業振興課長（宮阪和幸君） クラインガルテンと空き家・空き地の利活用に関する御質問でございます。

クラインガルテンにつきましては、遊休荒廃地の解消に向けた対策の一つであると思われま。

この考えに変わりはありませんが、新規就農者などにおいては、個別に空き家などを紹介しておりますし、J Aからも照会があれば対応しているため、農政担当としては、クラインガルテンによる対応につきましては、現在のところ、考えていないということが現状でございます。

ただ、空き家対策と絡めて検討が必要な状況になった場合には、対応したいと考えていますが、

現時点では、クラインガルテンの取組が始まって以来、かなり年数も経過しておりますので、クラインガルテン以外の事業例なども考慮しつつ、費用対効果、リスクを十分に検討する必要があると考えているところでございます。

○議長（森田公明君） 龍野議員。

○2番（龍野一幸君） 売れないで遊ばせておくよりは、何らかの形で使ってもらったほうが建物の保存には有効だと思います。直近の調査で537件の結果だったということで、平成25年、2013年の調査では102件、昨年の最新調査では470件と回答を頂いておりました。

ここ1年で一気に67件が増えたというふうには解釈しておりませんが、昨年の調査は事務性には、ちょっと欠けていた。今年の調査が実績値だと推測はしております。

しつこくも3回にわたり空き家問題、質問させていただきましたが、近年では私の実家含め近所で十数件、これは予備軍、間違いなく将来は空き家になるなという家も見込め、町全体の予備軍から、今後、空き家の増加の一途をたどり、さらに深刻していくものと想定したことが、今回の質問した根拠でした。

また、特定空家が明確になったとしても、所有者が適切に対応できるかの課題はそれにしても残っていきます。

さらに、空き家の増加、増加。厳しい財政の中、どう対応していくか。田舎暮らし体験を推進と並行して、賃貸でのバンク登録の強化、推進を図っていただき、空き家が特定空家にならないよう、活用法を準備する必要があると思います。空き家と遊休農地を活用した長和風クラインガルテンは、その1案にすぎません。

田舎暮らし体験住宅の対象にするとか、スキーインストラクターのため賃貸で貸し出すとか、農家においては季節労働者をそこで貸してあげるとか、いろいろな利活用は考えられると思います。住民からの意見を聞くなり、町長が各課で連携してと回答いただいております。幅広く解決の道を模索いただきたいと思います。

以上で、私の質問は終わります。

○議長（森田公明君） 以上で、2番、龍野一幸議員の一般質問を終結いたします。

ここで午後1時55分まで休憩いたします。

休 憩 午後 1時42分

再 開 午後 1時55分

○議長（森田公明君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

3番、荻野友一議員の一般質問を許します。

荻野友一議員。

○3番（荻野友一君） 議長の許可を頂きましたので、私の一般質問をさせていただきます。

私は、本日、長和町が誇る黒耀石歴史遺産活用の将来構想について、もう一つ、長和町における

カーボンニュートラルへの取組についての2点について、質問をさせていただきます。

まず、長和町が誇る黒耀石歴史遺産活用の将来構想について。

鷹山の黒耀石原産地遺跡群では、星糞峠における縄文時代の黒耀石鉱山跡を象徴する第1号採掘社の発掘を終え、その調査地点に黒耀石鉱山展示室星くそ館が建設されました。この新たな展示館には、新型コロナ禍の中にあっても各地から多くの人を訪れていると聞いております。

長和町の黒耀石に関する歴史遺産については、町教育委員会が、明治大学をはじめとする様々な研究機関の協力を得て、30有余年にわたる調査・研究に取り組んできました。その結果、長和町は、遺跡、研究所、博物館が一体となった世界に誇るべき黒耀石研究のメッカとして注目されております。この成果は、長和町町政の大きな業績の一つとして、高く評価できるものではないでしょうか。

また、この黒耀石研究の継続を支えてきたものが、町民の皆様の協力と理解であったことは言うまでもありません。

地域の歴史遺産を保存し、世代を超えた文化的な活動の礎として活用する長和町民の取組は、先進的な取組として全国から注目されています。

その活動の拠点として、平成4年に建設された原始・古代ロマン体験館、平成16年に黒耀石の原産地鷹山に建設された黒耀石体験ミュージアムは、構想の立案から運営の全てに町民が関わって作り上げた、まさに歴史遺産を生かした手作りの体験博物館として知られ、交通の不便なところにありながらも数多くのリピーターが訪れる画期的な博物館としても注目されています。この先進的な博物館の運営には、吉野ヶ里や三内丸山遺跡といった著名な遺跡を擁する地域からも数多くの人たちが訪れ、全国各地でそのノウハウについての講演を依頼されてきたことも事実です。

そして、調査が継続されている星糞峠の黒耀石鉱山は平成13年に国の史跡に指定され、「星降る中部高地の縄文世界」と題する日本遺産認定の核ともなりました。

これまでの調査結果を公開するために令和3年に開館した星くそ館は、全国放送のテレビや映画でも紹介され、対外的な観光面でも町の顔として定着しつつあります。

また、この星糞峠の黒耀石鉱山は、地域の中高生を中心とした国際交流事業の成果として、イギリスのグライムス・グレイブス遺跡と世界初の双子遺産協定を結び、世界を視野に入れた地域の人材育成の場として大きな役割を担うものともなっています。

黒耀石、そして、「ほしくそ」というインパクトのある当地域ならではの歴史的な地域資源を更なる町の活性化、人材育成につなげる体制づくりは、まさに今の長和町に求められる優先課題であり、大きなチャンスではないでしょうか。

このような経過を経て、幾つか町のお考えを質問いたします。

まず初めに、1番目に、黒耀石遺産の発掘に関し、長和町は30年にわたり調査を続け、昨年、星くそ館の開館をすることができました。広く認められる長和町の実績の一つとなったと考えますが、この成果を町はどう考えているのか、お尋ねいたします。

○議長（森田公明君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） 昭和59年から調査・研究が取り組まれてきた黒耀石原産地遺跡群の、特に星糞峠において発見されました縄文時代の黒耀石鉱山跡につきましては、皆さんも御記憶にあると存じますが、平成5年に読売新聞の全国版の一面トップ記事として紹介されました経緯もございます。

記事の内容は、新たに発見された黒耀石鉱山を含む鷹山遺跡群が、この地域ならではの黒耀石という歴史的な資源を通して、旧石器から縄文時代へと優に3万年を超える我が国の人類の歴史を解明できる遺跡研究のメッカとなりうる、というものでございました。

どんなにすばらしい宝があっても、その価値を生かすためには、いかにその本質を掘り下げているかということにかかっております。

人口6,000人という小さな町が、史跡公園、研究所、博物館を一体のものとして存続させ、継続的な調査を支えて続けたということは異例なことかもしれませんが、この取組は、平成17年の合併で誕生した長和町の町民憲章にある、「私たちは先人の築いた黒耀石の遺跡と中山道の宿場を誇りに、緑の山並み、澄んだ空気、豊かな水を大切に、活力ある明るい町にするため、この憲章を定めます」とした、町づくりの基本方針に沿ったものでもあります。

これまでの調査・研究では、数万年、数千年もの昔に、この長和町にどんな人々が暮らしていたのか、また、黒耀石という貴重な資源を全国に送り出していたこの地域が国の史跡に認定されたように、我が国の歴史の中でいかに重要な役割を果たしていたかということが次第に明らかになってまいりました。

地域の住民にとっても誇りとなるその歴史の解明が、世界にも類を見ない星くそ館という遺跡の保存展示施設の建設として結実したと受け止めております。

○議長（森田公明君） 荻野議員。

○3番（荻野友一君） 星くそ館は町にとっても大変貴重な財産となり、これからどのように発展させ、活用していくのが重要であります。町はその方向性をどう考えているのか、個別の施設の活用に加え、黒耀石遺跡全体として、将来に向けての具体的な構想はあるのか、お尋ねいたします。

○議長（森田公明君） 藤田教育長。

○教育長（藤田仁史君） 先ほど、町長からの答弁がありました、鷹山遺跡群の史跡公園、研究所、博物館を一体のものとして整備、存続し、調査・研究、保存・活用を図るという構想は、平成5年に町の子供たちの意見を基に策定した、黒耀石のふるさと創生事業基本構想による取組でもあります。

そして、その基本構想では、遺跡や博物館等の施設は、その建設がゴールではなく、世代を越え、地域を越えて多くの方々が楽しく学ぶ場として関わることが重要であるとしております。

教育委員会といたしましては、今後とも、星くそ館や博物館の運用体制を整え、子供たちや大人たちが参画する生涯学習の場として、その活用の拡大を図っていきたいと考えております。

また、これまでの調査や星くそ館建設に伴う国の補助は、この基本構想を基に申請が認められてきましたが、今後の発展的な活用には、和田峠を核とした黒耀石原産地全域を対象とした地域活用計画の立案と推進が求められております。

町といたしましては、新たに、この地域活用計画の策定を目指し、本州最大規模の黒耀石原産地として、また、研究の発端として著名な男女倉遺跡群の活用も含めた広域的な取組について、検討を重ねてまいりたいと考えております。

○議長（森田公明君） 荻野議員。

○3番（荻野友一君） 長和町の大変貴重な財産である星くそ館を町内外に積極的にアピールしていくためにどのような手法を取るのか、お尋ねいたします。

○議長（森田公明君） 大竹文化財担当課長。

○文化財担当課長（大竹幸恵君） 星くそ館は、国内でも類例の少ない貴重な黒耀石鉱山の象徴として、昨年、令和3年の7月に開館いたしました。

30年に及ぶ調査・研究の成果としましては、通常集落の遺跡とは異なる複雑な鉱山遺跡の構造を読み解くことによって、7,000年前、そして、3,500年前の縄文人がどのような方法で黒耀石を採掘していたのか、より具体的に、目に見える形でその様子を紹介できるまでに至りました。

しかし、一方で、この大規模な黒耀石鉱山が、いつからいつまで運営されていたのか、どこの誰が採掘にやってきたのか、様々な新しい謎も浮き彫りになってきたとも言えます。

何といたっても遺跡の魅力というのは、唯一無二の本物であるということ、そして、未知なるその謎やロマンを解明していく過程を、遺跡を訪れる多くの方々と一緒に分かち合えるという点にあると言えます。

教育委員会では、今後、さらに長期的な視野で、星くそ館を取り巻く鉱山全体を対象とした調査を継続し、そして町内外の一般集落遺跡とのつながりを解明していくこと、そういう研究を進めることが、ひいては星くそ館の価値を高めることにつながると考えております。

そして、その調査・研究の成果を引き続き国内外に、ふるさと長和町の魅力として発信していきたいと考えております。

○議長（森田公明君） 宮阪産業振興課長。

○産業振興課長（宮阪和幸君） それでは、観光施策の関係で、私のほうから答弁させていただきたいと思います。

産業振興課は、長和町ならではの特色を活かした観光戦略について検討を重ねておりますが、特に、日本を代表する史跡の認定を受けた黒耀石と中山道に関連する歴史遺産は、その重要な要素があると捉えております。

黒耀石の歴史遺産の活用を地域の活性化につなげる取組としては、これまで、原始・古代ロマン体験館や、黒耀石体験ミュージアムが独自に開発した体験学習の手法によって、学校団体の修学旅

行者の確保をはじめ、年間1万6,000人を超える集客とリピーターを創出し、そのネームバリューを不動のものとしてきました。

今後の観光施策としましては、史跡公園として整備が進んでいる遺跡の中の星くそ館見学と町の博物館が独自に開発した体験メニューのセットに、長和町の食や奨励品をひもづけした遺跡体験ツーリズムのパッケージ商品化などを試み、特に、世界遺産や日本遺産の認定、それに伴う縄文文化ブームのこの時期にPRすることは、長和町の存在を広く打ち出していく大きなチャンスではないかと考えております。

○議長（森田公明君） 荻野議員。

○3番（荻野友一君） 今の、産業振興課長の答弁の中に、遺跡体験ツーリズムという話がありましたが、黒耀石ミュージアムから星くそ館に至る山道は、季節によって木漏れ日を浴びながら歩ける気持ちのいいトレッキングコースの一面も持ち合わせていると思います。

遺跡における教育、文化という枠にとらわれず、スポーツ、健康づくりなどの面からも、株式会社マウント長和や長和町スポーツコミッションなどとも協議を頂き、オール長和としての体験ツーリズムの実現につなげていただきたいと思います。

次に、現在、日本遺産として登録をされた縄文時代の遺跡を持つほかの市町村と具体的にはどのような連携を持ち、国の内外に発信をし、長和町の観光、教育につなげていくのか、お尋ねいたします。

○議長（森田公明君） 大竹文化財担当課長。

○文化財担当課長（大竹幸恵君） 日本遺産の関係ですが、甲府から諏訪、霧ヶ峰の認定地域14市町村全体を遺跡観光でつなぐ周遊プランのソフト開発に、これまで取り組んでまいりました。

しかし、コロナということで、それが動いてないということですが、コロナ禍でも各地域の土偶を訪ねる御朱印帳の周遊企画などもありまして、これが静かなブームとして人気上昇し、原始・古代ロマン体験館の入館者数の増加につながっています。

今後、コロナ禍では実施できなかったこれまでの各企画の再検討に取り組み、広域での展開を図ることが、ポストコロナの対策としても有効であるというふうに考えております。

文化財係としましては、これまでに取り組んでまいりました、ふるさとの歴史遺産を生かした地域教育の継続、これに加えて、構成遺産自体の磨き上げと来訪者を受け入れる人員体制を整え、また、先ほど、産業振興課から答弁がありましたが、産業振興課と連携して、バックアップを担っていただく各観光機関との連携強化を図ることが重要であるというふうに考えております。

○議長（森田公明君） 荻野議員。

○3番（荻野友一君） 今の答弁の中にもありましたが、黒耀石や中山道など連携して発展させることが大事な下諏訪町との官民協働で行う取組についての考えは、ありますか。

○議長（森田公明君） 宮阪産業振興課長。

○産業振興課長（宮阪和幸君） 下諏訪町との連携に関する御質問でございますが、現在、観光関

係につきましては、産業振興課商工観光係が窓口となり、下諏訪町の観光部局と連携のやり取りを行っております。

皆様も御存じのように、両地域をつなぐ新和田トンネルがこの4月に無料となり、交通量の増加はもとより、今後、双方の観光資源を利用する人の動きがさらに活発になると考えております。

町の産業振興課としましては、和田宿ステーションの道の駅化の整備をはじめとする受入れの体制を整えるとともに、中山道や日本遺産と関連づけた両地域の周遊マップを連携して製作することを計画しております。

なお、黒耀石や中山道をはじめとする歴史遺産に関しましては、教育委員会同士が日本遺産の実行委員会や県内の連携協議会を通じて、内容の検討と連携の方策を協議しており、産業振興課や観光部局との情報共有を図っています。

○議長（森田公明君） 荻野議員。

○3番（荻野友一君） 今の答弁を頂きまして、行政と教育委員会の取組について理解することができました。それらを推進していただくとともに、具体的に町民同士が交流し、同じベクトルを持ってお互いの地域発展につながる施策を検討していける環境をつくっていただきたいと思います。

次に、現在、教育委員会が中心となって遺跡の活用まで担っていますが、将来に向けて新たな体制をつくらなければならないと思います。教育委員会としての体制及び他局との連携の強化など、今後に向けてどう考えていきますか。

○議長（森田公明君） 藤田教育長。

○教育長（藤田仁史君） 遺跡をはじめとする歴史遺産を生かした観光や地域振興施策の発展につきましては、今後ますます他の関連部局との関係性を強化することが重要であると考えております。

日本遺産の推進事業では、既に山梨県下では、知事部局の直轄事業として体制強化が図られており、そのことによって公的な機関のみならず、観光業に従事する一般企業との連携にも乗り出しているとお聞きしております。長和町でも、町の重点事業として、課を越えて取り組む体制を検討し、また、地域の商工・観光事業者との連携強化を図ってまいりたいと考えております。

○議長（森田公明君） 荻野議員。

○3番（荻野友一君） 今、山梨県の具体的な取組を示して頂きましたが、町としましては、近隣町村と連携して長野県としての取組をお願いし、連携強化を進める考えはあるのか、お尋ねします。

○議長（森田公明君） 大竹文化財担当課長。

○文化財担当課長（大竹幸恵君） 長野県としての取組ということなのですが、今、日本遺産の推進協議会という、14市町村と2つの県が構成している委員会がございます。山梨県のほうでは、教育部局が観光部局と連携するような機構改革がありまして、日本遺産に関しましては、知事部局でかなり直轄の事業として、今、進めているわけですが、長野県のほうは、皆様も御存じのように、山梨県の面積に比べて倍以上の広がりがありまして、教育関係の案件でもかなり多くの仕事を生涯学習課が担っております。

そういった中で、県のほうの事務局として、今後、長野県の複数の市町村をどういうふうに連携してまとめていくのか、これから日本遺産の——もう既に5年経過しますので——文化庁からのほうの審査も入りますので、どのようなやり方をすべきかということ、その推進協議会の中で図っていくこととなります。そして、推進協議会には各市町村の教育委員会、そして、産業振興課関係の課長クラスの方々が委員として所属しております。その中での検討となりますが、また、地域のほうからもしっかり連携を図ってほしいという意見を頂いたということで、話を進めてまいりたいと思っております。

○議長（森田公明君） 荻野議員。

○3番（荻野友一君） 今まで培ってきた遺跡活用に関するノウハウを町の資産として受け継ぎ、さらに発展させていくことが必要であると考えますが、具体的な施策として、町はどのように考えていますか。

○議長（森田公明君） 藤田教育長。

○教育長（藤田仁史君） 長和町における遺跡活用に関するノウハウは、町民参加型の取組として培ってきたものであり、その点が高く評価されているところでございます。この技術を継承していくために、人材育成に取り組むとともに、今後とも、町民の皆様に御支援を賜りたいというふうに考えております。

○議長（森田公明君） 荻野議員。

○3番（荻野友一君） 町民の支援は一番大切なことだと思います。ただ、技術を継承するための人材育成は、それ以上に緊急かつ重要な要点であると考えられます。教育委員会と町双方で早急に取り組んでいかなければならない事案だと考えております。

次に、長和青少年黒耀石大使の活動は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、やや活動が抑えられていますが、その独自性から高い評価を受けています。今後、この活動をどのように広げていこうと考えているのか、お尋ねいたします。

○議長（森田公明君） 藤田教育長。

○教育長（藤田仁史君） 我が国の教育方針の根幹を示す教育基本法が、平成18年に戦後初めて改正されました。

大きな改正のポイントは、情報機器や交通網の発達に伴う世界規模の大きな変化の中で、国際的な視野を持って力強く成長する子供たちの教育を支援するものでございます。

この教育基本法に基づき、国が力を注いでいる国際理解教育の推進にとっても、長和町が取り組んでいる互いの歴史遺産を生かしたイギリスとの交流事業は、全国でも先進的な事業であるとの評価を頂いております。

国際理解教育において最も大切なことは、子供たち自身が生まれ育ったふるさとの歴史や魅力を理解し、そこから視野を広げていくことであると思っております。

このことは、単に広い社会での活躍を目指すというのではなく、一人一人が自分自身のよりど

ころとなるふるさとを大切に思い、その上で、互いの文化や歴史を尊重し、理解し合う姿勢を育成することであり、ひいては、この学びが人と地域を創造する力になると確信しております。

黒耀石大使という名称は、まさにこのような願いを込めた名称であり、人づくり、地域づくりの施策として今後とも継続していくことが大切と考えております。

新型コロナ感染拡大による海外遠征の延期は、夢を抱いて参加した大使たちにとっても大きな試練となりましたが、この経験も、また平和の大切さを再認識する経験となり、大きな飛躍につながるものと期待をしております。

○議長（森田公明君） 荻野議員。

○3番（荻野友一君） なかなかコロナの影響で海外へ行けないことが続いておりますが、今年は新型コロナウイルス感染症の影響により、長和青少年黒耀石大使の活動は長崎県への訪問になったと聞いています。

長崎訪問のきっかけの一つになった、江戸時代にシーボルトがオランダに持ち帰った資料の中に、星糞と名づけられた黒耀石があったという記述について、お話を伺いたいと思います。

○議長（森田公明君） 大竹文化財担当課長。

○文化財担当課長（大竹幸恵君） 御質問ありがとうございます。

まず、3回目となります大使の渡英事業なのですが、議員さんがおっしゃったようにコロナの影響によって、今年度を含めて4年間の延期ということになってしまいました。ただし、その間、大使たちはたゆまず様々な制限の中でも研修を続けておりますので、来年は、ぜひ、イギリスのほうに行きたいなというふうに考えております。

そこで、その渡英事業の計画なのですが、先ほどおっしゃっていた長崎——シーボルトと関係するのですが、3回目の渡英はオランダ経由でイギリスに参りたいというふうに考えております。そのオランダを経由するという事は、江戸時代のシーボルトがオランダにシーボルトコレクションとして幕末の時代に持ち帰った資料を調査するためであります。

実は、シーボルトという方は、皆さんも御存じのように、幕末、江戸時代の末期にまさにこの我が国が、日本が近代国家として世界に羽ばたこうとする前夜の時期、その時期に西洋医学ですとか西洋文化ですとか様々な知識を広めるために、当時は西洋人は長崎の出島のみに住居を許されていたんですが、そこを出て鳴滝塾という塾を開設することを江戸幕府から認められたという、非常に優れた蘭学者であります。その鳴滝塾で多くの若者が勉強し、学び、近代国家を支える人材を輩出したという、そういう背景のある方なのですが、その方がオランダに持ち帰ったシーボルトコレクションの中に、何と、6年前の東京科学博物館の展示会で知ったんですが、信濃国和田峠、片仮名で「ホシクソ」という書きつけがある黒耀石があるということが分かりました。「ホシクソ」と呼ばれる長和町の黒耀石にはいろんなエピソードがあるんですけども、幕末に持ち帰られた星糞というのは、まさに文化交流の重要な役割を担っていた中山道が栄えた時期でもあるんです。ですから、その星糞の正体を大使たちが確かめに行くということは、まさに元祖黒耀石大使の軌跡をたど

って、この町がどんな役割を担っていたのか、黒耀石星糞がどんな役割を担っていたのか、つまりは、時代を越えて長和町の魅力をさらに掘り下げる契機になるのではないかというふうに考えております。

そして、今年、長崎——オランダ行けませんでしたので長崎に行きましたが、そのオランダ・ライデン市と姉妹都市の長崎市では、来年、シーボルト来日200周年という節目の年であるということで、様々な事業を計画しているそうです。

私たち長和の黒耀石大使が調査した成果を、長崎の皆さんにも情報共有をいたしまして、そのことによって大使の活動が国内外でも通用する重要な活動になっていくのではないかというふうに考えて、シーボルトの黒耀石を求める計画を立てております。

○議長（森田公明君） 荻野議員。

○3番（荻野友一君） どうもありがとうございました。

続きまして、黒耀石大使は町内の中学生と高校生の活動となっておりますが、町民全体に関わりを広げる考えがあるのか、お尋ねいたします。

○議長（森田公明君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） 国際交流事業は、両地域に実行委員会を組織をして実施をしております。

実行委員会には、区長さんとかPTAの役員さんをはじめ、町の皆さんに加わっていただいております。

実際には、平成27年と平成30年に、イギリスの子供たちが長和町に訪れた際に、町民の皆さん、多くの皆さんに何かとお世話になることがありましたが、最近では子供たちと一緒に大人たちも渡航し、ワークショップイベントの協力や英国側の実行委員会メンバーとの交流を深めたいという希望が出てきております。

国際情勢が大きく変動する昨今では、地域の大人たちが子供たちのサポートをし、また、変動する国際情勢をじかにその目で見詰め、我々が暮らすふるさとの未来を子供たちと一緒に考える機会を持っていただけるようになることはどんなに心強いかと、このことは計り知れないわけでございます。

今後の方向性といたしましては、実行委員会の委員である・ないにかかわらず、本事業への協力を希望する方々が自由に参加でき、世代を越えた国際交流事業の実現を目指したいというふうに考えておるところであります。

○議長（森田公明君） 荻野議員。

○3番（荻野友一君） 黒耀石歴史遺産につきましては、町のほうからいろんな活用の将来構想を聞かせていただくことができました。

続きまして、大きな設問2番目になりますが、長和町におけるカーボンニュートラルへの取組はどのように進めるのか、お尋ねしたいと思います。

令和4年8月29日、長和町気候非常事態宣言が発表されました。この宣言に基づき、これから

の町政の施策は、省エネルギーの徹底、自然と調和した再生可能エネルギーの導入等の地球温暖化対策への取組を徹底して、住民生活の脅威となる異常気象による自然災害が起こらない世界の創造につながるよう、住民と行政が協働して進められなければならないと考えています。

国は、2050カーボンニュートラルに向けてのロードマップとして、取組の第1として脱炭素先行地域をつくることを決めました。地方自治体や地元企業、金融機関が中心となり、環境省を中心に国も積極的に支援しながら、少なくとも100か所の脱炭素先行地域で、2025年度までに脱炭素に向かう地域特性に応じた先行的な取組実施の道筋をつけ、2030年度までに実行する、これにより、農山漁村、離島、都市部の街区など多様な地域において、地域課題を解決し、住民の暮らしの質の向上を実現しながら脱炭素に向かう取組の方向性を示す、と表しています。

今年の11月までに全国で46の地域が指定を受けました。

カーボンニュートラルの取組に関しては、民間と行政が共に学び、計画し、実行しなければならないと考えますが、これからの町の取組について質問いたします。

第1に、脱炭素に向けた長和町のロードマップについてどのように考えているのか、お尋ねいたします。

○議長（森田公明君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） 脱炭素に向けた長和町のロードマップについての御質問でございますが、以前にも答弁をさせていただきましたが、世界各地で記録的な高温や大雨、また、大規模な干ばつなどの異常気象が頻発しており、これらの異常気象は地球上の人間社会の存在を脅かしており、この非常事態を座視すれば未来を担う世代に持続可能な社会を引き継ぐことができないという危機感に対し、国・県において2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、いわゆるカーボンニュートラルを目指しており、当町におきましても、2019年、令和元年12月6日付で、長野県が宣言をしました「気候非常事態宣言（2050 ゼロカーボンへの決意）」に賛同し、2022年8月29日、「長和町気候非常事態宣言～美しき耀きを後世へ 2050 ゼロカーボン ながわ～」を宣言をさせていただきました。

省エネルギーの推進、再生可能エネルギーの普及、拡大等の具体的な取組についてはこれからでございますが、ゼロカーボンを実現に向けて町民の皆様にも、御自身でできることから取り組んでいただきますよう、この場をおかりしてお願いを申し上げます。

なお、当町の今後の取組、ロードマップについては、町民福祉課長より、答弁をさせていただきます。

○議長（森田公明君） 藤田町民福祉課長。

○町民福祉課長（藤田 孝君） それでは、当町の今後の取組、ロードマップについて答弁をさせていただきます。

先ほど、町長の答弁のとおり、具体的な取組はこれからですが、今後、当町が中長期的に脱炭素化を図り、持続可能でレジリエントな地域（安全かつ回復力のある持続可能な地域）を実現するた

め、2030年、2050年を見据えて、来年度は当町において、どんな再生可能エネルギーをどのくらい、どのように導入し、有効活用するかについての調査を行い、地域全体で合意された目標とそれを実現可能とするための当町に適した事業——対策でございますが、事業を定める地方公共団体実行計画等を策定したいと思っております。

その後、策定をいたしました地方公共団体実行計画に沿って、地域脱炭素移行・再生可能エネルギー推進のための各種事業を実行に移していきたいと考えております。

なお、計画策定、各種事業については、国等の補助金、交付金を活用しながら対応したいと考えており、12月の補正予算としまして、今後の補助金申請に向けた基礎数値把握等コンサルティングのための予算を計上させていただきましたので、よろしく願いいたします。

また、先日でございますが、環境省職員との直接面談による情報共有もさせていただいたところでございます。

今後、組織体制を構築しながら着実に事業を進めてまいりたいというふうに思っております。

○議長（森田公明君） 荻野議員。

○3番（荻野友一君） 続きまして、官民協働でカーボンニュートラルを進めるためには、町内の様々な分野の住民と連携をとらなければなりません。そのためには、役場庁内に専門の課の配置をしなければ実現できないと思いますが、町としてどのように考えているのか、お尋ねいたします。

○議長（森田公明君） 長井総務課長。

○総務課長（長井 剛君） この質問に対しましては、私のほうで答えをさせていただきます。

専門の課の配置についてという御質問でございますけれども、この12月2日に長和町行財政改革推進本部会議を開催をいたしております。この件の対応を含め、検討を進めております。

今後におきましても、しっかりと対応してまいりたいというふうに考えております。

○議長（森田公明君） 荻野議員。

○3番（荻野友一君） 前の質問のところで、令和6年度地方公共団体実行計画等に沿って地域脱炭素移行再生可能エネルギー推進のための各種事業を実行に移していきたいという答弁があったんですけれども、組織づくりにおいては、行財政改革推進本部の開催と検討を始めたということでしたが、組織づくりとしての目途としてはいつごろを考えているのか、お尋ねいたします。

再質問になります。すみません。

○議長（森田公明君） 長井総務課長。

○総務課長（長井 剛君） 通告にはございませんが、私のほうで今持っている情報を基にお答えをさせていただきたいと思っております。

めどということでございますけれども、このカーボンニュートラルに関しましては、すぐに対応してまいりたいと思っておりますが、まだ課という設置では、今のところ考えておりません。課としての対応につきましては、この対策本部会議を重ねてまいりまして、カーボンニュートラル関係以外のものも全て見直しをしながら対応してまいりたいというふうに考えております。

いづろまでにといいますと、来年度中ぐらいというめどでございます。

○議長（森田公明君） 荻野議員。

○3番（荻野友一君） カーボンニュートラルの実現のため、官民共同の組織をどう構築していくのか、その手法について、町の考えをお尋ねいたします。

○議長（森田公明君） 藤田町民福祉課長。

○町民福祉課長（藤田 孝君） カーボンニュートラルの実現のための官民協働の組織をどう構築していくかとの御質問でございますが、議員おっしゃるとおり、カーボンニュートラルへの実現には、自治体だけでは実現不可能であり、町民の皆さん、そして、企業の皆さんの経験や技術、ノウハウ等で、自治体だけでは実現不可能な課題も、官民協働で取り組むことで実現可能になることも多々あるというふうに考えております。

先ほど答弁をさせていただいたロードマップを進める中で、地域全体の合意と協力のためにも、関係者による意見交換や協議を行う場など、皆さんの声を聞く組織を構築することも考えていかなければならないというふうに考えております。

○議長（森田公明君） 荻野議員。

○3番（荻野友一君） カーボンニュートラルを進める上で、産業振興の施策については、今までと違った観点で検討しなければならない事案が多数出てくることを想像しています。特に長和町においては、農業、林業について、特に考えなければならなくなると思います。

国からの補助金については、優れたものが早い者順に獲得できる形ができてきていますが、長和町も遅れることなく町の産業振興にもつなげられるよう努力していただきたいと考えております。

次に、カーボンニュートラルに関しては、多岐の項目について計画、実施をしていかなければならないのですが、まず、必要な項目に対し、組織全体で学習しなければなりません。それを町としてはどのように進めていくのかお尋ねいたします。

○議長（森田公明君） 藤田町民福祉課長。

○町民福祉課長（藤田 孝君） はい。先ほど組織体制については総務課長より答弁をさせていただきましたが、組織体制を構築する中で、カーボンニュートラルに関する対応は多岐にわたっておりまして、また、当町が目指すまちづくりにもなることから、担当者1つの部署だけによる対応ではなく、全職員による横断的な協力体制が必要であるというふうに思っております。今後全ての職員がカーボンニュートラル実現を自分の課題として受け止め、自ら考えられるよう、そして自分の担当業務に反映させるためにも職員研修・学習会を実施をしなければならないというふうに思っております。

○議長（森田公明君） 荻野議員。

○3番（荻野友一君） 町民福祉課長のほうから大変前向きな答弁を頂きましてありがたいと思っております。

次に、長和町に適したカーボンニュートラルを進めるために、コンサルタントの意見も重要では

ありますが、あくまで参考として、長和町内の官民の意見を中心に計画を取りまとめる意思はあるのかお尋ねいたします。

○議長（森田公明君） 藤田町民福祉課長。

○町民福祉課長（藤田 孝君） コンサルタント会社への委託につきましては、この事業を実施するためには、やはり専門的な知識の必要性などから、支援を受けながら実施をしたいと思っております。しかし、議員のおっしゃるとおりで、この事業は将来の当町のまちづくりでもあることから、地域の皆さんなどからの意見を聞きながら進めていかなければならないというふうに思っております。

○議長（森田公明君） 荻野議員。

○3番（荻野友一君） ここからは具体的な事例について質問をいたします。

太陽光発電システムについては、町の補助金が出ていると思いますが、自宅で発電した電気を自宅で使用するためには、蓄電システムが必要となります。現在、太陽光発電だけの施設においても、後から蓄電システムは構築できますので、補助金をお願いしたいと思いますが、どうでしょうか。

○議長（森田公明君） 藤田町民福祉課長。

○町民福祉課長（藤田 孝君） 蓄電システムに対する補助金の創設についての御質問ですが、現在令和5年度の補助実施に向け既に実施している自治体なども参考にしながら、補助対象、補助金額等の要項を検討を現在しております。決定次第住民の皆様へは周知等図ってまいりたいというふうに考えております。

○議長（森田公明君） 荻野議員。

○3番（荻野友一君） 次に、電気自動車、PHEVの役場での使用についてどのように計画をしているのかお尋ねいたします。

○議長（森田公明君） 藤田企画財政課長。

○企画財政課長（藤田健司君） 電気自動車、PHEV、プラグインハイブリッド車の役場での導入計画についての御質問でございます。

今までの答弁と重複する部分もあろうかと思えますけれども……。

この8月に「長和町気候非常事態宣言～美しき耀きを後世へ 2050 ゼロカーボン ながわ～」を宣言し、住民、事業者、行政が一丸となって自然豊かな環境を守るため、省エネルギーの徹底、自然と調和した再生可能エネルギーの導入などの地球温暖化対策に取り組み、持続可能な心地よい生活を将来の世代に引き継いでいくため、2050年二酸化炭素排出量実質ゼロの実現に向けた取組をすることといたしたわけでございます。

今後、町は、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づきまして、役場の事務及び事業に係る温室効果ガスの排出を抑制するための実行計画、事務事業編と町域においても具体的な温室効果ガスの排出削減目標を設定し、計画的に施策を推進していく必要があることから、区域施策編も策定することとなります。

したがいまして、ただいま御質問いただきました、電気自動車、PHEVの導入計画につきましては、これからのこれらの計画にしっかりと盛り込み、実施してまいりたいと考えておるところでございますが、現時点では、車両価格が高価であることや、充電スタンドの設置数が少ないこと、庁舎への充電スタンドを設置する必要があること、さらには財源の問題などの課題がございます。

また、併せまして現在、役場全体で111台の公用車を管理しておるところでございますが、燃料費や修繕費、車検費用等を考慮しながら効率的な運用に車両台数を減らすこともまず最優先事項であると考えておるところでございますので、今後しっかりと取り組んでまいりたいと考えておるところでございます。

○議長（森田公明君） 荻野議員。

○3番（荻野友一君） 最後の質問になりますが、民間における電気自動車、PHEV購入に対する補助金はどうなっているのか。周りの市町村においても、電気自動車については軽井沢町、御代田町、立科町、東御市、佐久市、小諸市で実施されています。

個人的には、積雪があり寒冷地である当町においては、PHEVは現時点で一番適した自動車であると考えております。ぜひ、補助金制度をつくっていただきたいと思いますが、町の考えをお尋ねいたします。

○議長（森田公明君） 藤田町民福祉課長。

○町民福祉課長（藤田 孝君） 電気自動車などに対する購入補助についての御質問ですが、現時点での購入補助の実施の予定はございませんが、電気自動車は、脱炭素社会実現のための1つと考えております。

電気自動車に対する購入補助につきましては、他の自治体の補助内容などを確認し、またこれから策定をいたします計画等の中でも検討させていただき、補助の実施については検討していきたいというふうに考えております。

○議長（森田公明君） 荻野議員。

○3番（荻野友一君） 電気自動車、PHEVにつきましては、カーボンニュートラルの点から見ましても大変有効ではあると思いますが、また災害時非常用電源としての使用もできるということで、大変優れたものであると思いますので、補助の実施等についての検討をよろしくお願ひしたいと思います。

これもちまして、私の今日の質問を終わらせていただきます。

○議長（森田公明君） 以上で3番、荻野友一議員の一般質問を終結いたします。

◎散会の宣告

○議長（森田公明君） 以上もちまして、本日予定した会議は終了いたしました。

明日7日も一般質問を予定しておりますが、開議時刻は午前9時からと決定しておりますので、時間までに御参集願ひます。

会議を閉じ、散会いたします。

散 会 午後 2時49分

第 3 号

(1 2 月 7 日)

議 事 日 程

令和4年12月 7日
午前 9時00分 開議
長 和 町 議 会 議 長

日程第 1 一 般 質 問
散 会

令和4年長和町議会12月定例会（第3号）

令和4年12月7日 午前 9時00分開議

出席議員（10名）

1番	阿部由紀子	議員	2番	龍野一幸	議員
3番	荻野友一	議員	4番	佐藤恵一	議員
5番	田福光規	議員	6番	羽田公夫	議員
7番	原田恵召	議員	8番	小川純夫	議員
9番	渡辺久人	議員	10番	森田公明	議員

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	羽田健一郎	君	副町長	高見沢高明	君
教育長	藤田仁史	君	総務課長	長井剛	君
企画財政課長	藤田健司	君	建設水道課長	龍野正広	君
こども・健康推進課長	小林義明	君	町民福祉課長	藤田孝	君
情報広報課長兼会計管理者	上野公一	君	産業振興課長	宮阪和幸	君
教育課長	中原良雄	君	文化財担当課長	大竹幸恵	君
総務課長補佐	西田裕康	君			

議会事務局出席者

事務局長	米沢正	君	議会事務局書記	牛山美智子	君
------	-----	---	---------	-------	---

◎開議の宣告

- 議長（森田公明君） おはようございます。
長和町議会第4回定例会を再開いたします。
直ちに本日の会議を開きます。
-

◎日程第1 一般質問

- 議長（森田公明君） 日程第1 一般質問を行います。
通告順により、本日2名の一般質問を行います。
7番、原田恵召議員の一般質問を許します。

原田恵召議員。

- 7番（原田恵召君） おはようございます。

本日、4つの項目について質問をしまいたいというふうに考えております。

1つ目といたしまして、コロナ禍における町の対応について、前回に続いてのその2として、その後、どうなっているのかを質問いたします。2つ目としまして、災害復旧の現状と流された私有地の対応について、これも前々回に行った質問の続きとして行ってまいります。3つ目として、ペレットストーブ購入補助の状況とまきストーブの購入補助についてということで質問をいたしまして、4つ目として、転入者への自治会・区への加入等の案内・説明についてということで行ってまいりたいというふうに考えておりますが、時間が60分と決められておりますので、4番目ができるかどうかというところでございますけれども、できる範囲で質問をしまいたいので答弁をお願いいたします。

最初に、1つ目のコロナ禍における町の対応について、その2について質問してまいります。

9月議会に続き質問してまいります。8月の第7波のピークから、9月に入って少しずつ感染者が減り始めたが、底が見えないうちにオミクロン株による感染が、特に北海道や長野県で激増し第8波となり、県下でも1日最大4,000人を超えるというような状況になりました。ただ、まだ正式に第8波であるという見解が発表されていないのが逆に不思議なんです。

国は、9月26日から市町村単位での感染者の発表がなくなり、保健所単位での発表となりました。感染者は増えているが、どのくらい増えているのかが町ですら分からないという話でございますけれども、そんな中で、保育所では感染者が出てクラス閉鎖が続き、家族への感染が増えたと思われるが、町民には何の報告もございません。議会にもございません。クラスターが発生したといううわさもありました。そういう点を質問してまいります。

当初、この質問を考えたときは、町は何をやっているのかというそういう思いでございましたが、この通告書を提出してから3週間がたち、保育士や関係者がオミクロン禍の中で保育園児を預かつ

ていることを思うと、病院の従事者同様に最前線でオミクロンと闘っているんだなというふうに思うと、ありがたいということと本当に大丈夫なのかという、そういう心配な点があるわけでございます。

今回、この場所で、コロナ・オミクロン対策に従事されている方々に、改めて御礼を申し上げますというふうに思います。

そんな中で我々ができることは、今までどおり手洗いし、消毒し、マスクをし、3密を避け、そして対応したワクチンの接種であろうかなというふうに思います。人にうつさない、うつされない、うつっても重症化しないワクチンは大切というふうに考えております。

そこで質問をいたします。

町のコロナ、オミクロンでございますけれども、その年代別の接種率はどのぐらいなのか。2つ目として、保育園児と小学生の接種率はどのぐらいなのか。3つ目として、保育園児と小学生は、どこで、いつ接種しているのか。4として、保母（保育士）や教員等は早期にワクチン接種できたのか、町は推進したのかという点について伺います。

○議長（森田公明君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） 皆さん、おはようございます。

原田議員の御質問に答弁をさせていただきます。

令和2年1月に日本国内で初の感染が確認されて以来、変異株の発生もあり、第8波と言われる感染拡大を繰り返すなど、新型コロナウイルス感染症への心配も、間もなく3年になろうということでございます。

皆様には、感染拡大の防止とワクチン接種への御理解と御協力を頂いておりまして、大変ありがたく思っております。

ワクチン接種やウイルスの変異もございまして、当初の肺炎症状に比べると重症化はしにくくなってきたと言われておりますけれども、御自身と大切な人を守るためにも、ただいま原田議員からお話ございましたように、ワクチン接種や基本的感染対策の実施に御協力をお願いを申し上げるところでございます。

ただいまのワクチン接種の状況につきましては、担当課長よりお答えをさせていただきます。

○議長（森田公明君） 小林こども・健康推進課長。

○こども・健康推進課長（小林義明君） 9月下旬から11月まで、町民センターでオミクロン対応ワクチンの集団接種を行いました。12月以降につきましても、まだ接種をされていない方の接種を行っておりますので、接種を希望される方は保健センターまで御連絡いただきますようお願いいたします。

オミクロンワクチンの接種率につきましては、12月5日現在、12歳から19歳が56%、20代が45%、30代が49%、40代が60%、50代が66%、60歳から64歳が73%、65歳以上が76%、接種対象となる12歳以上を分母とした全体では67%となります。

保育園児と小学生の接種率につきまして、年齢別とはなりますが、生後6か月から4歳までの乳幼児の接種は、10月24日に法律が改正され、初回接種として1回から3回目の接種を行うこととなりました。

町では、対象となる皆様にワクチンの効果と安全性、投与方法、注意点、副反応などの説明書に接種希望のアンケートを同封し送付しており、12月1日から希望者への乳幼児ワクチン接種を開始しております。

5歳から11歳以下の接種率につきましては、1回目45%、2回目43%、3回目29%の状況です。

接種場所ですが、5歳から11歳以下の接種は保健福祉総合センターで行っており、12月から開始しました4歳以下の乳幼児の接種は依田窪病院にて行っております。

また、子供さんの接種は、依田窪病院の小児科医師により、診察及び接種をしております。

保育士などの接種につきましては、国や県の方針どおり、医療や介護・福祉、保育など、生活の根幹を支えるエッセンシャルワーカーからの接種を行いました。

○議長（森田公明君） 原田議員。

○7番（原田恵召君） 報道によりますと、なかなかワクチン接種が進まないという話でございましたが、町におきましては67%という数字ということは本当に高く、みんなが心配されたんだなという、逆に言うと安心を覚える部分かなというふうにお聞きをいたしました。

長野県では、今日の新聞報道で感染者が32万人、長野県の202万人にしますと6人に1人弱、しかし、死亡が504人ということで、ここにきて本当に増えているのが死亡者でございます。

全国では2,543万人が感染し、国民の5人に1人が感染しているというような状況でございます。また、死亡者は5万人というふうになっております。

そこで、(2)としまして、9月以降の町の感染者の様子はどうかということで、①としまして、保育園、児童館、依田窪病院、役場等の感染状況はどうだったのか、2つ目として、クラスター（集団感染）はなかったのか、この2つについて伺います。

○議長（森田公明君） 長井総務課長。

○総務課長（長井 剛君） ただいまの質問につきましては、私のほうからお答えをさせていただきます。

先ほど、議員からもありましたように、9月の26日より、全国一律で全数届出の見直しが行われて以降、各保健所単位の新規陽性者数しか把握ができていないということでございます。長和町としての感染状況は分かりませんが、町有施設に関しましては、毎日の施設内の清掃と消毒の徹底や職員の健康チェック、体温測定や手指消毒を行いまして、感染拡大の防止に努めているところでございます。集団的な感染というものは確認をされておられません。

町としましては、新型コロナ対策本部会議におきまして、情報の確認と共有を図っており、今後におきましても、国や県の動向あるいは指示や要請に従い対応してまいりたいと考えております。

○議長（森田公明君） 原田議員。

○7番（原田恵召君） ワクチン接種の再質問ということでありますが、感染症法2類から5類への見直しと、ワクチン接種の一部負担の方向という報道がされておりますけれども、これについて、町はどの程度把握されているのか、お願いします。

○議長（森田公明君） 小林こども・健康推進課長。

○こども・健康推進課長（小林義明君） 国の方針も示されておらず、通知などありませんので、報道された情報となりますが、新型コロナウイルス感染症は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律、いわゆる感染症法に規定する結核など、危険性が高い2類感染症以上の強い感染対策が取れる新型インフルエンザ等感染症への位置づけから、季節性インフルエンザや風疹などの5類感染症への見直しも視野に入れ検討することを、11月29日に厚生労働大臣が表明したとの記事がありました。

5類感染症に改正となりますと、陽性者に対する外出自粛要請や就業制限はなくなり、陽性診断後の療養に係る医療費は全額公費負担から一部自己負担に変更になる見込みとのことです。

また、現在、国の全額負担により行われているコロナワクチン接種も2兆3,000億円余り、接種1回当たり約9,600円となっており、季節性インフルエンザなどと同じように接種希望者が費用の一部を負担する定期接種への検討を財務省が要求したとの報道もありました。

感染拡大等の状況にもよりますが、現在のところ、国が接種費用を全額負担する特例臨時接種期間が令和5年3月31日までとなっていることから、5類感染症への改正があった際は、医療費やコロナワクチン接種も一部自己負担となるのではないかと担当課では推測をしているところであります。

○議長（森田公明君） 原田議員。

○7番（原田恵召君） 死亡者がどんどん増えている状況の中で有料化というような話がございます、誰が考えても時期尚早、様子を見ての判断が必要かなというふうに思います。町長には、ぜひ国のほうへ、時期尚早、しっかりと見極めて判断してほしいという要望を上げていただきたいというふうに思います。

次の質問ですが、保育園で実際に感染者が出たという中で、（3）として、保育園を休園にできなかったのか、①として、クラス閉鎖がありましたけれども、そのクラス閉鎖で適切だったのか、2として、その際、情報は住民や関係者へ提供されたのかという点について伺います。

○議長（森田公明君） 小林こども・健康推進課長。

○こども・健康推進課長（小林義明君） 保育園は、保護者の就労等により、家に一人であることのできない年齢の子供が利用する施設であることから、原則、開所することとする国及び県の方針に基づき、保育園内での大きな感染拡大や、複数の保育士の感染により保育園の運営が困難となったときを除いて、極力、園全体での休園をしないように努めております。

クラス閉鎖は、陽性者が出た際に、感染可能期間である発症2日前からの登園状況により、最後

に登園をした日から濃厚接触者の待機期間である5日間を目安としてクラス閉鎖を行い、御家庭での健康観察をお願いすることとしております。

保育園内において、関連性のある感染が拡大せずに抑えられており、適切な対応と考えております。

保育園関係者において陽性者が判明した場合は、個人情報に十分配慮した上で、保育園内の感染拡大防止のため、該当する園の保護者全員に、園関係者に陽性者が確認されたこと、クラス閉鎖実施の有無、健康観察や症状が出た場合、園への連絡依頼などを一斉メール配信システムで通知し、クラス閉鎖とする該当クラスの保護者には、クラス閉鎖の実施期間と健康観察などの依頼をシステムで通知することとしております。

○議長（森田公明君） 原田議員。

○7番（原田恵召君） （4）としまして、感染者への対応・行動指針はきちんとできたのかという質問をいたします。

①陽性で病院にかかった人は病院で指示されるが、そうでない、体調がすぐれないが病院にかからなかった人は7日間の自宅待機や簡易検査をしたのか。簡易検査キットを入手できない人には町が配達することができないかということ、まず1点目。

2点目として、インターネットの画面上では説明をしているが、見ない人、見ることのできない人は、これについて対応ができたのか。高齢者に対するフォローはできたのか、また、今後どうしていくのか。しつこいくらいに広報する必要があるかというふうに思いますが、どうかという点を伺います。

○議長（森田公明君） 長井総務課長。

○総務課長（長井 剛君） 感染者への対応についての御質問でございます。

個人個人の事案につきましては、町では把握をしておりません。

抗原検査キットにつきましては、必要に応じて備蓄をしております検査キットの配付を行っており、今回は第8波の兆候が見え始めた11月の9日より、新型コロナウイルス感染症とインフルエンザの同時流行に備えて、役場総務課窓口で検査キットの配付を行っておりまして、11月末日現在の配布数、今回の配付数につきましては420個となっております。

それから、広報の関係でございますけども、町のホームページ、音声や文字による告知放送、FMとうみのアプリ、SNSを通じて長野県から発表されております感染警戒レベルや医療アラートの情報を基に情報提供を行っておりまして、今後につきましても様々な手段を活用して対応してまいりたいと考えております。

○議長（森田公明君） 原田議員。

○7番（原田恵召君） 次の質問ですが、5つ目として、自宅待機者や濃厚接触者はどの程度いたのか、また、食料配付は行われたのかということで、①として、自宅待機者はどの程度いたのか、2として、感染者から食料等配付の希望があったのか、県の事業を含めて、あったのかどうかとい

うことを伺います。3つ目として、災害用の非常食が備蓄されておりますけども、そういうものを希望者に配るような、そういう考えはなかったのか、また、今後行う予定はないのか伺います。

○議長（森田公明君） 長井総務課長。

○総務課長（長井 剛君） 自宅待機者の人数につきましては、全数届出の見直し以降、陽性者の住所については県において取りまとめをしていないため、状況を把握することはできておりません。

次に2番目ですけども、これまでに陽性者から配付希望の問合せはございませんでした。

また、長野県の事業につきましては、市町村別等での集計がなされていないため具体的な数は分かりませんが、現在、濃厚接触者や自宅療養期間であっても、症状が改善されて24時間以上経過している方は、対策を講じた上ではございますが、短時間での買い出し等の外出は可能となっているため、対象者については限られるとのことでございます。

3番目ですけども、これまで町へ非常食の配付という、そういった方からの問合せはございましたが、今後、県の事業でも間に合わないような事案があれば、町としても臨機応変に対応してまいります。

○議長（森田公明君） 原田議員。

○7番（原田恵召君） ただいまの答弁の中の、感染者は5日間自宅待機というふうに思っていたら、今の言い方だと5日以内でも買い出しができるという、そういう意味合いでおっしゃったのか、もう一度伺います。

○議長（森田公明君） 長井総務課長。

○総務課長（長井 剛君） そうですね、症状が改善されて24時間以上経過している方についてはということでございます。

○議長（森田公明君） 原田議員。

○7番（原田恵召君） そういう点についても、ケーブルテレビでもいいですし、広報だと月遅れになってしまうので、新しい情報はどんどん流していただきたいというふうに思います。

6として、年末年始に向けて第8波のピークが来ると言われておりますが、それに備えて何をするのか、今後の対応は。2つ目として、簡易検査キットは十分用意されているのかというのがございます。先ほどございましたけども、まだ予備、備蓄があるのかどうか、それについて伺います。

○議長（森田公明君） 長井総務課長。

○総務課長（長井 剛君） 最初の、今後の対応はという質問でございますけども、感染の拡大防止対策につきましては、これまでどおり、手洗い、うがいや小まめな換気など、基本的な感染防止対策を呼びかけるとともに、ワクチンの接種の推進、帰省される方への抗原検査キットの配付を行ってまいります。

また、2番目のキットの関係ですけども、現状、ある程度の数量は確保しておりますが、感染の拡大の状況も考慮しながら、追加での備蓄にも対応をしてまいりたいと思っております。

○議長（森田公明君） 原田議員。

○7番（原田恵召君） 検査キットにつきましては、どこでもやっているのかなと思ったら、長和町独自でやっているという話がございます。長和町、いいよね、ありがたいよねという、そういう話がありました。ぜひ、こういうものを切らさずに続けていただきたいというふうに要望しまして、次の質問に移ります。

2としまして、災害復旧の現状と流された私有地の対応についてということで、（1）として、災害復旧の現状について、①19年台風災害と21年夏の台風災害の復旧状況はどうなのか。委員会の中でも、もう終わるんじゃないかなというふうに思ったら、まだ終わっていないところがあるという話がございますので、その確認をお願いします。②としまして、4年度末には復旧工事が終わるのか、その確認もお願いします。

○議長（森田公明君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） 19号台風被害と21年夏の大雨の復旧状況という御質問でございますが、2019年の令和元年東日本台風で、長和町は、御承知のとおり甚大な被害を受けました。近年にない災害で、災害から3年が過ぎましたが、いまだに復旧工事は終わっていないのが現状でございます。

また、21年、令和3年の夏の豪雨につきましても大きな被害を受けたところでございます。

町民の皆様には多大な御迷惑をおかけしておりますが、何とぞ御理解と御協力を、引き続きお願いをする次第でございます。

なお、復旧状況の詳細につきましては、担当課長より答弁をさせていただきます。

○議長（森田公明君） 龍野建設水道課長。

○建設水道課長（龍野正広君） 19年台風被害と21年夏の大雨による箇所数でございますが、国庫補助事業による10月末時点で建設水道課の建設関係では、19年夏の台風19号災害は23か所で、全て完成しております。耕地関係では、農地21か所、全て完成しております。施設では、56か所中37か所が完成しており、残り19か所中、うち15か所は年度内の完成予定、4か所は令和5年度へ繰り越す見込みであります。

21年夏の豪雨災害の建設関係では、9か所中7か所が完成しております。残り2か所のうち1か所については今年度中に完成、もう1か所につきましては、令和5年度に繰り越してしまう可能性があります。耕地関係につきましては、施設1か所で既に完成しております。

建設水道関係につきましては以上でございます。（「課長、今後のこともお願いします」の声あり）

続けて、4年度末には復旧が終わるかという御質問でございますが、今も述べましたとおり、長和町は甚大な被害を受け、町内業者の皆さんにも復旧工事を頑張ってもらっていますが、あまりにも被害が大きく、箇所も多かったために苦慮しております。

現在もまだ復旧工事を進めておりますが、6月から10月までは出水期の期間は河川工事ができません。11月から工事の再開や工事を進め初めたところでありまして。これから寒くなる時期でコ

ンクリートの養生等時間がかかり、夏の時期とは違い、思うように進みません。

主には、頭首工といって河川から水を取り入れる場所が大きく被災しているため、復旧には時間がかかり、現在の予定ですと水路や頭首工合わせ5か所ほど、令和5年度になってしまいます。このことによって、住民の皆様には稲作に支障のないようにしたいと考えております。

○議長（森田公明君） 宮阪産業振興課長。

○産業振興課長（宮阪和幸君） では、続きまして、林道関係の状況について説明のほうさせていただきたいと思います。

林道関係の、まず災害復旧状況ですが、2019年の台風19号災害の林道関係の被災箇所につきましては、大門地区の本沢線が復旧中でございます。本沢線は迂回路がない林道ですので、下流側から順に工事を進めていかなければならない状況であること、あと、町の林道の中で最も被害が大きかったことにより、復旧に時間がかかっております。

次に、2021年の夏の大雨災害につきましては、国庫補助事業となりました大門和田線、小呂出線は竣工しております。本沢線の町単分と窪城林道につきましては、施工に向け準備をしているところでございます。

続きまして、2番目の御質問の4年度末に復旧工事が終わるのかという関係でございますが、林道関係につきましては、林道本沢線以外の林道につきましては、令和4年度中に復旧見込みとなっております。先ほども説明させていただきました林道本沢線につきましては、令和5年度中の復旧を目指しております。

以上です。よろしくお願いたします。

○議長（森田公明君） 原田議員。

○7番（原田恵召君） 4年度中に終わらない部分も、5年度中には終わりそうという話がございますので、引き続き頑張って進めていただきたいというふうに思います。災害はいつ来るか分からない状況でございますので、しっかりと対応をお願いします。

（2）としまして、入大門に上の4区という区がございます。入大門自治会の中の区なんですが、その西側の土砂崩落した箇所の復旧はどうなっているのか。

これについてもお伺いしたところ、要望しているという話ございましたが、県に要望しているという回答しか回答が来ないが、県はやる気があるのかどうか。順番待ちなのでという話もありますが、そもそも復旧対象からはじかれていないのかどうかという心配もございます。県でやらないなら、町でも対応ができないのか。当時の県会副議長も災害後に視察に来たそうですけども、それでも進まない理由は何なのか。

毎日、目の前にブルーシートがぶら下がっている、それを見なければいけない住民、その心情をしっかりと受け止めていただいて対応をお願いしたいと思いますが、どうなっているのか伺います。

○議長（森田公明君） 龍野建設水道課長。

○建設水道課長（龍野正広君） 御指摘の箇所は、昭和46年3月29日指定、急傾斜地崩壊危険

区域、入大門下になります。

原田議員がおっしゃるように、昨年、県議会の清水副議長が視察に来られ、県へ直接要望をしていただいております。

町では、区域内の斜面が一部崩落したため、シート養生を施したところで、さらに本格的な対策工を実施するよう、上田建設事務所に対し強く要望しております。

同指定地内では、近年、同様な崩落が生じ、平成25年度には長野県にて対策工を施工した経緯もあることから、斜面全体の状態を点検し、必要に応じて急傾斜地崩壊を防止するために必要な措置を講じていくと、上田建設事務所の担当者より聞いております。

○議長（森田公明君） 原田議員。

○7番（原田恵召君） 先ほども申し上げましたように、一番困っている、その場所に住んでいる住民の心情を酌んでいただいて、ぜひ、早期に対応をお願いしたいと思います。強く要望してください。

（3）として、前回、6月の一般質問で、災害によって流失した田畑の固定資産税の減免についての対応の質問・要望をしましたが、6か月がたってどうなったのか。

なぜ、ここで質問するかというと、固定資産税は1月1日現在の評価額で決まっていますので、このところで質問をいたします。

①として、減免措置はどう考えているのか。地目の田を原野・雑種地に変更できないか。12月末までに対応できないか。流失によって実際の面積が減少しているが、台帳上の面積で固定資産税は課税されているのか。減らすことはできないのか。極端なことを言って、町に寄附するという意見もあるが、それはどうなのかについて伺います。

○議長（森田公明君） 長井総務課長。

○総務課長（長井 剛君） 私のほうからお答えをさせていただきます。

6月の一般質問後に要望を頂いた箇所について、その後、税務係としても現地確認等を行いました。そして、それを基に内部で検討を進めてまいりました。

まず、課税の地目についてでございますが、固定資産税は登記地目ではなく現況地目を優先するようになっておりまして、お話のあった箇所は全て農地以外の地目で以前から評価をされていることを確認しております。

次に、課税の面積でございますが、原則は登記に基づきますが、測量を行い、現況の面積を特定できれば、現況の面積を採用することができます。

今回の場合は、所有者の皆様で測量を実施し、流失した面積を特定していただくことができれば、それに応じた面積で課税することも可能かと思っております。

次に、土地を寄附したいというお話ですが、町としましても公共の用に供する場合を除きまして、土地の寄附はお断りをさせていただいているのが実情でございます。

よって、今後も現状のままの課税となりますが、所有者の皆様にとって、よりよい対応が取れない

いか、引き続き検討を進めるとともに、例えば、土地が全て水没するなど状況が変化した場合などには改めて対応させていただきますので、その際にはお手数ですが、町のほうまで御連絡を頂くようお願いをしたいと思います。

○議長（森田公明君） 原田議員。

○7番（原田恵召君） 実際に地目が畑というところがあるのを、農地以外の地目で以前から評価されているという話がありました。それは雑種地なのか原野なのか、確認をお願いしたいと思います。

それと、所有者の皆様で測量を実施し、そして分筆したら町は考えるよみみたいな意見だったんですけど、測量する、分筆するというのは、測量するだけでおおよそ25万円、登記費用に6万円、31万円かけて分筆して、年額200円、300円、400円という土地を評価してもらおうという考えの人が、ひょっとしたらあるかもしれませんが、それで進めることができるというふうに考えているのか、再度質問します。

○議長（森田公明君） 長井総務課長。

○総務課長（長井 剛君） 今、議員からもありましたように、この土地については金額とすると本当に僅かな金額でございます。その中で、今おっしゃるようなことを、もし、やる方がいれば、そういう対応してまいりたいと考えております。

○議長（森田公明君） 原田議員。

○7番（原田恵召君） 子供のこと、孫のことを考えたら、ひょっとしたらお金かけても分筆して、そして町に申請する人がいるかもしれません。そのときは、よろしくお願ひしたいと思います。

次の質問ですが、3つ目として、ペレットストーブ購入補助の状況とまきストーブの購入補助についてということで伺います。

（1）として、町内のペレットストーブの購入補助の状況は、①町内にはどのくらいペレットストーブが入っているのか。ペレットストーブというのは、木材をドッグフードというか小さく固めたもの、それに対応するストーブでありますけども、町が補助してきたものなんですが、どうなっているのか伺います。

○議長（森田公明君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） 町のペレットストーブの購入補助に関する御質問でございますが、現在、町のペレットストーブ購入に係る補助制度につきましては森のエネルギー推進事業補助金がございます。

これは、県の信州産ペレット消費拡大事業に沿った補助金でございます。信州産ペレットを使うことを条件に、ペレットストーブ及びペレットボイラーの導入に対し補助を行うものであり、補助率は本体の購入経費の2分の1以内で10万円を上限ということでございます。

御質問の、町内にどのくらいペレットストーブが入っているかということは、町では確認することができませんが、ただいまの森のエネルギー推進事業補助金による町で補助した件数といたしま

しては、平成25年度から令和4年10月の状況では6台の補助を行っておるところでございます。

○議長（森田公明君） 原田議員。

○7番（原田恵召君） なぜ、今ここでペレットストーブの話を出すかといいますと、ゼロカーボン推進の意図から、木質燃料は地球温暖化防止に貢献しております。ただ、人工的につくるペレットは、物価の高騰に比例して値上がりするというふうに考えられます。燃料となるペレットは灯油と比較して高いのか安いのか、現在の状況を知らせてください。

○議長（森田公明君） 宮阪産業振興課長。

○産業振興課長（宮阪和幸君） ペレットと灯油の価格の比較に関する御質問でございます。

一概に比較することは難しいのですが、木質ペレットは発熱量カロリーでは灯油の約半分でございますので、現在の灯油価格と県産のペレットで比較しますと、灯油5リットル、およそ595円に対して、ペレットが10キロで590円となっております、ほぼ同じ状況となっております。

県産ペレットにつきましては、来年の1月より720円に値上がりすると報告を受けておりますので、灯油の価格の上昇がどれほどになるか予想ができない状況ではありますが、来年以降ではペレットのほうが高い状況になるのではないかと予想されます。

以上です。

○議長（森田公明君） 原田議員。

○7番（原田恵召君） 公共施設でもペレットストーブを導入する考えはないかという質問なんです、電気代も上がり、石油代も上がり、ペレットも決して安くはないですけども、そういう中で地球に優しい暖房機器として公共施設での導入はどうか伺います。

○議長（森田公明君） 藤田企画財政課長。

○企画財政課長（藤田健司君） 公共施設におきまして、ペレットストーブ導入に関する御質問でございます。

いわゆるバイオマス燃料を用いますペレットストーブにつきましては、化学物質を含まない自然燃料であるため、人体への害がなく、自然環境にも優しい設備ではございますが、一般的に初期の導入コストがかかることとメンテナンスが容易ではないこと、設置場所の自由度が低いことなどのデメリットも認識しておるところでございます。

導入に向けまして、実用化の点では一長一短あるかと思っておりますけれども、今後取り組んでまいります気候非常事態宣言によります実行計画へ、脱炭素に向けたアイデアとして費用対効果等を検証しながら、設置可能な公共施設についても検討してまいりたいと考えております。

○議長（森田公明君） 原田議員。

○7番（原田恵召君） それと同様に、もっと単純にまきストーブというものが、今、広まっておりますけれども、町内においても、そのまきストーブの購入補助ができないか。

灯油の高騰、電気料の高騰等、まきストーブの価値が見直されております。しかし、本格的にまきストーブを購入するとすると100万円前後かかるというふうに言われております。山の手入れ、

里山の整備で出たまきを暖房に活用するのは治山・治水にもなり一石二鳥三鳥だというふうに思うがどうか。

県内でも多くの市町村がまきストーブの購入を補助しているが、長和町でも補助制度をつくって、まきストーブを増やす考えがないかについて伺います。

○議長（森田公明君） 宮阪産業振興課長。

○産業振興課長（宮阪和幸君） まきストーブの補助に関する御質問でございます。

現在、長和町には、まきストーブに関する補助制度はございません。近隣の他の自治体では、まきストーブに対しても補助を行っているところがございます。

まきストーブの利用促進は脱炭素に関する施策にもつながると思われまますので、脱炭素への取組を進めていく中で、町の財政状況も考慮して、まきストーブの補助に関して検討していきたいと考えております。

○議長（森田公明君） 原田議員。

○7番（原田恵召君） 検討するという答弁でございますけれども、検討するというのはなかなか前に進まない答弁でございますので、前に進められるような施策を進めていただきたいというふうに思います。少なくとも近隣市町村と同規模の補助が必要と思われまます。金額なども足並みがそろろうよう、早急な対応をお願いしたいと思ひます。

（3）としまして、温泉施設や役場などの公共施設にバイオマスの木質ボイラーを導入できないか。①として、導入しない、できない理由があるのかについて伺ひます。

○議長（森田公明君） 宮阪産業振興課長。

○産業振興課長（宮阪和幸君） それでは最初に、温泉施設への木質バイオマスボイラーの導入についてお答えさせていただきたいと思ひます。

温泉施設につきましては、現在、ボイラーは灯油を燃料として使用してひます。昨今の燃料価格の高騰につきましては、温泉の経営を圧迫してひる大きな要因となつております。

木質バイオマスボイラーの導入につきましては、脱炭素に向けた取組として必要なものと考えてひます。導入に当たつての事業費がどの程度必要になるのか、あと、木質バイオマスの調達などの課題がありますので、すぐに導入というわけにはいかないと考えておりますが、脱炭素の取組を進めていく中で、町の財政状況も考慮しながら、導入について検討してひきたいと考えております。

○議長（森田公明君） 藤田企画財政課長。

○企画財政課長（藤田健司君） 役場などの公共施設にバイオマスの木質ボイラーを導入できないのかという御質問でございます。

現在、地球温暖化をはじめといたします気候変動への対策といたしまして、国内外問わずにバイオマスが注目されてひる中で、カーボンニュートラルの観点から、木質バイオマスボイラーを導入することで二酸化炭素の排出量が減少し、地球温暖化の抑制につなげられるとひった、環境に優しい、資源の有効活用、森林を介しての地域の活性化などの多くのメリットがある反面、設備を導入

する際の初期費用に相当する効果や燃料の調達コスト、安定的な供給体制等の確保、排出される焼却灰の処理などのデメリット等もございます。

これらの解決すべき課題、問題点などがあるのは事実であると考えますので、それらをしっかりと検証するとともに、多くの可能性や周囲へのプラスとなる波及効果、国によりサポート体制などもございますので、現段階で速やかに導入に踏み切ることはできないものであると考えられるところでございます。

先ほどのペレットストーブに関する御質問の回答と同様、今後、取り組んでまいります地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、役場の事務及び事業に関する温室効果ガスの排出を抑制するための実行計画、これにつきましては地域施策編と事務事業編でございますけれども、それらにおきまして何ができるかどうかなど、導入事例の研究や効果検証を行いながら検討し、可能な限り計画に盛り込んでまいりたいと考えております。

○議長（森田公明君） 原田議員。

○7番（原田恵召君） 答弁の中に、木質バイオマスの調達等の課題がありますというふうにございました。周りを森林に囲われている長和町で木質バイオマスの調達等の課題、簡単な話だと思うんですが。例えば軽トラック1台何千円、住民に持って来てもらってという、そういうことも考えられますので、ぜひ、前向きに進めて、町全体でカーボンニュートラルに突き進んでいくという、そういうことで進めていただきたいと要望しまして、最後の質問に移ります。

最後の質問ですが、転入者への自治会・区への加入等の案内・説明についてということで伺います。

空き家バンクによって転入した方は、旧住民が自治会や区に加入していたが、転入者にはその経過が分かりません。ましてや、自治会や区の内容が分かりません。転入者の中には積極的に交流しようとする方もあれば、のんびりと田舎暮らしを希望してくる方もあります。まず、窓口である役場で、自治会・区の説明をして、近所に引っ越してきたことを、まず告げるように指導してもらえないか、これについて伺います。

○議長（森田公明君） 藤田企画財政課長。

○企画財政課長（藤田健司君） 自治会や区の活動につきましては、人口・世帯の減少に加えまして、核家族や高齢者のみの世帯など、その構成も様々で、また、それぞれの世帯ごとのライフスタイルも異なりまして、さらにはコンビニ文化ですとか、SNSの進展などにより、地域コミュニティも希薄化となっております昨今ではございますけれども、地域住民同士のイベントなどによります友好・親睦活動や地域での交流、地域の災害への共助の力を発揮するための備えや事件・事故等を防ぐための防犯活動、草刈りなど環境美化活動、行政とのパイプ役などの多岐にわたるところでございます。

このようなコミュニティにつきましては、地域住民にとって住よいまちづくりに大きく寄与するものであると認識いたしますとともに、その意義は地域力といった観点からも非常に大きいもので

あると考えておるところでございます。

したがいまして、これまでも空き家バンクに限らず移住相談がある場合につきまして、地区の皆様とのよりよい関係を構築するため、区への加入を勧めたり、移住者が希望すれば区長への顔つなぎも行ってきたわけでございますが、引き続き、横の連携も図りながら、今後もしっかりと取り組んでまいりたいと考えておるところでございます。

○議長（森田公明君） 原田議員。

○7番（原田恵召君） これは、私たちが住んでいる自治会だけでなく、どこでも共通する課題だというふうに思っておりますが、実はうちの自治会の中に町の町営住宅があって、ここに住んでいらっしゃった方が亡くなって1か月間分からなかったという、それも自治会に加入していれば、もっと違う方向があったのかなという残念な思いと、実際にこういうふうに転入はしてきたけども近所付き合いのない方が、配り物とか、広報とか、お知らせとか、保健センターからの連絡も全て町が対応しているのかどうか、これからもやっていくのかどうか、それについて伺います。

○議長（森田公明君） 長井総務課長。

○総務課長（長井 剛君） ただいまのような対応でございますけれども、それぞれの課ごとで、現在、対応しております。こういったことにつきましては、引き続き、町でできることについてはやってまいります。

○議長（森田公明君） 原田議員。

○7番（原田恵召君） 高飛車に上から、お付き合いしていないから町でやれというんじゃないくて、ぜひ、自治会に入ってもらって、先ほど企画財政課長の言ったような自分の命は自分で守るという意味合いからも近所付き合いというのは大切なんだよという、そういう方向で進めていただきたいというふうに思いますので、要望しまして、次回以降に確認をしてみたいと思いますので、よろしく願いします。

以上で、私の質問を終わります。

○議長（森田公明君） 以上で、7番、原田恵召議員の一般質問を終結いたします。

ここで10時5分まで休憩といたします。

休 憩 午前 9時55分

再 開 午前10時05分

○議長（森田公明君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

4番、佐藤恵一議員の一般質問を許します。

佐藤恵一議員。

○4番（佐藤恵一君） ただいま、議長の許可を頂きましたので、一般質問を行います。

本日は3点、私からは有機学校給食を通じた地域経済循環について、2点目が再生エネルギーへの取組と景観条例について、3点目が森林の間伐材を利用した温泉の化石燃料併設型のまきボイ

ラーについて、質問を行います。

3番目につきましては、先ほど原田議員の木質バイオマスの質問と重なるところがございますが、重複した点も一緒に質問していきますので、よろしくお願いします。

1つ目の有機学校給食の件でございますが、令和2年3月の定例会一般質問、ちょうど2年9か月前に、私は有機農業推進計画及び有機学校給食に関する町の施策について質問した際、当時の教育長より、有機食材の活用が大切なこと、小学校及び保育園での有機学校給食について検討するとのでの答弁を頂きました。

子育て日本一を宣言する当町において、給食費無料化などの制度面の充実と並行して、子供の健康、食育に配慮した施策、幼少期の発達に影響を及ぼすと言われている農薬を低減、または使用しない有機学校給食への取組等の質的な面の取組は必要ではないかと考えています。

家族で農村へ移住を考えた場合、子供の健康を第一に考え、オーガニック農業の盛んな地域へ移住する方たちのが増えていることなどの事例が示すように、地域ブランドが形成され、移住の促進につながる事等理由により、有機学校給食導入については積極的に議員活動を続けてまいりました。

令和3年9月、昨年の9月の定例会の一般質問にて、子供の将来を考えた有機学校給食について質問した際には、答弁にて、給食週間、行事給食などに有機食材を取り入れていくことを学校の給食検討委員会に諮るとの答弁を頂きましたが、その後の進捗状況はどのようになっていますでしょうか、質問いたします。

○議長（森田公明君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） 学校給食における食育は、児童生徒が生涯にわたって健康で生き生きとした生活を送ることを目指し、児童生徒の一人一人が正しい食事の在り方や望ましい食習慣を身につけ、食事を通して自らの健康管理ができるようにするとともに、食文化について理解し、これを大切にする心を育むものであります。

このため、町といたしましても、町内の2校の小学校につきましては自校給食を続けており、食材の選定に当たっては地域食材の活用を図っておるところでございます。

また、感謝の気持ちや郷土を大切にする心を育むとともに、加工品や化学調味料はなるべく使用せず、自然の味や手作りのよさを知らせていくなど、様々な工夫をしながら給食を提供しております。

なお、御質問でございます有機学校給食でございますが、全国オーガニック給食フォーラムの資料によりますと、全国で123市町村が有機給食を実践しておりまして、その数は増えているということでございます。

有機給食、また、有機農業は、SDGs、持続可能な社会の実現にも寄与する施策であり、今後の地域活性化に資する重要な施策であります。実現するには様々な課題もあるというふう伺っております。

国も有機農業、有機給食の促進を目的とした様々な施策を出しており、これらの施策をしっかりと検討してまいりたいと考えております。

なお、当町における学校給食でも有機食材の活用の検討状況については、担当課長から答弁をさせていただきますのでよろしくお願いします。

○議長（森田公明君） 中原教育課長。

○教育課長（中原良雄君） 一昨年、また、昨年の一般質問において有機給食の御提案を頂いております。学校給食運営委員会の中で、有機給食について提案をさせていただいておるところでございます。その後、機会あるごとに相談をさせていただいておりますが、有機給食の実現に向け様々な課題があり、すぐには実現が難しいと考えております。

昨年度、有機食材を行事給食などに取り入れていくと答弁させていただきましたが、コロナ禍により学校行事が予定どおりできにくくなっていること、また、食材費の高騰などの理由により、今年度、事業は実施できておりません。

しかし、長門小学校では6月に有機栽培によるサクランボを給食に出していただき、併せて有機栽培の説明文をつけていただくなど、取組を進めております。

○議長（森田公明君） 佐藤議員。

○4番（佐藤恵一君） 10月26日の全国オーガニック給食フォーラムが開催された際には、東京のなかのZEROホールでの会場に1,000名、サテライト会場、オンライン会場参加で4,000名が参加し、北海道から沖縄まで各市区町村の関係者や、市長の参加は50名を超えておりました。

オーガニック給食は大人のためのものではなく、心と体をつくる子供たちのためのものです。各地区でオーガニック給食導入、運営には多くの課題がありますが、それを解決して導入している自治体が増えている事実がございます。

多くの先進事例が示すように、有機食材に適した野菜に絞るなどの導入が成功事例として挙げられていますが、学校給食検討委員会での検討課題はどのようなものが上げられていますか、また、それを行政サイドとしてどのように課題解決に当たられていますか、御質問します。

○議長（森田公明君） 中原教育課長。

○教育課長（中原良雄君） 有機給食に適した食材につきましては、先進地の事例を参考にしながら、具体的に種類の検討を始めており、今後、栄養士の先生方とも相談をしてまいりたいと考えております。

有機野菜の学校給食への導入事例を見ますと、ジャガイモ、ニンジンなどの根菜類の1種類もしくは2種類の提供をまず始めており、長和町においても野菜の種類を限定して導入できればと考えております。

課題といたしましては、昨年度も答弁させていただきましたが、1点目として、有機農産物が必要となときに必要な量が確保できる体制づくりが必要になってまいります。また、給食調理は限られ

た時間、限られた人数で調理していただいておりますので、効率的な調理を考えれば野菜等の規格がそろっている食材を調達しなければなりません。

2点目として、既存の納入業者、農家の方の理解と調整が必要になってくると思われま

す。3点目として、有機農業による食材は全般的に値段が高いわけですが、こうした食材購入のコスト増に対して、どう対処していくかが課題であります。

いずれの課題も簡単に解決できるものではありませんが、有機農業の推進、また、有機給食の促進について、国の各省庁において幾つか補助事業がありますので、関連部局と連携して、こうした補助事業等の活用を検討してまいりたいと考えております。

本格的な有機給食の実践は、こうした課題の解決が必要不可欠であり、まだまだ時間がかかると考えますが、有機農業、有機給食の実践に向けて、今年度実施できていない行事給食での有機食材の提供などの取組を行い、事業の啓発が図れればと考えております。

○議長（森田公明君） 佐藤議員。

○4番（佐藤恵一君） 一昨年も申し上げましたが、オーガニック給食は大人のための議論の場ではなくて、心と体をつくる子供たちのものだということを前提に話をどんどん進めていきたいと思

います。先進事例を見ると、生産者と調理現場、学校と行政及び保護者が顔の見える関係を構築していくことが課題解決の糸口となるようですが、そういった関係者が話し合い、お互いの関係性を構築していくことについてはどのようにお考えですか、質問いたします。

○議長（森田公明君） 中原教育課長。

○教育課長（中原良雄君） 先ほど答弁をさせていただいた課題の解決については、議員が発言されたとおり、生産者、調理現場を含めた学校、行政、保護者が協力し、調理現場の状況や有機給食の先進地の事例などを研究し、互いに理解を深めていかなければならないと考えております。関係するそれぞれの皆さんが共通認識を持った上で、長和町に合った有機給食の在り方を検討できればと思います。

お互いの関係性を構築しつつ、現在の食育、地産地消の一步進んだ形として有機給食に取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（森田公明君） 佐藤議員。

○4番（佐藤恵一君） 前回の9月定例会一般質問では、羽田議員より、相次ぐ食材費等の値上げについての対応の質問がございました。給食費の値上げを検討していくという旨の答弁をされました。有機食材の生産については除草作業の頻度等が煩雑になり、それに見合う対価の検討も、今後の食材の確保、栽培面積、栽培農家の増に影響してくると思われま

す。食材の買取り価格面についてはどのように考えられているか御質問いたします。

○議長（森田公明君） 中原教育課長。

○教育課長（中原良雄君） 学校給食費の値上げにつきましては、長門小学校、和田小学校共にP

TAに諮っていただき、学校長において決定いただきました。よって、今定例会において補正予算を計上させていただきますので、よろしくお願ひしたいと思います。

また、有機食材の買取り価格につきましては、課題でも挙げさせていただきましたが、やはり生産に関わる手間暇、また、生産性において慣行農業による生産物と比べると価格は割高になります。

価格や規格の問題、また、集荷、納入など様々な課題につきましては、今後、関係者を含めた有機給食の在り方の検討の中で方向性が示せればと考えております。

なお、来年度において行事給食等で有機食材を提供する事業の実施においては、食育の一環として、その差額分の経費について、来年度予算に反映できるように取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（森田公明君） 佐藤議員。

○4番（佐藤恵一君） 来年度は行事給食などということで、まず取組を進めていかれるということをお聞きしました。

先日開催された全国オーガニックフォーラム（10月26日）では、学校給食で有機米のコストをきちんと上乗せして公共調達として買い取り、その有機米をブランドとして売り出し、地域経済の好循環を生んでいる千葉県のいすみ市の成功事例が紹介されていました。

農林水産省は、みどりの食料システム戦略の中で有機農業の取組面積を25%に拡大する方針を打ち出していますが、生産物の適正な価格を維持できる流通、公共調達、販売促進などの出口戦略は必要だと考えますが、そのための町としての施策について質問いたします。

○議長（森田公明君） 宮阪産業振興課長。

○産業振興課長（宮阪和幸君） 有機農業に関する戦略についての御質問でございます。

農業は、人々の命を支える重要な産業であると認識しています。また、国が進めるみどりの食料システム戦略の中で、有機農業は、SDGsが目指す持続可能で環境との調和が取れた社会の実現にも大きく貢献するものであると考えております。

しかし、実現には高いハードルを越えなければならず、長和町だけの取組では達成は困難であり、国、県と連携し、組織的な体制整備、生産現場での環境負荷の軽減と高品質な農産物の安定的生産の取組が必要だと思われま

す。販路は、現状では公共調達としてのオーガニック給食しか実際にはないのではないかと思います。しかし、給食食材には安全安心な食材調達が必須となりますので、どのような基準でオーガニックと判断するのかの検査体制の確立、有機食材として使用できる食材はどのようなものがあるのか、必要な食材、必要量を町内で調達できるかなどの課題もあります。

また、国が事業に求める結果を出していく必要もあり、個人では限界があると思われることから、組織的な取組が必要であると考えます。そのため、実際に対応できる有機農業者がいるのか、取組を希望する農家がどのくらいいるのか、事前に把握しておく必要があるものと考えております。

また、町内では近年、みどりの食料システム戦略の取組の必要性、有機農業の推進について、行

政の施策・支援を求める声があります。町としましては、具体的な取組、支援内容が示されていないので、支援について検討をしたいと考えております。

適正な価格を維持できる流通、公共調達、販売促進などの出口戦略は、公共調達という面において、学校給食は価格調整分を町が負担すれば可能であるかもしれませんが、学校給食だけで有機農業を推進したことにはつながらないと思いますので、流通・販売促進については、最終的に消費者である住民の皆様が地球環境に貢献するという意識を持って農産物を購入していただき、長和町の農業を守り育てるという機運の醸成を図ることが全てにつながることも重要なことではないかと考えております。

今後、国の方針に寄り添って有機農業を推進していくことができるよう、技術・研究・普及・指導などを担う人材・組織の育成・確保に向けた取組を一步一步、着実に進めていくとともに、これから、みどりの食料システムに関する県の基本計画の策定が始まりますので、連携して取り組んでいきたいと考えております。

○議長（森田公明君） 佐藤議員。

○4番（佐藤恵一君） 冒頭の町長の答弁をお借りすれば、全国で123市町村で有機給食を実践し始めております。123市町村では、少なくとも有機農業が推進されていると推測されますが、今お話に出た課題については解決に努力されていると思いますので、そういった先進事例が増えてきている中で長和町としての努力というか、そういったものも要望していきたいと思います。

米価の下落、肥料の高騰、異常気象、規模拡大、高齢化と、現代の農家は、まさに苦悩に次ぐ苦悩の連続です。最近では、あと何年すれば、あの土地は耕作する人がいなくなるという話が挨拶の中で行われております。「農業」の「農」に「終わり」と書いて「農終」との話が頻繁に交わされる頻度が多くなっております。

この環境下において有機農業にチャレンジするという事は、少なからず農家に負担やリスクを負わせることとなるので、どうしたら農家が安心して取り組めるか、支援する立場の行政の在り方について、次回以降、ただしていきたいと思っております。

では、次の質問に移ります。

次の質問は、再生可能エネルギーの取組と景観条例についてです。

私が長和町の脱炭素社会に向けた取組、再生可能エネルギーについて継続して一般質問に取り組んでいる理由は、ゼロカーボン（脱炭素社会の実現により、地球温暖化の抑制）という社会的な要請に対する長和町の取組の遅れのほかに、公共施設の再生可能エネルギー設置の遅れから電気料金の値上げ等に対応できていないため、結果として税金という形で電気料金の価格高騰を住民へ転嫁し続けていること。これは、隠れた住民への負担増です。大規模地震での電力の逼迫期に長期の予備電源設備等が確保されていないこと、防災対策の遅れや地元で生産したエネルギーが全て外部へ流出しているエネルギーの地産地消化の遅れ、さらには、町の財政面から再エネ施設設置には交付金等の獲得が不可欠だと考えられますが、2050年までに環境省が年間500億規模の予算をつ

けて脱炭素先行地域を約100か所を選定予定という脱炭素先行地域に関して、6月の一般質問には組織体制の構築を検討し、応募に関して検討するという答弁でしたが、脱炭素先行地域に付与される交付金のほかに、その計画により、各自治体のまちづくりの計画が飛躍的に推進される自治体とそうでない自治体とでは格差が広がるという懸念から一般質問を継続しております。

そこで質問です。脱炭素先行地域の選定は、11月1日に2次選考の結果が発表され、全体で約100地域のうち、46地区が選定されました。当町の脱炭素先行地域に対する取組の進捗状況はどうでしょうか。

「他にもやることがたくさんある」との指摘はよく聞きますが、まちづくり政策の中で、一般財源、過疎債等、有利な起債と言われ、給食費無料化やスキー場の整備等に優先的に使われている事項がめじろ押しの起債等以外で、自治体の創意工夫で交付金獲得を目指し、大規模な財源獲得の積極的な取組を要望することは一町民として当然の要望だと考えております。

○議長（森田公明君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） 当町の脱炭素先行地域に対する取組の進捗状況についての御質問ですが、昨日の荻野議員の質問に対する答弁と重なりますが、当町においても2022年8月の29日に「長和町気候非常事態宣言～美しき耀きを後世へ 2050 ゼロカーボン ながわ～」を宣言させていただきました。

省エネルギーの推進、再生可能エネルギーの普及拡大等の具体的な取組についてはこれからでございますが、2030年、2050年を見据えて、来年度は当町において、どんな再生可能エネルギーを、どのくらい、どのように導入し、有効活用するかについての調査を行いまして、地域全体で合意された目標と、それを実現可能とするための当町に適した事業を定める地方公共団体実行計画等を策定したいと思っております。

その後につきましては、地方公共団体実行計画等に沿って地域脱炭素移行、再生可能エネルギー推進のための各種事業を実行して移していきたいというふうに考えております。

また、計画策定、各種事業等につきましては、議員がおっしゃるCO₂排出削減に向けた設備導入事業等の脱炭素先行地域づくり事業や、再エネ発電設備を一定以上導入する重点対策加速化事業等、当町において実現可能な事業を、国等の補助金、交付金を検討、活用しながら対応していきたいというふうに考えておるところであります。

○議長（森田公明君） 佐藤議員。

○4番（佐藤恵一君） 再質問と確認でございますが、脱炭素先行地域づくり事業の応募に必要な町全体の脱炭素に関わる現状把握はまだ実施されていません。いつまでに把握されるのか、進捗状況を質問いたします。

○議長（森田公明君） 藤田町民福祉課長。

○町民福祉課長（藤田 孝君） それでは、私のほうからお答えをさせていただきます。

先ほどの町長の答弁ともちょっと重なりますが、具体的な対応はこれからであることから、脱炭

素に関する現状把握もこれからとなりますが、当町において、どんな再生可能エネルギーを、どのくらい、どのように導入し、有効活用するか等の調査を行い、地域全体、地域住民の皆様、地域の企業の皆様などで合意形成された目標と、それを実現するための計画を来年度策定し、その計画に沿って地域脱炭素移行・再生可能エネルギー推進のための各種事業を実行に移したいというふうに考えております。

また、計画策定、各種事業については、これも答弁ちょっとダブってしまいますけど、国の補助金、交付金を活用したいと考えておりました。調査、計画策定をする中で当町に最も適した補助金、交付金など、例えば地域脱炭素移行・再エネ推進交付金としての脱炭素先行地域づくり事業、重点対策加速化事業など、その他環境省以外の各省庁の交付金等も検討したいというふうに考えております。

○議長（森田公明君） 佐藤議員。

○4番（佐藤恵一君） 今の答弁について再々質問ということでお聞きしたいんですが、先行地域の先行要件の一つに、住民の環境保全、脱炭素に対する活動状況、エネルギー施策に対する合意形成が先行の一つの要因になっていますが、住民等の合意形成に向けた取組はどのように行っていくのか。

また、採択された自治体は電力会社、大手企業、大学との協働によるまちづくりが進んでいることが先行要件になっているようです。そういった協働の取組はどうでしょうか。先行地域応募要件を満たす取組の進捗はどのようであるかお聞きしたいと思います。

○議長（森田公明君） 藤田町民福祉課長。

○町民福祉課長（藤田 孝君） 地域の住民や企業などの合意形成につきましては、どんな再生可能エネルギーを、どのくらい、どのように導入し有効活用するか等の調査を行い、地域全体で合意された目標と、その実現可能とするための実行計画を策定をする中で、今、答弁をさせていただいた関係者の皆さんと合意形成を図ってまいりたいというふうに思っております。

現時点では、議員がおっしゃる電力会社、大手企業、大学との協働についての方向性は未定でございますが、地域脱炭素移行・再生可能エネルギーの推進のための各種事業を進める上では協力連携体制は必要と考えており、検討は現在しております。

また、脱炭素先行地域への応募については、先ほども答弁をさせていただいたとおり、ポテンシャル調査、計画策定、地域との合意形成を進める中で、脱炭素先行地域づくり事業を含め、当町に適した補助金、交付金を検討し申請を行いたいというふうに考えております。

○議長（森田公明君） 佐藤議員。

○4番（佐藤恵一君） 答弁をお聞きしていると、脱炭素先行地域への応募は必ずしも応募するものではなく、当町に適したものへの応募へと、スタートが遅れたこともあり、準備が遅れぎみな状況での現実的な答弁を頂いているような感じがいたしますが、再生可能エネルギーの先行地域、例えば飯田市のように住民の参画による、住民が出資し利益を得るような社会システムの構築のため

には、脱炭素先行地域の応募要件にある住民、大学、企業等の参画が必要であるため、次の段階の住民のQOLの向上のために脱炭素先行地域の応募要件まで整うようなところまでは、ぜひともいろいろな要件を満たしていただきたいと思います。これは要望です。

次の質問に入ります。

令和4年6月定例会にて、渡辺議員より、景観法に関する質問が行われました。答弁では、町独自の景観計画の必要性等について答弁されております。

渡辺議員の指摘にもありますが、景観行政団体、景観計画、自然環境、ゼロカーボンに関連性があり、かつ相反する課題も発生するので、住民への十分な説明と意見聴取が必要との指摘がありました。

先般、景観法に関するアンケートが行われましたが、上記指摘に沿って行われたと思いますので、景観法に関する進捗状況をお聞きしたいと思います。

○議長（森田公明君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） 景観法に基づき、良好な景観を守り、より主体的な景観づくりを推進するための景観行政団体への移行に関する進捗状況についての御質問でございますが、8月23日に第1回の景観計画策定委員会を開催をいたしまして、美しい自然環境や中山道宿場の町並みなどの良好な景観の保全はもとより、景観づくりを契機とした移住・定住の促進や、脱炭素社会に向けた安心して推進ができる再生可能エネルギーの両立なども目指す考えをお伝えをし、17名の委員と5名のオブザーバーの委嘱を行い、現在、景観行政団体移行に向けて対応をさせていただいております。

進捗状況につきましては、担当課長より答弁をさせていただきます。

○議長（森田公明君） 藤田町民福祉課長。

○町民福祉課長（藤田 孝君） それでは、私より進捗状況について答弁をさせていただきます。

まず、第1回の委員会では、景観に対する各委員さんからの御意見や景観に影響を及ぼしていると考えられる現状の課題、当町の景観に対する意識や今後の保全・育成に対する町民の皆様の考えを聞くためのアンケート内容などについて御意見を頂きました。

11月4日でございますが、11月には第2回の景観計画策定委員会が開催をされまして、町民の皆さんを対象としたアンケートの結果報告、今後行う予定のワークショップを委員さんを対象に実施をさせていただきました。ワークショップでは、当町の景観の魅力、課題、その対策などについて共有をいたしました。

今後の予定としましては、年明けの1月の中旬から下旬にかけて町民の皆様を対象としたワークショップを行い、その後、景観計画の策定、計画を運用するための条例等の制定を行い、令和6年度から景観行政団体へ移行できるよう、現在、事務等を進めているところでございます。

○議長（森田公明君） 佐藤議員。

○4番（佐藤恵一君） 景観法アンケートの実施計画についてお聞きしたいと思います。町民のA

ンケートに対する反応はいかがだったでしょうか、質問いたします。

○議長（森田公明君） 藤田町民福祉課長。

○町民福祉課長（藤田 孝君） アンケート結果についての御質問ですが、無作為に抽出をしました18歳以上の住民2,000名を対象にして、約4週間の期間、9月7日から10月の3日でございますが、約4週間の期間で長和町の景観に関するアンケートを実施をさせていただきました。766名の方から回答を頂き、回答率は38.3%となっております。

アンケート結果の内容の一部としましては、長和町の景観についてということで、「当町の景観について関心はありますか」についての質問では、「とても関心がある」が766名中226名で29.5%、「多少関心がある」が766名中373名で48.7%となっており、「あまり関心がない」147名19.2%、「関心がない」15名2%となっており、「とても関心がある」「多少関心がある」方の割合が合計で78.2%となっており、「あまり関心がない」「関心がない」方の割合の合計21.2%を大きく上回っておりまして、住民の皆さんの景観に対する関心の高さがうかがえたところでございます。

また、「当町の景観に魅力を感じますか」についての質問では、「とても感じる」「多少感じる」方の合計が766名中451名で58.9%、「あまり感じていない」「全く感じていない」方の合計が766名中306名で40%となっており、こちらも当町の景観に魅力を感じている方が多くいらっしゃるとうかがえました。

そのほかに、「景観に関する再生可能エネルギーについて」「景観づくりの取組について」「当町におけるお気に入りのビュースポット」眺望のよい場所ということなんですけど、などの質問を実施をいたしました。

また、委員さんから若い方へのアンケート実施も検討すべきとの御意見を頂きましたので、同時に、長和町に居住する高校生年代133名を対象にスマートフォンから回答ができるアンケートを実施をいたしました。

これらの2つのアンケート結果の詳細につきましては、長和町ふるさと景観だよりとしまして広報12月号に併せて全戸配付をしておりますので、御覧をいただければというふうに思っています。

○議長（森田公明君） 佐藤議員。

○4番（佐藤恵一君） 景観に対するアンケートの回収率の高さや、周りの住民の方の長和町の景観に対する思いが多数、私にも寄せられ、長和町の景観に対する強い思いを感じております。

アンケートの中には、景観に関連する再生可能エネルギーに関する項目がありますが、脱炭素社会の必要性を町民と共に考える機会、かつ小水力発電、バイオマス発電などの、本来ならば脱炭素社会に向けて、再生可能エネルギーのメリット・デメリットも同時に考える場の提供も同時開催の必要性があったのではないかと考えております。

渡辺議員が指摘した、関連性があり、かつ相反する課題、環境保全と再エネ開発という相反する課題について、町民へどのように伝え、アンケートの客観性維持をしたのか質問いたします。

○議長（森田公明君） 藤田町民福祉課長。

○町民福祉課長（藤田 孝君） それでは、答弁をさせていただきます。

御承知のとおり、地球温暖化対策に対する長和町の方針であります地方公共団体実行計画の策定や各種事業の実施に向けて、現在、準備を進めておりますが、各種の再生可能エネルギーに対する町の方向性というものが現時点では出ていないこと、これからということから、現段階での景観計画の策定に併せてメリット・デメリットを考える場を設けることは難しい状況でしたが、今後、地方公共団体実行計画等を策定する際には、こういった場を設けることも検討をしてみたいというふうに思っております。

ただ、今回のアンケートの実施につきましても再生可能エネルギーの活用推進とも両立を図りたいと思っており、また、委員会で検討する中で、委員さんからの意見もあり、再生可能エネルギーの活用推進に関する設問、アンケートの中では景観に関連する再生可能エネルギーについてという設問を設けさせていただきました。設問を多く取っておりますので、現時点における再生可能エネルギーに対する住民の皆様の率直な意見が出されたものと思っております。

今後、計画を策定する中で、町の再生可能エネルギーの方向性が検討され、メリット・デメリットも示される中、町民の皆様に情報提供をさせていただきながら、景観と脱炭素社会実現に向けた再生可能エネルギーの活用推進の両方が成立するよう検討をしてみたいというふうに思っています。

○議長（森田公明君） 佐藤議員。

○4番（佐藤恵一君） 私は9月に、既に今年3月、地球温暖化対策推進計画を策定した立科町を訪問して計画書を拝見いたしました。その計画書の中で、気候変動による環境の劇的な変化、動植物に与える影響の変化の記載を読み、景観保全と同時にゼロカーボンの推進の必要性を強く感じました。

これから計画されているワークショップの手法や目的は何か、どこにゴールを持っていくのか。景観行政団体、景観計画、自然環境、ゼロカーボンは、再三申し上げますように関連性があり、かつ、相反する課題も発生するので、住民へ十分な説明と意見聴取が必要との渡辺議員の要望にどう対応していくのか。平たく言えば、景観保全意識のみが先行して、ゼロカーボン推進のための再生エネルギーの可能性まで規制してしまうおそれがないか質問いたします。

○議長（森田公明君） 藤田町民福祉課長。

○町民福祉課長（藤田 孝君） ワークショップの手法や目的、住民への説明、意見聴取、要望にどう対応するのかとの御質問でございますが、まず、ワークショップは学びや創造、問題解決のための手法で、参加者が自発的に作業や発言を行える場（環境）において、ファシリテーターと言われる司会者を中心に、ただ講演会のように話を聞くだけでなく、参加者との協力、当事者意識の確立、目標に向かって行動することで達成感が得られやすいなど、自らの行動を通じて学ぶことで、より理解を深めることができると言われております。

景観計画策定委員会の中で実施したワークショップの結果やアンケートの結果を踏まえて、長和町の景観の魅力や課題を確認・共有した上で、住民の皆さんの目線で各地域の景観の魅力や関連する資源を生かし景観をよりよくしたり、顕在化する課題の解決を図るために必要、あるいは有効な取組などを出していただき、景観計画の方向性や内容の具体化に資する意見を集めることを目的として実施をしたいというふうに思っています。

これらで出された意見などを基にいたしまして、景観計画策定委員会で検討を行い、計画の素案が策定されましたら、住民の皆様に対しましてパブリックコメント等を行う予定をしております。

また、検討の状況につきましては随時、長和町ふるさと景観だよりとして住民の皆様にご覧いただき、周知を図ってまいりたいというふうに思っております。

○議長（森田公明君） 佐藤議員。

○4番（佐藤恵一君） では、3番目の質問に移りたいと思います。

3番目は、森林間伐材を利用した温泉の化石燃料併設型まきボイラーについてです。

令和4年の6月の定例会にて、再生可能エネルギー施設の一つの選択肢である木質バイオマスの発電について質問いたしました。設置については多くの課題があること、また、木質バイオマスボイラーの導入に成功している地域を視察するなどして判断していきたいとの答弁を頂いております。

今回の11月の第2回の脱炭素先行地域選定の結果発表では、必ずしも専門的な部局がある人口の多い市以外で群馬県上野村、新潟県関川村なども選考されています。いずれも豊かな自然、森林の活用による提案が先行地域として採択されています。

長和町は90%が森林が占める地域性において、森林の利用をしたバイオマス発電の施設等の建設は地域に雇用を生み出し、地域経済循環を生み出すことによる、単体設備は高額になるかもしれませんが、実際、再エネ設備は初期コストが大きいかもしれませんが、エネルギーの地産地消や地域の雇用創出など、地域の総合的観点から考えれば有効な手段と考えます。

そこで質問です。エネルギーの地産地消による雇用等の創出やまちづくり、森林の持続可能な活用の観点から木質バイオマス設備、温泉の化石燃料併設型まきボイラー等の再生可能エネルギー施設の必要性について質問いたします。

1つ目として、木質バイオマス施設の運営に関しては、常に木質燃料、チップが必要となります。今後5年、10年先を考えて、長和町の森林では燃料としての木材チップの供給は可能でしょうか、質問いたします。

○議長（森田公明君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） 木質バイオマス施設に係る木材チップの供給に関する御質問でございます。

最初に、長和町の近隣にあるバイオマス発電施設の関係でございますが、東御市と塩尻市に施設がございます。東御市のバイオマス発電施設は出力が1,990キロワット、それから塩尻市の発電施設は出力が1万4,500キロワット、大分規模が違うわけでございます。

それぞれの地域の森林から調達する間伐材等により稼働しておりますけれども、夏場など、材が不足する事態になるなどの状況が生じておりますので、仮に長和町で東御市と同程度の木質バイオマス発電施設を設置したとしても、発電施設への木材供給は大変難しい状況ではないかというふうに考えておるところであります。

○議長（森田公明君） 佐藤議員。

○4番（佐藤恵一君） 再生可能エネルギーに関する議論は自然環境保全の観点と中山間地への経済効果、エネルギーの地産地消の多岐にわたる観点から、今後も議論を進めていきたいと思っております。

熊本県の小国町では、温泉施設へまきボイラーを使った熱利用を行っており、木質バイオマスの原材料は「木の駅」プロジェクトを通じて供給されています。木の駅プロジェクトとは、地域内の山林所有者などにより生産されている間伐材などを集積場である木の駅に搬出してもらい、現金や地域通貨で買い取る仕組みで、森林整備の促進、温室効果ガスの排出削減及び雇用創出や地域経済効果に資する仕組みであり、地域内の循環経済に効果があると、10年前から各地でプロジェクトが進んでおります。

近年の化石燃料の高騰により、振興公社の温泉経営を圧迫している大きな原因の燃料費代について、化石燃料併設型まきボイラーを導入し、隣接している木の駅を設置することで経営の改善、地域内の経済循環を生むことができると考えられますが、町の見解をお聞きいたします。

○議長（森田公明君） 宮阪産業振興課長。

○産業振興課長（宮阪和幸君） 化石燃料併設型まきボイラーの導入と「木の駅」の設置に関する御質問でございます。

長和町の山林では手入れの行き届いていない個人所有山林が増えており、里に近い山林などでは、山林内に倒木なども多く見られます。現在、上小地域では森林環境譲与税を活用した森林整備の実証事業を実施し、今後の森林整備につながるよう検討を進めております。

長和町では森林経営計画の立てられていない山林所有者を対象に、山林の今後の管理などについての意向調査や準備を進めており、林業事業者へ管理を任せたい方の意向をまとめ、山林を集団化することができれば、管理の一本化の足がかりになるのではと思っております。

木の駅につきましては、議員の質問でも触れられていましたとおり、森林整備と地域経済の活性化を目的とした事業であり、脱炭素の方策の一つとしても重要なものと考えております。

地域にある間伐材や林地残材といった有効活用されていない森林資源を、山林所有者や森林ボランティアが木の駅に出荷し、地域通貨を対価として得ることで森づくりと地域活性化、また、木質ボイラーの燃料となるまきとして使用することで脱炭素化を目指す取組でございます。

この取組は木の駅プロジェクトとして全国で進められており、議員の質問にもありました小国町のほか、全国各地で取組が進められています。長野県内でも、中川村をはじめ複数の町村において木の駅プロジェクトが推進されております。

木の駅プロジェクトにつきましては、森林ボランティアなどのグループの存在が不可欠であると

考えております。近隣では諏訪地域や上田市の丸子地域などで地区の団体やボランティア団体が活動しております。

木の駅プロジェクトを進めていくに当たりましては、まず、人づくり、組織づくりを進めていくことが、最初の段階になるのではないかと考えております。

また、化石燃料併設型まきボイラーに関しましては、脱炭素に向けての効果的な方策であると思われまますので、木の駅プロジェクトを推進することを地域脱炭素移行・再エネ推進事業の一つの施策として考えていきたいと思っております。

○議長（森田公明君） 佐藤議員。

○4番（佐藤恵一君） 時間がなくなってきましたので質問のほうは終わりにしたいと思いますが、長和町の里山の特徴として、個人所有の筆数が非常に多い、その里山の森林が非常に荒れてきているというのが私の認識です。そこに関しましては、今後の一般質問にて、またいろいろとただしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（森田公明君） 以上で、4番、佐藤恵一議員の一般質問を終結いたします。

◎散会の宣告

○議長（森田公明君） 一般質問は全て終了いたしました。

以上をもちまして、本日予定した会議は終了いたしました。

会議を閉じ、散会といたします。

散 会 午前11時01分

第 4 号

(1 2 月 1 5 日)

議 事 日 程

令和4年12月15日

午前 9時00分 開議

長 和 町 議 会 議 長

- 日程第 1 報告第33号 株式会社長和町振興公社第24期決算について
- 日程第 2 報告第34号 株式会社長和町振興公社第25期事業計画について
- 日程第 3 報告第35号 長和町教育委員会の点検・評価報告
- 日程第 4 議案第72号 長和町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について
(町長提出)
- 日程第 5 議案第73号 長和町個人情報保護審査会条例の制定について
(町長提出)
- 日程第 6 議案第74号 長和町住民自治基本条例の一部を改正する条例について
(町長提出)
- 日程第 7 議案第75号 長和町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例について
(町長提出)
- 日程第 8 議案第76号 長和町職員の再任用に関する条例を廃止する条例について
(町長提出)
- 日程第 9 議案第77号 長和町職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
(町長提出)
- 日程第10 議案第78号 公益法人等への長和町職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例について
(町長提出)
- 日程第11 議案第79号 長和町上下水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について
(町長提出)
- 日程第12 議案第80号 長和町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例について
(町長提出)
- 日程第13 議案第81号 長和町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について
(町長提出)

- 日程第 1 4 議案第 8 2 号 長和町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例について
(町長提出)
- 日程第 1 5 議案第 8 3 号 長和町一般職の職員の降給に関する条例の一部を改正する条例について
(町長提出)
- 日程第 1 6 議案第 8 4 号 長和町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
(町長提出)
- 日程第 1 7 議案第 8 5 号 長和町職員の懲戒に関する条例の一部を改正する条例について
(町長提出)
- 日程第 1 8 議案第 8 6 号 長和町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について
(町長提出)
- 日程第 1 9 議案第 8 7 号 令和 4 年度長和町一般会計補正予算 (第 9 号) について
(町長提出)
- 日程第 2 0 議案第 8 8 号 令和 4 年度長和町国民健康保険特別会計 (事業勘定) 補正予算 (第 2 号) について
(町長提出)
- 日程第 2 1 議案第 8 9 号 令和 4 年度長和町介護保険特別会計補正予算 (第 2 号) について
(町長提出)
- 日程第 2 2 議案第 9 0 号 令和 4 年度長和町観光施設事業特別会計補正予算 (第 2 号) について
(町長提出)
- 日程第 2 3 議案第 9 1 号 令和 4 年度長和町和田財産区特別会計補正予算 (第 2 号) について
(町長提出)
- 日程第 2 4 議案第 9 2 号 令和 4 年度長和町上水道事業会計補正予算 (第 1 号) について
(町長提出)
- 日程第 2 5 議案第 9 3 号 令和 4 年度長和町公共下水道事業及び排水処理施設事業会計補正予算 (第 1 号) について
(町長提出)
- 日程第 2 6 議案第 9 4 号 長和町過疎地域持続的発展計画の変更について

(町長提出)

日程第 27 議案第 95 号 上田地域広域連合規約の変更について

(町長提出)

日程第 28 議案第 97 号 長和町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
について

(町長提出)

日程第 29 陳情第 3 号 免税軽油制度の継続を求める陳情

日程第 30 陳情第 4 号 安全・安心の医療・介護実現のため人員増と処遇改善を求める
陳情

追 加 議 事 日 程 (第 4 号の追加 1)

令和 4 年 1 2 月 1 5 日

長 和 町 議 会 議 長

日程第 1 議案第 98号 長和町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定について

(町長提出)

日程第 2 議案第 99号 令和 4 年度長和町一般会計補正予算 (第 10号) について

(町長提出)

日程第 3 議案第 100号 東北信市町村交通災害共済事務組合理約の変更について

(町長提出)

追 加 議 事 日 程 (第 4 号の追加 2)

令和 4 年 1 2 月 1 5 日

長 和 町 議 会 議 長

日程第 1 意見書案第 5 号 免税軽油制度の継続を求める意見書

(議員提出)

日程第 2 意見書案第 6 号 安全・安心の医療・介護実現のため人員増と処遇改善を求める
意見書

(議員提出)

令和4年長和町議会12月定例会（第4号）

令和4年12月15日 午前 9時00分開議

出席議員（10名）

1番	阿部由紀子	議員	2番	龍野一幸	議員
3番	荻野友一	議員	4番	佐藤恵一	議員
5番	田福光規	議員	6番	羽田公夫	議員
7番	原田恵召	議員	8番	小川純夫	議員
9番	渡辺久人	議員	10番	森田公明	議員

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	羽田健一郎	君	副町長	高見沢高明	君
教育長	藤田仁史	君	総務課長	長井剛	君
企画財政課長	藤田健司	君	建設水道課長	龍野正広	君
こども・健康推進課長	小林義明	君	町民福祉課長	藤田孝	君
情報広報課長兼会計管理者	上野公一	君	産業振興課長	宮阪和幸	君
教育課長	中原良雄	君	文化財担当課長	大竹幸恵	君
総務課長補佐	西田裕康	君	代表監査委員	丸山淳子	君

議会事務局出席者

事務局長	米沢正	君	議会事務局書記	牛山美智子	君
------	-----	---	---------	-------	---

◎開議の宣告

○議長（森田公明君） おはようございます。

令和4年12月長和町議会第4回定例会を再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第1 報告第33号 株式会社長和町振興公社第24期決算について

◎日程第2 報告第34号 株式会社長和町振興公社第25期事業計画について

○議長（森田公明君） 日程第1 報告第33号 株式会社長和町振興公社第24期決算について及び日程第2 報告第34号 株式会社長和町振興公社第25期事業計画についての報告を求めます。

宮阪産業振興課長。

○産業振興課長（宮阪和幸君） おはようございます。それでは、私のほうから報告第33号 株式会社長和町振興公社第24期決算と、報告第34号 株式会社長和町振興公社第25期事業計画につきまして、地方自治法の規定により御報告を申し上げたいと思います。

振興公社の第24期決算につきましては、議案書の2-1ページから、第25期事業計画については、3-1ページからとなっておりますので、よろしく願いいたします。

最初に、第24期決算の関係でございます。

長和町振興公社の第24期につきましては、大きな変革の年となりました。今まで、振興公社で行っていた事業を収益部門と福祉部門とに分け、新たな公設民営の考えの下、収益部門でありましたブランシュたかやマスキー場、信州立岩和紙の里、姫木キャンプ場につきましては、新たに設立された株式会社マウント長和に集約をいたしました。

長和町振興公社は、福祉部門であります、やすらぎの湯、ふれあいの湯、あと道の駅の足湯、ケーブルテレビの番組制作などに関する部門を担う会社として、この4月より新たなスタートを切っております。

振興公社とマウント長和との間の種々の清算整理などがありましたが、コロナ対策資金1億4,000万円の債務引受け、固定資産の町への譲渡、棚卸資産の売却、町からの貸付金であります9,500万円の町への返済なども済んでおります。

振興公社の業績につきましては、売上実績は3,152万円の増収となりました。順利益は1,453万円、期末繰越利益剰余金はマイナスの9,619万円まで改善のほうをしております。

新しい振興公社ベースでは、コロナ対策助成金の2,600万円を含めても、純損失がマイナスの268万円の実績となっております。この原因としましては、ふれあい食堂の運営に係る営業損

失が大きな要因となっております。コロナ対策助成金を含めての決算でありまして、経営面では今後も厳しい状況が続いていくものと思われまます。

さらに、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響による入館者数の減少がいまだに色濃く残っているほか、燃料費や電気代の高騰などが経営に大きく影響しております。

温泉料金検討委員会での検討を踏まえまして、今年10月1日から会員券、一日券の値上げに踏み切っております。お客様には大きな御負担をお願いすることとなりましたが、今後の温泉施設の維持・継続に当たり、町の福祉施設という観点から住民の皆様の健康維持のため、今後もお客様第一を念頭にお客様に喜ばれる施設を目指していきたいと考えているところでございます。

第24期の決算の詳細につきましては、2—5ページ以降の対借対象表、損益計算書などに記載されておりますので、後ほど御覧頂きたいと思ひます。

次に、第25期の事業計画について説明させていただきます。

議案書の3—1ページからになります。

長和町振興公社の第25期事業計画につきましては、お客様を第一に長和町の温泉施設として、住民の皆様の健康増進維持に貢献していきたいと考えております。

温泉施設の課題となっております魅力ある温泉づくりに向け、お客様から想像以上によかったと思われる温泉を目指していきたいと考えております。

また、幾度となく感染の波が押し寄せ、いまだに収束の兆しが見えない新型コロナウイルス感染症につきましては、国といたしましてもその対応が緩和傾向にあることから、さらに感染防止対策のほうを徹底していきたいと考えております。

経営に関しましては、町からの指定管理料に依存している状況となっております。均衡ある収支を目指していきたいと考えておりますが、さきの決算状況の報告でも申し上げましたように、この4月から収益部門につきましては、株式会社マウント長和が町の指定管理を受け運営していくことになり、振興公社につきましては温泉施設の運営が中心となっていきます。

振興公社は、福祉を全面にした経営となることから、今後、振興公社あり方検討委員会におきまして、振興公社の経営形態などについて検討していかなければならないと考えているところでございます。

振興公社の各部門の営業計画などにつきましては、議案書の3—4ページから3—9ページまでに記載されておりますので、後ほど御覧いただきたいと思ひます。

以上で、株式会社長和町振興公社第24期の決算報告、第25期事業計画に係る報告とさせていただきます。

○議長（森田公明君） 報告を終わります。

◎日程第3 報告第35号 長和町教育委員会の点検・評価報告

○議長（森田公明君） 次に、日程第3、報告第35号 長和町教育委員会の点検・評価報告の報

告を求めます。

中原教育課長。

○教育課長（中原良雄君） おはようございます。

それでは、本日お配りしてあります議案書の4—1ページを御覧いただきたいと思います。

報告第35号 長和町教育委員会の点検・評価報告についてでございます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律、第26条第1項の規定により報告させていただくものでございます。

それでは、4—3ページを御覧いただきたいと思います。

教育委員会の開催状況でございますが、定例教育委員会は毎月1回開催するほか、必要に応じて臨時教育委員会を開催しております。

続きまして、4—4ページをお願いいたします。

教育委員会の会議内容でございますが、教育委員会の開催期日、主な会議事項につきましては、4—4ページから4—6ページに記載させていただいているとおりでございます。

続きまして、4—7ページをお願いいたします。

点検評価についてでございます。

(1)の対象事業であります。評価対象事業は、令和3年度主要施策の成果報告書、町政白書でございますが、町政白書に記載された教育課関係の事業より抜粋しまして点検評価の対象といたしました。

(2)番、評価の判断基準でございますが、評価に当たっては、対象事業ごと各担当係において、表にありますとおり4段階で自己評価を行ったものでございます。

4—8ページから4—10ページにかけまして評価を記載させていただいておりますので、御覧いただければと思います。

次に、4—11ページからでございますが、評価した事業の成果及び今後の対策でございます。内容につきましては、白書より抜粋し、要約したものになっております。

続きまして、4—22ページをお願いいたします。

4—22ページでございますが、外部評価の関係でございます。点検評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有するものの知見の活用を図るものとするのとありますので、学識経験者の方より御意見を頂いたものでございます。学識経験者の方の御意見は、4—22ページから4—23ページに記載させていただきましたので、御覧いただければと思います。

点検評価の結果を基に学識経験者の方の御意見も踏まえ、今後の教育行政に当たってまいりたいと考えております。

報告は以上です。

○議長（森田公明君） 報告を終わります。

- ◎日程第 4 議案第 7 2 号 長和町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について
(町長提出)
- ◎日程第 5 議案第 7 3 号 長和町個人情報保護審査会条例の制定について
(町長提出)
- ◎日程第 6 議案第 7 4 号 長和町住民自治基本条例の一部を改正する条例について
(町長提出)
- ◎日程第 7 議案第 7 5 号 長和町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例について
(町長提出)
- ◎日程第 8 議案第 7 6 号 長和町職員の再任用に関する条例を廃止する条例について
(町長提出)
- ◎日程第 9 議案第 7 7 号 長和町職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
(町長提出)
- ◎日程第 1 0 議案第 7 8 号 公益法人等への長和町職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例について
(町長提出)
- ◎日程第 1 1 議案第 7 9 号 長和町上下水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について
(町長提出)
- ◎日程第 1 2 議案第 8 0 号 長和町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例について
(町長提出)
- ◎日程第 1 3 議案第 8 1 号 長和町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について
(町長提出)
- ◎日程第 1 4 議案第 8 2 号 長和町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例について
(町長提出)
- ◎日程第 1 5 議案第 8 3 号 長和町一般職の職員の降給に関する条例の一部を改正する条例について
(町長提出)

◎日程第16 議案第84号 長和町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する
条例について

(町長提出)

◎日程第17 議案第85号 長和町職員の懲戒に関する条例の一部を改正する条例に
ついて

(町長提出)

○議長（森田公明君） 次に、日程第4 議案第72号 長和町個人情報保護に関する法律施行
条例の制定についてから、日程第17 議案第85号 長和町職員の懲戒に関する条例の一部を改
正する条例についてまでを一括して議題とします。

本案に対する委員長の報告を求めます。

原田総務経済常任委員長。

○総務経済常任委員長（原田恵召君） それでは、総務経済常任委員会の審査結果報告を申し上げ
ます。

総務経済常任委員会は12月8日に委員会を開催し、今定例会に提案され委員会付託となりまし
た案件について審査いたしました。

議長の指示の下、順次、報告をいたします。

担当係から詳細説明後、審査に入りました。審査の内容は次のとおりです。

議案第72号 長和町個人情報保護に関する法律施行条例の制定について、質疑なし、討論な
し、全員賛成で議案第72号は可決すべきものと決定されました。

次に、議案第73号 長和町個人情報保護審査会条例の制定について、委員より、旧審査会のメ
ンバーはどんな人がなっているのかの質問に対し、該当する事案がないので委員会は活動なし、新
たな審査会は5人以内で外部の有識者を委嘱していきたいと答弁がありました。

また、不服審査に対してどこの管轄なのかという質問に対して、申請先は町ですと答弁がありま
した。

他に質疑なし、討論なし、全員賛成で議案第73号は可決すべきものと決定されました。

次に、議案第74号 長和町住民自治基本条例の一部を改正する条例について、質疑なく、討論
なく、全員賛成で議案第74号は可決すべきものと決定されました。

次に、議案第75号 長和町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例について。

委員より、定年を2年ごとに1年ずつ延ばすとのことだが、令和5年から始まるのかの質問に対
して、令和6年からですと答弁がありました。

また、定年延長でもなく勤務延長の職員がいるが、勤務延長という用語があるのかという問に対
して、条例の中にありますと答弁がありました。

他に質疑なく、討論なく、全員賛成で議案第75号は可決すべきものと決定されました。

議案第76号 長和町職員の再任用に関する条例を廃止する条例について、質疑なし、討論なし、

全員賛成で議案第76号は可決すべきものと決定されました。

議案第77号 長和町職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例について、質疑なし、討論なし、全員賛成で議案第77号は可決すべきものと決定されました。

議案第78号 公益法人等への長和町職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例について、質疑なし、討論なし、全員賛成で議案第78号は可決すべきものと決定されました。

次に、議案第79号 長和町上下水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について、質疑なし、討論なし、全員賛成で議案第79号は可決すべきものと決定されました。

次に、議案第80号 長和町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例について、質疑なし、討論なし、全員賛成で議案第80号は可決すべきものと決定されました。

次に、議案第81号 長和町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について、質疑なし、討論なし、全員賛成で議案第81号は可決すべきものと決定されました。

次に、議案第82号 長和町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例について、質疑なし、討論なし、全員賛成で議案第82号は可決すべきものと決定されました。

次に、議案第83号 長和町一般職の職員の降給に関する条例の一部を改正する条例について、質疑なし、討論なし、全員賛成で議案第83号は可決すべきものと決定されました。

次に、議案第84号 長和町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、質疑なし、討論なし、全員賛成で議案第84号は可決すべきものと決定されました。

次に、議案第85号 長和町職員の懲戒に関する条例の一部を改正する条例について、質疑なし、討論なし、全員賛成で議案第85号は可決すべきものと決定されました。

以上、報告いたします。

○議長（森田公明君） 委員長の報告を終わります。

最初に、議案第72号 長和町個人情報保護に関する法律施行条例の制定についての委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 質疑を終結し、討論を行います。討論ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 討論を終わります。

これより議案第72号を採決いたします。

本案に対するに委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することに賛成議員の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

○議長（森田公明君） 全員賛成。よって、議案第72号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第73号 長和町個人情報保護審査会条例の制定についての委員長報告に対する質疑

を行います。質疑ございますか。

(「なし」の声あり)

○議長(森田公明君) 質疑を終結し、討論を行います。討論ございますか。

(「なし」の声あり)

○議長(森田公明君) 討論を終わります。

これより議案第73号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することに賛成議員の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長(森田公明君) 全員賛成。よって、議案第73号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第74号 長和町住民自治基本条例の一部を改正する条例についての委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございますか。

(「なし」の声あり)

○議長(森田公明君) 質疑を終結し、討論を行います。討論ございますか。

(「なし」の声あり)

○議長(森田公明君) 討論を終わります。

これより議案第74号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することに賛成議員の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長(森田公明君) 全員賛成。よって、議案第74号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第75号 長和町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例についての委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございますか。

(「なし」の声あり)

○議長(森田公明君) 質疑を終結し、討論を行います。討論ございますか。

(「なし」の声あり)

○議長(森田公明君) 討論を終わります。

これより議案第75号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することに賛成議員の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長(森田公明君) 全員賛成。よって、議案第75号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第76号 長和町職員の再任用に関する条例を廃止する条例についての委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございますか。

(「なし」の声あり)

○議長(森田公明君) 質疑を終結し、討論を行います。討論ございますか。

(「なし」の声あり)

○議長(森田公明君) 討論を終わります。

これより議案第76号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することに賛成議員の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長(森田公明君) 全員賛成。よって、議案第76号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第77号 長和町職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例についての委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございますか。

(「なし」の声あり)

○議長(森田公明君) 質疑を終結し、討論を行います。討論ございますか。

(「なし」の声あり)

○議長(森田公明君) 討論を終わります。

これより議案第77号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することに賛成議員の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長(森田公明君) 全員賛成。よって、議案第77号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第78号 公益法人等への長和町職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例についての委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございますか。

(「なし」の声あり)

○議長(森田公明君) 質疑を終結し、討論を行います。討論ございますか。

(「なし」の声あり)

○議長(森田公明君) 討論を終わります。

これより議案第78号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することに賛成議員の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長(森田公明君) 全員賛成。よって、議案第78号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第79号 長和町上下水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例についての委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございますか。

(「なし」の声あり)

○議長（森田公明君） 質疑を終結し、討論を行います。討論ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 討論を終わります。

これより議案第79号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することに賛成議員の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

○議長（森田公明君） 全員賛成。よって、議案第79号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第80号 長和町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例についての委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 質疑を終結し、討論を行います。討論ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 討論を終わります。

これより議案第80号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することに賛成議員の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

○議長（森田公明君） 全員賛成。よって、議案第80号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第81号 長和町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例についての委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 質疑を終結し、討論を行います。討論ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 討論を終わります。

これより議案第81号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することに賛成議員の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

○議長（森田公明君） 全員賛成。よって、議案第81号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第82号 長和町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例についての委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 質疑を終結し、討論を行います。討論ございますか。

(「なし」の声あり)

○議長(森田公明君) 討論を終わります。

これより議案第82号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することに賛成議員の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長(森田公明君) 全員賛成。よって、議案第82号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第83号 長和町一般職の職員の降給に関する条例の一部を改正する条例についての委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございますか。

(「なし」の声あり)

○議長(森田公明君) 質疑を終結し、討論を行います。討論ございますか。

(「なし」の声あり)

○議長(森田公明君) 討論を終わります。

これより議案第83号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することに賛成議員の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長(森田公明君) 全員賛成。よって、議案第83号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第84号 長和町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についての委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございますか。

(「なし」の声あり)

○議長(森田公明君) 質疑を終結し、討論を行います。討論ございますか。

(「なし」の声あり)

○議長(森田公明君) 討論を終わります。

これより議案第84号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することに賛成議員の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長(森田公明君) 全員賛成。よって、議案第84号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第85号 長和町職員の懲戒に関する条例の一部を改正する条例についての委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございますか。

(「なし」の声あり)

○議長(森田公明君) 質疑を終結し、討論を行います。討論ございますか。

(「なし」の声あり)

○議長（森田公明君） 討論を終わります。

これより議案第85号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することに賛成議員の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

○議長（森田公明君） 全員賛成。よって、議案第85号は委員長報告のとおり可決されました。

◎日程第18 議案第86号 長和町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について

（町長提出）

○議長（森田公明君） 次に、日程第18 議案第86号 長和町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案に対する委員長の報告を求めます。

田福社会文教常任委員長。

○社会文教常任委員長（田福光規君） 社会文教常任委員会の審査結果の報告をいたします。

社会文教常任委員会では、12月9日に委員会を開催し、今定例会に提案され、委員会付託となりました案件について審査を行いました。

議長の指示に従い、順次結果を御報告いたします。

議案第86号 長和町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例についての審査結果を御報告いたします。

担当課の説明の後、質疑応答を行いました。討論なく、採決の結果、全員賛成により可決すべきものと決定いたしました。

質疑応答の内容は、以下のとおりであります。

成年被後見人から意思能力を有しないものに変える意味はどういうものかという問いに対して、成年被後見人は登録ができないということでしたが、後見を受けている方というのは、知的に障がいをお持ちの方、認知症の方が想定されますが、被後見人であっても法廷代理人が同行し、被後見人本人の申請である場合は登録ができるようになることで、被後見人の人権が尊重され、これにより成年後見制度の適正な利用促進につながるための改正になっておりますとの答弁でした。

自動交付端末機は役場庁舎に設置ということなのか、外部の端末機を使うのか、いつ頃から始まるのかという問いに対して、自動交付端末機は役場庁舎に設置するのではなく、コンビニに設置されているマルチコピー機を使って証明書の交付を行います。サービス開始は来年2月1日の予定で準備をしていますとの答弁でした。

成年被後見人という言葉はこれからは使わないようになるということかという問いに対して、今回の印鑑の登録及び証明に関する条例の中での字句の変更ですとの答弁でした。

報告は以上です。

○議長（森田公明君） 委員長の報告を終わります。

議案第86号 長和町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例についての委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 質疑を終結し、討論を行います。討論ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 討論を終わります。

これより議案第86号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することに賛成議員の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

○議長（森田公明君） 全員賛成。よって、議案第86号は委員長報告のとおり可決されました。

◎日程第19 議案第87号 令和4年度長和町一般会計補正予算（第9号）について
（町長提出）

○議長（森田公明君） 次に、日程第19 議案第87号 令和4年度長和町一般会計補正予算（第9号）についてを議題とします。

まず、総務経済常任委員会に付託された議会事務局、総務課、企画財政課、情報広報課、産業振興課及び建設水道課の所管する補正予算について、委員長の報告を求めます。

原田総務経済常任委員長。

○総務経済常任委員長（原田恵召君） 議案第87号 令和4年度長和町一般会計補正予算（第9号）について、担当者から説明後、審査に入りました。

最初に、議会係、インターネット回線と合わせてパソコン40万円が計上されているが、用途の詳細はの質問に対し、町の議会だより作成のため、現在個人のパソコンで作成しているため、費用は印刷代のみとなっており、近隣町村の半分ぐらいで済んでいる。経費削減のためにも購入をお願いするものと答弁がありました。

また、来年度以降計画されている議会会議システム等の導入に当たっては、高額になるので補助金を充てての予算化をお願いしたいと質問があり、行政側も使用することになるため、議会でもよく検討しなければならない。財源については補助金、交付金等を充てられるよう、議会事務局と調整、研究していきたいと答弁がありました。

総務係については、質疑なし。

次に、防災担当。各支所の備品でおむつはどうなっているのかの問いに対して、大人・子供のおむつ・生理用品・ミルクは既に購入して備蓄してありますと答弁がありました。

今回の予算での購入はないのかの質問に対し、当初予算で購入予定だったので購入をしましたと答弁がありました。

広報等で周知してほしいと要望があり、役場にも備蓄してあるのかの問いに対して、備蓄してあると答弁がありました。

次に、総務課の長久保支所係。老人福祉センターの工事は終わったのかの質問に対し、屋根の改修を5年度で行いますと答弁がありました。

次に、税務係、質疑なし。

企画財政課まちづくり政策係。任期中の長和町地域おこし協力隊は4名かの質問に対し、まちづくり政策係に4名、商工観光係に2名、文化財係に1名所属していますと答弁がありました。

財政係について、質疑なし。

次に、情報広報課情報広報係。管理台帳のデータの保存はどのようになっているのかの質問に対し、データは維持管理業者に渡し、業者所有のパソコンにて管理していると答弁がありました。

各種イベント等で取材した映像の保存はどうなっているのかの質問に対し、映像データは情報館で保存しておりますと答弁がありました。

来年度以降も同様の形態で業務委託をやっていくのか、同じ放送の繰り返しではなく、新たにタイムリーな話題の放送やオンデマンド、生中継など、お金がかかると思うがこれらへの取組についての移行を教えてほしいの問いに対しまして、振興公社への委託はあり方検討委員会において検討を進めていきたいと考えています。もし町で番組制作業務を行う場合には、社員の処遇の検討や、今後新規の加入者の増加が見込めない中での将来を見越した適正な人員・機材による運営も検討しなければなりません。運営形態についての公社との協議は、来年度も続くと思うので、今年度同様の形態で運営をしながら検討していきたいと考えています。オンデマンドや生中継は日進月歩で技術も進んでおり、お金だけでなく、制作者の知識と技術も必要であるので検討していきたいと思っています。また、DXに絡めて、今ある情報発信ツールの入力一元管理を進めていきたいと考えています。来年度予算で対応していきたいので、審議の際、よろしく申し上げますと答弁がありました。

町の話は、月に何度ペースで行っていますかの問いに対し、月に1度のペースで、最終土曜日と翌週の月曜日に再放送を行っていますと答弁がありました。

振興公社への取材依頼を増やして充実した放送にしていってほしいと要望がありました。

また、有線放送の文字放送で、終了したものがテロップで流れているという指摘があり、気をつけて確認をしますと答弁がありました。

次に、農政係。長門牧場周辺の大規模農家が獣害柵の設置を行うということであるが、維持管理などは誰が行うのかと質問があり、長門牧場内で土地を借り耕作をしている3戸の農業者が維持管理を行いますと答弁がありました。

次に、林務係、質疑なし。

次に、商工観光係。たかやまスキー場第2駐車場にてサバイバルゲームをしているが、町として利用料を取らないのかの質問に対して、長和町スポーツコミッションの事業を町は支援しています。今回、町は利用料を徴収していません。現状、町がスポーツコミッションから利用料を徴収することは考えていませんが、今後検討してまいりますと答弁がありました。

次に、建設耕地係。松尾橋は木材で修繕するのかなど質問があり、木橋ですので防腐材を塗った木材で修繕をしますと答弁がありました。

また五十鈴川沿いの桜について、違う種類の木を植えることや定期的な伐採等を考えているのかの質問に対し、今後について検討してまいりますと答弁がありました。

また、先ほどの木の話など経過として記録を残していただきたいと要望がありました。

次に、山宮川の延長は結構あるが、どの程度改修を行う予定かの質問に対し、今年度に全長77メートルを行う予定ですと答弁がありました。

他に質疑なく、討論なく、全員賛成により議案第87号は可決すべきものと決定されました。

以上、報告いたします。

○議長（森田公明君） 次に、社会文教常任委員会に負託された、町民福祉課、こども・健康推進課及び教育課の所管する補正予算について、委員長の報告を求めます。

田福社会文教常任委員長。

○社会文教常任委員長（田福光規君） 議案第87号 令和4年度長和町一般会計補正予算（第9号）についてのうち、町民福祉課、こども・健康推進課、教育課が所管する中身について審査を行った結果を御報告いたします。

担当課の説明のうち、質疑応答を行いました。討論なく、採決の結果、全員賛成により可決すべきものと決定いたしました。

質疑応答の内容は、以下のとおりです。

最初に、町民福祉課窓口係です。コンビニ交付の手数料は何件分を想定しているのかとの問いに対して、50件を想定していますとの答弁でした。

福祉医療費の乳幼児から小学校3年分について、補正額は大きいようだが、どのように積算しているのか、また、増額の原因はとの問いに対して、今年度、上半期支払い分の月平均から積算しております。増額の原因としましては、例年と比較し、今年度は医療費単価が大幅に増額となっているためですとの答弁でした。

単価が上がっている原因を把握しているかとの問いに対して、原因については把握手段がなく不明ですとの答弁でした。

障がい児日常生活用具について、実績見込みによる補正とあるが、予定される支給用具とは何かとの問いに対して、現在入院している障がい児が、これから在宅で生活するに当たり申請が予定されているもので介護ベッドとなりますとの答弁でした。

次に、町民福祉課生活環境係です。総務費の企画費の地球温暖化対策事業について、支障がなけ

れば委託先等を教えていただきたいとの問いに対して、複数の業者と協議しているが、来年度、本格的に調査する中で、一般質問等でも御説明しているとおりに、脱炭素先行地域や重点対策加速化事業等は、計画を作成した上で対応になる。よって、計画が重要であり、計画についても交付金等を利用したいと思う。計画をつくるにしても町内の基礎調査もしなければならぬので、早期に基礎的な調査ができるよう業者に業務委託したいと思う。委託先については、これからですとの答弁でした。

交通安全対策費の工事請負費とは具体的にどういった設備の修繕なのかとの問いに対して、道路表示の再塗布とカーブミラーの修繕であるとの答弁でした。

地域猫の関係について25万円補正しているが、管理の方法や25万円の増で申請分に対応できるのかとの問いに対して、地域猫活動については、野良猫がこれ以上増えないような取組で地域で猫を見守っていくという目的のため、野良猫の世話をしている方を含め、地区の区長さんに申請を行っていただいている。今年度の実績について、当初予算で50頭掛ける5,000円分取っていたが、既に申し込みが多数あり、現時点でプラス31頭を見込んでいる。ただ、見込み等数では足りない可能性があるため、当初予算と同等分の増額とさせていただいたの答弁でした。

野良猫は管理がうまく行わなければ、これからも無制限に増えてしまうと思うが、ブレーキをかける施策は町としてあるのかとの問いに対して、こつこつと地域猫活動を進めていくしかないと思う。地域猫活動だけではなく、現に飼育されている方が適切なペットの飼い方をしていただくよう、情報発信・周知をしていきたいとの答弁でした。

空き家等実態調査委託料について、調査数の増とPCの購入について、それぞれ数字を入れてほしいとの問いに対して、今、見積書の内訳を持ち合わせておらず、PCの購入についての具体的な数字をお示しすることができないが、調査数については、令和3年の調査件数を基に全体で566件を想定していた。空き家等の現地調査を委託している業者が過去の調査などを含めて確認したところ、実際は空き地なども含めて752件となった。その差額分の委託料の増加となる。また、PCについて、現在の庁舎内のシステムでも利用できるが、役場全体で利用できる人数が定められていることから、PCを新たに購入し、空き家対策専用の端末として利用できるようにするための増額であるとの答弁でした。

後ほど補正額の内訳が報告されました。調査件数の増加分が44万7,187円、システムPCの値段が35万3,045円とのことでした。

次に、こども・健康推進課子育て支援係です。物価高騰による食材費への影響はないのかとの問いに対して、和田保育園は、賄い材料費の増額補正の中で、人数の増によるもののほか、物価高騰による増額分も含めて計上している。ながと保育園は、物価高騰の影響はあるが、予算の中で運用できているとの答弁でした。

次に、教育課学校教育係です。和田小学校の電気料以外について増額がないのはなぜかとの問いに対して、両小学校とも節電への取組を行っていただいておりますが、これまでの使用実績や、今後

の見通しなどの精査の結果、和田小学校に関しては当初予算の見込みで間に合うと判断いたしましたの答弁でした。

節電の工夫によって児童の学校環境に支障はないのかとの問いに対して、児童の学習環境を良好に維持することが最優先であると考えておりますので、節電に関しては支障のない範囲での工夫をお願いしていますとの答弁でした。

次に、教育課社会教育係です。電気料の増額について、どの施設を指しているのかとの問いに対して、和田陶芸クラブで使用している旧和田中学校の調理実習室の分ですとの答弁でした。

古町コミュニティセンターの街灯設置について、現在、施設西側で行っている道路拡張工事と関係はあるのかとの問いに対して、町の皆様からの要望を受けて施設西側駐車場の電柱沿いに計3基の設置を予定していますが、現在、施工中の道路拡張工事とは別に実施いたしますとの答弁でした。

古町コミュニティセンター講堂のスクリーンの使用についてどのようなものかとの問いに対して、ホールのステージ前に役場会議室と同様、天井収納式でサイズも同等のもので計画していますとの答弁でした。

体育施設の電気料と利用者から徴収している照明使用料の収入増は見込めないのかとの問いに対して、照明代は徴収しており、体育施設のほうに充当しておりますが、利用者のほとんどが町内の方で減免対象となり収入が少ない状況ですとの答弁でした。

次に、教育課文化財係です。黒耀石体験ミュージアムの入館者数が増加しているということであるが、その実数と利用者層の傾向についてどうなのかとの問いに対して、黒耀石体験ミュージアムの入館者数は11月末の時点で1万8,833名を数え、コロナ禍以前である平成30年度の年間入館者数を超えています。入館者の傾向としては、個人で訪れる大人の割合が大きく伸びており、それが記念品売上げの増加にもつながっていますとの答弁でした。

以上で、報告を終わります。

○議長（森田公明君） 委員長の報告を終わります。

議案第87号 令和4年度長和町一般会計補正予算（第9号）についての委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 質疑を終結し、討論を行います。討論ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 討論を終わります。

これより議案第87号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することに賛成議員の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

○議長（森田公明君） 全員賛成。よって、議案第87号は委員長報告のとおり可決されました。

◎日程第20 議案第88号 令和4年度長和町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）について

（町長提出）

◎日程第21 議案第89号 令和4年度長和町介護保険特別会計補正予算（第2号）について

（町長提出）

○議長（森田公明君） 次に、日程第20 議案第88号 令和4年度長和町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）について及び日程第21 議案第89号 令和4年度長和町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてを一括して議題とします。

本案に対する委員長の報告を求めます。

田福社会文教常任委員長。

○社会文教常任委員長（田福光規君） 議案第88号 令和4年度長和町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）についての審査結果を御報告いたします。

担当課の説明の後、質疑応答を行いました。討論なく、採決の結果、全員賛成により可決すべきものと決定いたしました。

質疑応答の内容は以下のとおりです。

国保税の還付を過去5年に遡って行うということだが、対象者が社会保険に加入して本来国保資格を喪失したのはいつか、また件数は何件かとの問いに対して、件数は1件で、平成29年に社会保険に加入していますとの答弁でした。

社会保険に加入した場合、国保資格の喪失手続を加入者がしなければならないのかとの問いに対して、資格の喪失は保険者では分からないため御本人に手続を行っていただく必要があります。異動が多い時期に広報していきたいと考えていますとの答弁でした。

議案第89号 令和4年度長和町介護保険特別会計補正予算（第2号）についての審査結果を御報告いたします。

担当課の説明の後、質疑応答を行いました。討論なく、採決の結果全員賛成により可決すべきものと決定いたしました。

質疑応答の内容は以下のとおりです。

施設サービスの給付費が伸びているが、人数はどのくらい増えたのかとの問いに対して、短期での入所の利用等もあり、その都度人数を把握することは難しいですとの答弁でした。

施設サービスとはどういった施設でのサービスのことかとの問いに対して、常時介護が必要で在宅での生活が困難な人が利用する特別養護老人ホーム、状態が安定している人の在宅復帰ができるような支援するための介護老人保健施設、長期の療養を必要とする人で医療と介護が必要な人が利用する介護医療院でのサービスになりますとの答弁でした。

以上で、報告を終わります。

○議長（森田公明君） 委員長の報告を終わります。

まず、議案第 88 号 令和 4 年度長和町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第 2 号）についての委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 質疑を終結し、討論を行います。討論ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 討論を終わります。

これより議案第 88 号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することに賛成議員の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

○議長（森田公明君） 全員賛成。よって、議案第 88 号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 89 号 令和 4 年度長和町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）についての委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 質疑を終結し、討論を行います。討論ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 討論を終わります。

これより議案第 89 号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することに賛成議員の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

○議長（森田公明君） 全員賛成。よって、議案第 89 号は委員長報告のとおり可決されました。

◎日程第 22 議案第 90 号 令和 4 年度長和町観光施設事業特別会計補正予算（第 2 号）について

（町長提出）

◎日程第 23 議案第 91 号 令和 4 年度長和町和田財産区特別会計補正予算（第 2 号）について

（町長提出）

◎日程第 24 議案第 92 号 令和 4 年度長和町上水道事業会計補正予算（第 1 号）について

（町長提出）

◎日程第25 議案第93号 令和4年度長和町公共下水道事業及び排水処理施設事業
会計補正予算（第1号）について

（町長提出）

○議長（森田公明君） 次に、日程第22 議案第90号 令和4年度長和町観光施設事業特別会計補正予算（第2号）についてから、日程第25 議案第93号 令和4年度長和町公共下水道事業及び排水処理施設道事業会計補正予算（第1号）についてまでを一括して議題とします。

本案に対する委員長の報告を求めます。

原田総務経済常任委員長。

○総務経済常任委員長（原田恵召君） それでは、順次報告をいたします。

まず、議案第90号 令和4年度長和町観光施設事業特別会計補正予算（第2号）について、担当者から説明後、審査に入りました。審査の内容は、次のとおりです。

不動産売払収入の内容を教えてくださいと問いがあり、販売された区画は学者村別荘地第1期で広さは372平米、売払い単価2,000円、74万4,000円が販売単価となります。販売いただいた会社、リゾートメンテナンス様で当会計へは事務手数料としての2分の1となる37万2,000円を納入いただきましたと答弁がありました。

販売された区画に別荘は建築されるのかの問いに対しまして、今回販売された区画に隣接するオーナーが購入されたので建築される予定はありませんと答弁がありました。

他に質疑なく、討論なく、全員賛成により議案第90号は可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第91号 令和4年度長和町和田財産区特別会計補正予算（第2号）について、担当者から説明後、審査に入りました。審査の内容は次のとおりです。

松茸山が町有林だったとのことだが、来年から自由に入山していいのかの問いに対しまして、止山でないので自由に入ることができるかと答弁がありました。

他に質疑なく、討論なく、議案第91号は全員賛成で可決すべきものと決定されました。

次に、議案第92号 令和4年度長和町上水道事業会計補正予算（第1号）について、担当者から説明後、審査に入りました。

審査の内容は次のとおりです。

システム改修は必要なものであったのかの問いに対しまして、既存のシステムでは基本料金を減免すること、減免の対象者と対象外を区別することができなかった。この部分は職員の手作業では対応することができなかったため、システムの改修を行いました。住民等へ説明ができるようにするためには必要なことでありましたと答弁がありました。

事業が終了したらシステムは元に戻す必要があるのかの問いに対しまして、システムの機能を追加した形になったので元に戻す必要はありませんと答弁がありました。

他に質疑なく、討論なく、全員賛成により議案第92号は可決すべきものと決定されました。

次に、議案第93号 令和4年度長和町公共下水道事業及び排水処理施設事業会計補正予算（第

1号)について、担当者から説明後、審査に入りました。

質疑なく、討論なく、全員賛成により議案第93号は可決すべきものと決定されました。

以上、報告いたします。

○議長(森田公明君) 委員長の報告を終わります。

最初に、議案第90号 令和4年度長和町観光施設事業特別会計補正予算(第2号)についての委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございますか。

(「なし」の声あり)

○議長(森田公明君) 質疑を終結し、討論を行います。討論ございますか。

(「なし」の声あり)

○議長(森田公明君) 討論を終わります。

これより議案第90号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することに賛成議員の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長(森田公明君) 全員賛成。よって、議案第90号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第91号 令和4年度長和町和田財産区特別会計補正予算(第2号)についての委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございますか。

(「なし」の声あり)

○議長(森田公明君) 質疑を終結し、討論を行います。討論ございますか。

(「なし」の声あり)

○議長(森田公明君) 討論を終わります。

これより議案第91号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することに賛成議員の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長(森田公明君) 全員賛成。よって、議案第91号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第92号 令和4年度長和町上水道事業会計補正予算(第1号)についての委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございますか。

(「なし」の声あり)

○議長(森田公明君) 質疑を終結し、討論を行います。討論ございますか。

(「なし」の声あり)

○議長(森田公明君) 討論を終わります。

これより議案第92号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することに賛成議員の挙

手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長（森田公明君） 全員賛成。よって、議案第92号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第93号 令和4年度長和町公共下水道事業及び排水処理施設事業会計補正予算（第1号）についての委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございますか。

(「なし」の声あり)

○議長（森田公明君） 質疑を終結し、討論を行います。討論ございますか。

(「なし」の声あり)

○議長（森田公明君） 討論を終わります。

これより議案第93号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することに賛成議員の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長（森田公明君） 全員賛成。よって、議案第93号は委員長報告のとおり可決されました。

◎日程第26 議案第94号 長和町過疎地域持続的発展計画の変更について

(町長提出)

◎日程第27 議案第95号 上田地域広域連合規約の変更について

(町長提出)

○議長（森田公明君） 次に、日程第26 議案第94号 長和町過疎地域持続的発展計画の変更について及び日程第27 議案第95号 上田地域広域連合規約の変更についてを一括して議題とします。

本案に対する委員長の報告を求めます。

原田総務経済常任委員長。

○総務経済常任委員長（原田恵召君） 議案第94号 長和町過疎地域持続的発展計画の変更について、担当者から説明後、審査に入りました。

審議の内容は、次のとおりです。

再生可能エネルギーについて、来年度予算に計画していく事業は付加されているのかの問いに對しまして、過疎債を借り入れるための計画となっているため、今後、策定予定の地方公共団体実行計画などに合わせて必要に応じ変更したいと考えておりますと答弁がありました。また、地球温暖化対策に関する宣言を受けて、これから事業計画をしていくわけですが、それに合わせて過疎計画を変更していけばと考えておりますと答弁がありました。また、年度ごと事業を起こしたときに、その財源としてこの過疎債を充てるためのものでありますと答弁がありました。

他に質疑なく、討論なく、全員賛成で可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第95号 上田地域広域連合規約の変更について、担当者から説明後、審査に入りました。質疑なく、討論なく、全員賛成で可決すべきものと決定いたしました。

以上、報告いたします。

○議長（森田公明君） 委員長の報告を終わります。

まず、議案第94号 長和町過疎地域持続的発展計画の変更についての委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 質疑を終結し、討論を行います。討論ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 討論を終わります。

これより議案第94号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することに賛成議員の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

○議長（森田公明君） 全員賛成。よって、議案第94号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第95号 上田地域広域連合規約の変更についての委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 質疑を終結し、討論を行います。討論ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 討論を終わります。

これより議案第95号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することに賛成議員の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

○議長（森田公明君） 全員賛成。よって、議案第95号は委員長報告のとおり可決されました。

◎日程第28 議案第97号 長和町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

（町長提出）

○議長（森田公明君） 次に、日程第28 議案第97号 長和町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案に対する委員長の報告を求めます。

原田総務経済常任委員長。

○総務経済常任委員長（原田恵召君） 議案第97号 長和町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、担当者から説明後、審査に入りました。質疑なく、討論なく、全員賛成で可決すべきものと決定いたしました。

以上、報告します。

○議長（森田公明君） 委員長の報告を終わります。

議案第97号 長和町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 質疑を終結し、討論を行います。討論ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 討論を終わります。

これより議案第97号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することに賛成議員の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

○議長（森田公明君） 全員賛成。よって、議案第97号は委員長報告のとおり可決されました。

◎日程第29 陳情第3号 免税軽油制度の継続を求める陳情

○議長（森田公明君） 次に、日程第29 陳情第3号 免税軽油制度の継続を求める陳情についてを議題とします。

本案に対する委員長の報告を求めます。

原田総務経済常任委員長。

○総務経済常任委員長（原田恵召君） 陳情第3号 免税軽油制度の継続を求める陳情について、質疑なく、討論なく、全員賛成で採択することに決定いたしました。

○議長（森田公明君） 委員長の報告を終わります。

陳情第3号 免税軽油制度の継続を求める陳情についての委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 質疑を終結し、討論を行います。討論ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 討論を終わります。

これより陳情第3号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は採択であります。委員長報告のとおり採択することに賛成議員の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長（森田公明君） 全員賛成。よって、陳情第3号は委員長報告のとおり採択されました。

◎日程第30 陳情第4号 安全・安心の医療・介護実現のため人員増と処遇改善を求める陳情

○議長（森田公明君） 次に、日程第30 陳情第4号 安全・安心の医療・介護実現のため人員増と処遇改善を求める陳情についてを議題とします。

本案に対する委員長の報告を求めます。

田福社会文教常任委員長。

○社会文教常任委員長（田福光規君） 陳情第4号 安全・安心の医療・介護実現のため人員増と処遇改善を求める陳情の審査結果を御報告いたします。

質疑、討論なく、採決の結果、全員賛成により陳情第4号は採択することに決定いたしました。

報告は、以上です。

○議長（森田公明君） 委員長の報告を終わります。

陳情第4号 安全・安心の医療・介護実現のため人員増と処遇改善を求める陳情についての委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 質疑を終結し、討論を行います。討論ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 討論を終わります。

これより陳情第4号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は採択であります。委員長報告のとおり採択することに賛成議員の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長（森田公明君） 全員賛成。よって、陳情第4号は委員長報告のとおり採択されました。

ここで暫時休憩いたします。そのままお待ちください。

休 憩 午前10時37分

再 開 午前10時38分

○議長（森田公明君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

ここで、お諮りいたします。お手元に配付のとおり、町長から追加議案が提出されております。この際、これを日程に追加し、議題としたいと存じますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 異議なしと認め、これを日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

た。

◎日程第1 議案第 98号 長和町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定
について

(町長提出)

◎日程第2 議案第 99号 令和4年度長和町一般会計補正予算(第10号)について

(町長提出)

◎日程第3 議案第100号 東北信市町村交通災害共済事務組合格約の変更について

(町長提出)

○議長(森田公明君) 追加議事日程第1 議案第98号 長和町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定についてから、日程第3 議案第100号 東北信市町村交通災害共済事務組合格約の変更についてまでを一括して、上程いたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

羽田町長。

○町長(羽田健一郎君) 先ほどは本議会に提案させていただきました全議案につきまして御議決を頂きまして、ありがとうございました。

さて、本議会に追加議案として提案をさせていただきました条例案1件、補正予算案1件及び東北信市町村交通災害共済事務組合格約の一部を改正する規約についての御説明を申し上げさせていただきます。

まず、議案第98号 長和町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定については、地方分権の進展に伴い、地方行政の高度化、専門化が進む中で行政部門では得られにくい高度の専門性、優れた識見を有する人材を活用する必要性が高まっていることに伴い、5年もしくは3年を超えない範囲で採用することができるよう、国の一般職の任期付職員の採用に関する法律に基づき、条例を新たに制定するものでございます。

次に、議案第99号 令和4年度長和町一般会計補正予算(第10号)につきまして、主な内容を御説明させていただきます。

今回の補正につきましては、長和町黒耀石鉾山遺跡を取り上げたドキュメンタリー映画「掘る女縄文人の落とし物」について、町民の皆さんに黒耀石の文化財としての理解を深めていただくとともに、歴史遺産を生かした地域教育の推進、町の情報発信と観光振興に寄与することを目的としまして、3月26日に町内で上映するための経費でございます。

それぞれ歳入歳出ともに増額をいたしまして、総額で67億2,579万6,000円とするものでございます。

次に、議案第100号 東北信市町村交通災害共済事務組合格約の一部を改正する規約につつま

して御説明をさせていただきます。

今回の規約の改正につきましては、東北信市町村交通災害共済事務組規約中、事務所の位置を長野市から東御市に変更するものでございます。

以上、追加議案として提案をさせていただきました議案について、概要のみ説明をさせていただきましたが、詳細につきましては、御審議の際、担当課長より説明を申し上げますので、原案を御承認賜りますようお願いを申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（森田公明君） 提案理由の説明を終わります。

ただいま追加した議案は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略し、本日審議し、即決といたしたいと存じますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 異議なしと認め、追加した議案は本日審議することに決定いたしました。

最初に、追加議事日程第1 議案第98号 長和町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定についてを議題とします。

担当課長の詳細説明を求めます。

長井総務課長。

○総務課長（長井 剛君） それでは、私のほうから説明をさせていただきます。

追加議案書の1—1ページを御覧いただきたいと思っております。

議案第98号 長和町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定につきまして、議会の議決を求めるものでございます。

条文は1—2ページからになります。

先ほど町長の提案説明でもございましたが、第2条で地方分権の進展に伴いまして、地方行政の高度化・専門化が進む中で、これらの変化に対応し、今後必要とされる高度な専門的な知識経験、優れた識見を有する人材を活用する需要が高まってきているということに伴いまして、職員の任期を定めた上で採用することができることとしております。

このほか必要条文につきましては、国の一般職の任期付職員の採用に関する法律に基づきまして整備をし、新たに本条例を制定するものであります。

なお、施行期日につきましては、公布の日からとしております。

説明は、以上でございます。

○議長（森田公明君） 議案の説明を終わります。

本案に対する質疑を行います。質疑ございますか。

○4番（佐藤恵一君） ただいまの条例に関しまして、高度の専門的な知識または優れた見識ということなのですが、具体的にはどのようなことでしょうか。長和町のほうとして当てはめにくければ、他市町村ではどのような人がこの条例に当たりますか。

○議長（森田公明君） 長井総務課長。

○総務課長（長井 剛君） 高度な専門的な知識を有する方、主にはお医者さんですとか、あとは学者さんですとか、そういった皆さん方が高度な専門的な知識を有するという方に当たるといふふうに考えております。

○議長（森田公明君） 原田議員。

○7番（原田恵召君） まだ読み込んでいないので漏れがあるかもしれませんが、ここに出てきたのは準則で出てきたのか、それともこれを今、条例化しなければいけない理由があるのか。また、今、お医者さんという話があったんですけども、医者を選定してのこの条例なのか。それとも一つ、公布の日からという話があったんですけども、いつを公布の日にする予定なのか。また3年、5年という年数という話がございましたが、その3年、5年という年数については、この中に書いてあるのかどうか、お願いします。

○議長（森田公明君） 長井総務課長。

○総務課長（長井 剛君） 今、御質問でお答えしましたのは、他市町村ではどのような方がいるのかという御質問の中で医師とかそういった皆さん方というお答えをしました。当町では、医師は想定しておりません。

それから、公布の日ですけれども、本議会で御議決を頂ければ、即刻公布をさせていただきたいというふうに考えております。

そして、最後に5年から3年ということがございますけれども、これは条例の中には規定してございませんが、法律の中で3年もしくは5年というような規定がございます、それをそのまま当町のほうでも採用してまいりたいということがございます。

○議長（森田公明君） 原田議員。

○7番（原田恵召君） 最初の準則なのかということ。それと、これを適用する職員がいるということでこれを今出しているのか。まず、準則なのかどうかお願いします。

○議長（森田公明君） 長井総務課長。

○総務課長（長井 剛君） 準則ということがございます。適用する職員につきましては、今後、必要に応じて適用してまいりたいと思います。

○議長（森田公明君） 渡辺議員。

○9番（渡辺久人君） 私、総務経済常任委員会の中で類似した質問を行いました。その中で、それを受けてこの条例を作成したのではないかなんて思うわけですけども、やはり公務員としては60歳定年、再来年から順次65歳まで延長されるわけですけども、その間に、幾ら高度な技術があったとしても後継者を育成するというのは管理職の職務だと思います。それを怠っていたとは言いませんけれども、そういった中でこの条例を当てはめていくのは、あるいは、本来法の中にも勤務延長というのは1年を超えない範囲で3年までといわれている中で、あえてこの条例を作成した意味がよく分からないんですけども、説明できたらお願いします。

○議長（森田公明君） 高見沢副町長。

○副町長（高見沢高明君） この任期付職員の採用等に関する条例については、他市町村では、それこそ先ほどありましたように地方自治分権の関係でそれぞれ採用できるということで、基本的には先ほど課長が申し上げたとおり、医師ですとか弁護士ですとか、または研究員だとか、そういう幅広く専門的なことを学んできている民間からの活用というのが一番大きな目的の条例というような形になります。

今、渡辺議員の質問については、あくまでも定年というのは一般職の場合ですけど、今回についてはそういう普通の採用ではなくて、そういう医師、弁護士、またはあるところでは保育士とかそういうところにも限定されるところもあるみたいなんですけど、そういう方々の職種のほうから新たに町の人材を確保するという意味での条例ということでございます。

先ほどあったように任期付の採用する法律につきましては、平成14年のほうから任用になっていまして、他の市町村については必要に応じてそれぞれ既にもう改正しているところが多いわけですが、当町においてはそこまでは民間からの活用については必要がなかったということで、今回についてはまた幅広く人材を活用していきたいというような趣旨に基づきまして、今回新たにお願いしている条例ということでもよろしくお願ひいたします。

○議長（森田公明君） 渡辺議員。

○9番（渡辺久人君） 分かりました。ただいまの説明で、おおむね分かったんですが、採用ってあるんですけども、やっぱり一旦は退職するという、あるいは職名や役職等の付加がつくのかどうか、そこら辺のところをお伺いします。

○議長（森田公明君） 高見沢副町長。

○副町長（高見沢高明君） 考え方によって、あくまでも民間ということで、先ほど言った医師とか弁護士とかそういう方については退職とかというのは、そちらの会社なり所属する機関で起こるのが1点と、例えばの話、行政の関係で極端なこと言えば、退職をした後に民間人になっての活用と、またはよく採用されているのは、長野県職を一旦退職して、それでその分野で非常に功績があった人たちをそれぞれ今のこの任期付職員という形で市町村で採用するというような例がありますので、あくまでも定年とかそういう一般職とかという問題にはならないということでございます。

○議長（森田公明君） よろしいでしょうか。ほかに質疑ございませんか。

龍野議員。

○2番（龍野一幸君） すみません、第4条に7つのスキル、その後に7つの基準となる職務と書いてあるんですけども、これをどなたが決めるのか。ちょっと全文読み切っていないんですけども、どなたがどのように決めていくのか、判断するのか教えてください。

○議長（森田公明君） 高見沢副町長。

○副町長（高見沢高明君） この第4条の1から7号までについての質問だと思うんですが、この右側に、この月額ということで、例えば1号俸については38万2,800円というような形から、7号については84万7,800円というような形になっている。これはあくまでも県のほうには、

既にこの任期付条例がありまして、それを参考に県と同様と、準則にのっとって行っているということでありまして、この1から7についてはそれぞれの職種がありまして、高度の中でも特に高度な必要とか、本当に必要でもうこれしかできないとか、学者さんです、そういうような形を用いる場合については、この1から7の間で町長がそれを判断して決定していくということでありまして、よろしくお願ひいたします。

○議長（森田公明君） よろしいでしょうか。ほかに質疑ございませんか。

原田議員。

○7番（原田恵召君） 読み込んでないので質問しづらいんですが、期末手当等は同じようにこの方にも出すような形になっているんでしょうか。そこら辺書いていないと思うんですけど。

○議長（森田公明君） 長井総務課長。

○総務課長（長井 剛君） お答えします。

給料ですとか手当につきましては、第5条のところから5条の2にかけまして記載をしてございます。給料につきましては、この中で、長和町の一般職の職員の給料に関する条例において規定されているものが適用となりますけれども、そのうち削除事項がございますので、それに沿った形で適用をしております。

○議長（森田公明君） 原田議員。

○7番（原田恵召君） その5条の中に細かく書いてあるんですが、最後のところに特定任期付職員には適用しないと書いてあるのは、期末手当とか勤勉手当とか、ひょっとしたら通勤手当とかそういうこともあるのかなというふうに思うんですが、そこら辺は今は分からないですか。

○議長（森田公明君） 長井総務課長。

○総務課長（長井 剛君） この中で第5条につきましては、給料表の関係、それから職務の級、初任給及び異動した場合の号俸、それから昇給に関する条項が第6条、第7条では昇給の関係です、失礼しました。第7条の2で給料の構成の関係について述べられております。それから第11条につきましては給料の調整額、それから第12条につきましては扶養手当の支給、第14条につきましては扶養手当の額、第15条につきましては扶養手当の支給方法、それから第16条につきましては住居手当の支給ですとかについて記載されております。これらについては適用にならないということでございます。

○議長（森田公明君） 原田議員。

○7番（原田恵召君） 支給される手当もあるけど支給されないのもあるという言い方で期末手当は出るということですか。

○議長（森田公明君） 高見沢副町長。

○副町長（高見沢高明君） ちょっと暫時休憩をしてください。

○議長（森田公明君） 今、調べさせますので暫時休憩といたします。

休 憩 午前10時58分

再 開 午前10時59分

○議長（森田公明君） 会議を再開いたします。

長井総務課長。

○総務課長（長井 剛君） 御質問の期末手当、勤勉手当の関係ですけれども、こちらにつきましては手当は支給をいたします。（「ないの、ない」と呼ぶ者あり）ない手当につきましては、時間外勤務手当、扶養手当、管理職手当、それから勤勉手当についてはないということでございます。

○議長（森田公明君） よろしいですか。

原田議員。

○7番（原田恵召君） 今、勤勉手当はないと言いましたよね。その前に勤勉手当は期末とあると言いましたよね。

○議長（森田公明君） 長井総務課長。

○総務課長（長井 剛君） 申し訳ございません。言い間違いでございます。あるのは期末手当と通勤手当でございます。訂正しておわび申し上げます。

○議長（森田公明君） 原田議員。

○7番（原田恵召君） しつこくなりますけれども、例えば今の話の医者だったり弁護士だったりという人を採用するときに期末手当がなかったらいやだよという話になるかもしれない。そのときにきちんとしておかなきゃいけないのでお聞きしたのですけれども、優秀な人がいるんだったらこの制度を利用して、町の発展のために活躍されればいいなというふうに思います。

以上です。

○議長（森田公明君） ほかに質疑がございますか。よろしいですか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 質疑を終結し、討論を行います。討論ございますか。

小川議員。

○8番（小川純夫君） あえて賛成討論をしたいと思います。かねてから、こうした私どもの小さな町ではなかなか専門的な職員というのは育てにくい。大きなところでは十分に専門的な部門があるわけですけど、先般も町長がちらっと新聞でそのようなことを述べているのを拝見いたしました。かねてから、事に土木関係、建設関係、あるいはIT関係、その他特殊な技術を要する部門というのはちょっと欠けていて、一般職の職員さんには気の毒ですけど、ちょっと間に合わないな。あるいは、よく建設関係から聞くんですけど、役場には分かっている人がいないということをとときどき言われたこともあります。したがって、こうした機会に遅きに失してはいますけれども、ぜひ、こうした方々に採用いただいて、実際に事務に当たっていただくと同時に後継者を育成していただくということが大変大事なことはないかと思います。

一般の職員さんはどうも3年、4年すると異動してしまいますので、なかなか専門職員が育たな

ということがございます。ぜひ、これを活用して、そうした専門的職員を育てていただきますようお願いをして、この賛成討論といたします。

○議長（森田公明君） 他に討論がございますか。

渡辺議員。

○9番（渡辺久人君） 私は反対の立場で意見を述べてさせていただきます。

先ほども申し上げましたが、委員会の中でこの質問をいたしまして、今までの後継者等が育成人が足りていなかったという意見を申し上げてきました。それから10日ばかりの間にこの条例が作成されたというふうを感じるわけですが、やはり質問してみても答弁が曖昧というようなことがありますし、ちょっと疑心暗鬼かなというそんな気がいたします。ということで、従来どおりの3年以内で次の方をというようなそういう意味合いで、私は反対の立場で討論させていただきます。

○議長（森田公明君） ほかに討論がございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 討論を終わります。

これより議案第98号を採決いたします。議案第98号を原案のとおり可決することに賛成議員の挙手を求めます。

（挙 手 多 数）

○議長（森田公明君） 賛成多数。よって、議案第98号は原案のとおり可決されました。

次に、追加議事日程第2 議案第99号 令和4年度長和町一般会計補正予算（第10号）についてを議題とします。

担当課長の詳細説明を求めます。

藤田企画財政課長。

○企画財政課長（藤田健司君） それでは、お願いいたします。議案書の2ページになります。

1枚おめくりをいただきまして、議案第99号 令和4年度長和町一般会計補正予算（第10号）につきまして御説明申し上げます。

歳入歳出の補正につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に30万円を追加し、総額を歳入歳出それぞれ67億2,549万6,000円とするものでございます。

歳入につきましては、9ページになります。

映画の上映に伴いますところの入館料等として雑入のほうへ30万円の増額補正をさせていただきました。

次に、歳出でございますが、10ページでございます。

教育費、社会教育費、公民館費につきましては、先ほどの提案理由の説明のとおりでございますけれども、3月26日に町内で上映いたしますドキュメンタリー映画「掘る女 縄文人の落とし物」につきまして、当町、長和町黒耀石鉱山遺跡を取り上げた映画でございますので、この黒耀石の文化財資源でございます鷹山遺跡と周辺施設につきまして、町民の皆様により深い関心を持って

いただくとともに、宣伝も兼ねるための経費として70万円を増額補正させていただきました。長和町、長和町教育委員会、長和町公民館を主に実行委員会を組織し、取り組んでいくものでございます。予備費につきましては、40万円を減額する補正予算を計上させていただきました。

説明につきましては以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（森田公明君） 議案の説明が終わりました。

本案に対する質疑を行います。質疑ございますか。

佐藤議員。

○4番（佐藤恵一君） ただいま説明を受けまして、当町の町民に対していろいろとアピールしていくということだったんですが、長和町をいろいろと素材にした映画でございますので、対外的といたしますか、町外に対してもいろいろ宣伝をしていっていただきたいと思うんですが、その辺の宣伝に関してはどのようにお考えでしょうか。

○議長（森田公明君） 中原教育課長。

○教育課長（中原良雄君） まず、映画を上映することによりまして、町民の皆様には地域の歴史遺産、それから歴史遺産を生かした地域教育の推進を図ってまいりたいと。映画に関しましては、町民の方限定でということではありませんので、町外の人にも御覧いただいて、長和町の情報発信ですとか、観光振興に寄与すればいいかなということで、そういったことを目的として企画上映させていただきたいというものであります。

○議長（森田公明君） よろしいでしょうか。ほかに質疑ございますか。

渡辺議員。

○9番（渡辺久人君） 歳入の30万あるわけですけども、入館料はお幾らなんでしょうか。

○議長（森田公明君） 中原教育課長。

○教育課長（中原良雄君） まだ予定でございますけれども、入館料、入場料1,000円を予定しております。

それから、入場料のほかに協賛金も集めて事業を実施してまいりたいと考えているところであります。

○議長（森田公明君） よろしいですか。ほかに質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 質疑を終結し、討論を行います。討論ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 討論を終わります。

これより議案第99号を採決いたします。議案第99号を原案のとおり可決することに賛成議員の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

○議長（森田公明君） 全員賛成。よって議案第99号は原案のとおり可決されました。

次に、追加議事日程第3 議案第100号 東北信市町村交通災害共済事務組合規約の変更についてを議題とします。

担当課長の詳細説明を求めます。

藤田町民福祉課長。

○町民福祉課長（藤田 孝君） それでは、まずは議案書の3—1ページをお開きいただきたいと思います。

議案第100号 東北信市町村交通災害共済事務組合規約の変更についてでございます。

地方自治法第290条の規定によりまして、令和5年4月1日をもって、東北信市町村交通災害共済事務組合規約に定める事務所の位置を変更するため東北信市町村交通災害共済事務組合規約の一部を変更することについて、議会の議決をお願いするものでございます。

内容につきましては、3—3ページをお開きいただきまして、新旧対象表でございますが、一部改正の内容ですが、第4条、組合の事務所の位置を長野市から東御市に変更するものでございます。東北信市町村交通災害共済事務組合は、現在、当町を含む東北信22市町村が共同で行っている交通災害共済で、交通事故等により死亡、けが、障害を負ったときに見舞金が支払われるもので、現在、長野市、長野県の自治会館でございますが、事務所を置いております。

現在、交通事故の減少によりまして、当組合の事務であります交通事故見舞金請求書は1日1件程度、今後の交通事故の減少によりましては、今以上に事務料は減少することが予想されることから、事務局のほうで関係市町村と協議をする中で、事務費削減等の検討を進めておりました。当組合の事務所を東御市——これは東御市役所に置くようになりますが、置くことで、事務局長を東御市職員の兼務により事務局長の人件費の削減、現在、当組合の事務を行っている職員は、東御市役所近くに居住のため、事務局長、事務職員を合わせた交通費が発生しないことによります通勤費の削減により、年間約300万円の経費削減によりまして、事務局体制の充実が図られ、当組合の安定した運営が図られることから、規約の一部変更を行うものでございます。

東御市におきましては、平成26年度まで東信交通災害の事務局を担っていた状況もございます。

今回、議会の議決を頂きまして、全構成市町村の議決をもちまして、組合の改正を行い、県への届出を行うものとなっております。

施行日につきましては、令和5年4月1日でございます。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（森田公明君） 議案の説明が終わりました。

本案に対する質疑を行います。質疑にございますか。

原田議員。

○7番（原田恵召君） 具体的に説明してもらったんですけど、その東御市の人が定年まであと何年あって、その後もずっと東御市でやれるのかどうかということは確認できているんでしょうか。

○議長（森田公明君） 藤田町民福祉課長。

○町民福祉課長（藤田 孝君） 今回の東御市の市役所の職員が兼務をするというのは、現在、事務局が、今の事務局長はこの3月で定年でそれも一つの要因で、東御市の職員、退職ではなくて現、いる職員が兼務を兼ねるという形で事務局長になるというふうになっております。（発言する者あり）当組合の事務を行っている女性の方については、東御市の市役所の職員ではないということです。事務局長は東御市の市役所の職員が兼務をするということでございます。

○議長（森田公明君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） 東北信のこの交通災害の共済の組合は、当時、北信と東信が分かれておったんですけれども、数年前に統合して、現在、長野の町村会の中に事務局がありまして、当時、北信の組合長をやっていたのが、小布施の町長で、小布施から事務局長が来ていました。

東信のほうは、東御市の市長が責任者をやっておったんですけれども、そのときに東信にいた女性職員、この東信共済組合の女性職員が、そのまま長野まで統合したときに通っておったんです。それが先ほど話が出た30万円の交通費ということでもありますので、今回、事務局長が定年でお辞めになるということで、それぞれの市町村の中でいろいろと協議をして、東御市が受けてもらえるということになりましたので、こういったような変更を今お願いしておるということでございます。

ですから、先ほどお話がありました方は、まだ若い女性でありますので、まだ何十年と勤めることができる年ではあります。

以上です。よろしいですか。

○議長（森田公明君） ほかに質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 質疑を集結し討論を行います。討論ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 討論を終わります。

これより議案第100号を採決いたします。議案第100号を原案のとおり可決することに賛成議員の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

○議長（森田公明君） 全員賛成。よって議案第100号は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩いたします。そのままお待ちください。

休 憩 午前11時16分

再 開 午前11時17分

○議長（森田公明君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

ここでお諮りいたします。ただいま、お手元に配付のとおり、議員より追加議案が提出されております。この際、これを日程に追加し、議題といたしたいと存じますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(森田公明君) 異議なしと認めます。よって、これを日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

ただいま追加した議案は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略し、本日審議し、即決といたしたいと存じますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(森田公明君) 異議なしと認め、追加した議案は本日審議することに決定いたしました。

◎日程第1 意見書案第5号 免税軽油制度の継続を求める意見書

(議員提出)

◎日程第2 意見書案第6号 安全・安心の医療・介護実現のため人員増と処遇改善を求める意見書

(議員提出)

○議長(森田公明君) 追加議事日程第1 意見書案第5号 免税經由制度の継続を求める意見書及び日程第2 意見書案第6号 安全・安心の医療・介護実現のため人員増と処遇改善を求める意見書を一括して、上程します。

ここでお諮りいたします。意見書案第5号及び意見書案第6号は、先ほど採択されました陳情と同趣旨でありますので、趣旨説明を省略したいと存じますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(森田公明君) 異議なしと認め、趣旨説明は省略することに決定いたしました。

意見書案第5号 免税軽油制度の継続を求める意見書を議題とします。

本案に対する質疑を行います。質疑ございますか。

(「なし」の声あり)

○議長(森田公明君) 質疑を終結し、討論を行います。討論ございますか。

(「なし」の声あり)

○議長(森田公明君) 討論を終わります。

これより意見書案第5号を採決いたします。意見書案第5号について、原案のとおり可決することに賛成議員の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長(森田公明君) 全員賛成。よって、意見書案第5号は、原案のとおり可決されました。

次に、追加議事日程第2 意見書案第6号 安全・安心の医療・介護実現のため人員増と処遇改善を求める意見書を議題といたします。

本案に対する質疑を行います。質疑ございますか。

(「なし」の声あり)

○議長（森田公明君） 質疑を終結し、討論を行います。討論ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 討論を終わります。

これより意見書案第6号を採決いたします。意見書案第6号について、原案のとおり可決することに賛成議員の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

○議長（森田公明君） 全員賛成。よって、意見書案第6号は、原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長（森田公明君） 以上で、本定例会に提出されました案件は全て終了いたしました。

よって、令和4年12月長和町議会第4回定例会を閉会といたしたいと存じますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 異議なしと認め、令和4年12月長和町議会第4回定例会を閉会といたします。

閉 会 午前11時20分

以上会議のてん末を記載し、地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

長和町議会議長 森 田 公 明

長和町議会議員 佐 藤 恵 一

長和町議会議員 羽 田 公 夫

以上会議のてん末を記載し、地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

長和町議会議長

長和町議会議員

長和町議会議員